



2008 1・2

安全センター情報



安全センター情報2008年1・2月号 通巻第346号
2007年11月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

総特集●アスベスト被害と情報公開

写真：横浜・国際アスベスト会議

アスベストの根絶をめざして

発行 株式会社 アット・ワークス

大阪市中央区谷町-1-7-3 天満橋千代田ビル8階
TEL:06-6920-8626 FAX:06-6944-9807

■本書は、全国最寄りの書店・インターネットショップでご注文・お買い求め下さい。
■書店にて本書をご注文の際は、このチラシをご持参ください。

アスベスト問題の過去と現在

石綿対策全国会議の20年

石綿対策全国連絡会議

1200円(本体1200円+税)

<http://atworx.co.jp/works/pub/34.html>



ISBN978-4-939042-34-8
C0036 ¥1200E

A5判
152頁



20年間にわたって石綿(アスベスト)対策に取り組み、過去の政府・産業界の対応を検証し、将来への予防、「すべてのアスベスト被害者・家族に公正平等な補償」「アスベスト対策基本法の制定」を中心課題として訴える活動の記録。

書店名(帳合)

注文数

アスベスト問題は終わっていない

労働者・市民シンポジウムの記録

石綿対策全国連絡会議

600円(本体600円+税)

<http://atworx.co.jp/works/pub/35.html>



ISBN978-4-939042-35-5
C0036 ¥600E

A5判
64頁



全国各地に広がるアスベスト公害による住民被害者の訴え、アスベスト被災者を抱える労働組合が果たすべき新しいイニシアチブ、アスベスト被害の歴史や国賠訴訟など裁判動向について報告した労働者・市民シンポジウムの記録。

書店名(帳合)

注文数

未来を奪う アジアのアスベスト使用

(著)ローリー・カザンアレン(訳)安間武

(編)石綿対策全国連絡会議

840円(本体800円+税)

<http://atworx.co.jp/works/pub/36.html>



ISBN978-4-939042-36-2
C0036 ¥800E

A5判
100頁



アジア全体で増加するアスベスト使用状況に対して、先駆的な被害者団体・非政府組織・労働運動家などの活動に光を当て、アスベスト根絶への国際的・学際的協力活動を提起する国際アスベスト禁止事務局メンバーの翻訳報告書。

書店名(帳合)

注文数

書店担当者様

小出版

本書は、地方・小出版流通センターの取り扱い図書です。注文制です。返品のないようお願いします。
地方・小出版流通センター【FAX】03・3235・6182【TEL】03・3200・0355

総特集／石綿被害と情報公開

石綿疾患の処理経過簿の開示請求とその結果について

時効「救済」ではなく時効「撤廃」を！
被害多発企業の疫学調査を！

中皮腫・じん肺・アスベストセンター運営委員 片岡明彦 2

欧州労使のハラスメント・暴力協定 72

IARC: 交替勤務・塗装・消防の発がん性評価 76

ロンドン・釜山 訪問記

石綿問題の国際会議・学会参加 釜山の石綿紡織工場被害現地調査

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 79

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

EUの石綿禁止: 塩素電解隔膜の例外は維持 87

各地の便り/世界から

東京●過労労災は「自己責任」ではない! 91

神奈川●新医証もとに労基署が不支給を撤回 91

北海道●クロス職人の中皮腫、再審査で逆転認定 92

大阪●空調機器労働者の中皮腫、逆転認定 94

兵庫●新たな医証検討せずに審査請求棄却 95

韓国●非正規労働者の死亡災害が2倍高い 96

韓国●韓国タイヤで相次ぐ「突然死」に関心 96

振動病●産衛学会研究会ワーキンググループ 97

石綿疾患の処理経過簿の開示請求とその結果について

時効「救済」ではなく、時効「撤廃」を！ 被害多発企業の疫学調査を！

片岡明彦

中皮腫・じん肺・アスベストセンター運営委員

「情報開示」ありき

2005年6月29日からはじまったいわゆる「クボタショック」。クボタは、かつて尼崎市・旧神崎工場で石綿水道管などを製造していた。近隣に居住した女性2名、男性1名が中皮腫で療養中（この時点でほかに2名死亡）、クボタがこの3名に見舞金を支払うこと、旧神崎工場労働者に石綿被害が多数発生していることを毎日新聞夕刊が特報した。

当時の詳細は、「アスベストショック クボタショックから2年」（アットワークス社）などにゆずるが、「ショック」とまで形容された出来事の発端は、クボタが、「自社の被害状況の詳細を開示したこと」にあった。

石綿被害の重大さにより気づいたマスコミは、政府と企業に情報を求め殺到した。もはや隠しきれないとみた企業側の被害情報公表が相次ぐ一方、政府側―経済産業省、国土交通省は、所管する業界に被害を報告するように指示し、内容的

には不十分ながら、またたくまに被害情報が集まってきた。

この騒ぎの中、石綿被害情報を最も把握しているのは労災・安全衛生行政を所管する厚生労働省であって、厚労省こそ情報公開するべきであるとの圧力が高まった。かくして、クボタショック後わずか1か月後の2005年7月末には、2004年度までの中皮腫・肺がんの労災認定事業場に関する情報を、事業場の実名を含めて厚生労働省が公表するまでになった。

しかし、その後マスコミ圧力の低下につれ企業の情報公開度は低下、それに歩調を合わせるように厚生労働省は、労災認定事業場名の公表を拒むようになった。その間、2005年度、2006年度の労災保険による肺がん・中皮腫の認定件数及び時効になった事案を救済するための石綿新法の認定件数の合計は3,000件を優に超えた。2004年度以前の認定件数の約4倍に当たる件数である。本誌でも何度も指摘したように、それでもなお補償・救済から漏れた事案が補償・救済された事案よりは

るかに多い。とりかえしのつかない過ちが行われたこと、「もし、クボタショックがなかったら」、このところを私たちは決して忘れてはならない。

「どこでどういう被害が生じているか」を社会に明らかにすることの重要性は、クボタショック後2年たったいまも変わらない。クボタショックの大切な教訓である。この貴重な教訓の実体としての膨大な数であろう労災認定事業場の公表継続を、私たちは政府・厚労省に交渉機会のあるごとに、本当に、真剣に申し入れたが、体よくあしらわれ、無視され、むなしく時間が過ぎた。なぜそんなことができるのか、そのたびに怒りにふるえた。

厚労省は、年度ごとに、都道府県別の労災補償状況をまとめホームページ上に掲載しているが、情報価値は非常に低い。そこで筆者は、いたずらに手をこまねいているよりも何かできないかと考えて、情報公開法にもとづく開示請求をしてみた。

その結果、石綿による肺がん、中皮腫などの石綿関連疾患のすべての請求事案の部分開示リストを入手、労基署別に業種別・疾病別・性別で決定件数が把握できることになった。

データを整理・分析すると、次のようなことがわかった。

- 1) 労災保険法と石綿新法(労災時効救済)において、2年間で約3,500件が業務上と認定され、その4割が建設関連だった。
- 2) 非建設関連の業種においては、少なくとも約720の事業場で労災認定事案が発生し、このうち厚労省がクボタショック直後の2005年7月と8月に公表した「2004年度以前に労災認定のあった415事業場」以外に、新たに労災認定のあった事業場が、少なくとも約520あった。
- 3) 2005年開示事業場の中には、2年間で労災認定件数を大幅に積み増したケースが、造船業などで目立つとともに、これまで認定事案がなかった、あるいはほとんどなかった事業場や業種で相当数の認定事案がみられた。

毎日新聞が2007年12月3日の朝刊1面トップで今回の開示結果を取り上げるとともに、全労基署の

業種別認定内訳を掲載するなどして、労災認定事業場名の公表を強く主張した。

翌4日の参議院厚生労働委員会では足立信也議員(民主党)がこの記事をとりあげて質問、舛添要一厚生労働大臣は、「来年春までに労災認定事業場名を公表する」と明言し、懸案であった労災認定事業場名未公表問題が、ようやく前進することになった。(ただ一方で、被害を出した企業が石綿被害と補償に関する情報公開を率先して行うべきところ、現状はごく一部を除き、どうしようもない状況が続いており、根本的な反省と改善が求められていることを指摘しておきたい。)

今後、石綿問題における一層の情報公開、石綿被害救済制度の改善、石綿新法の見直しに取り組んでいかなければならない。

とりわけ、石綿新法では3年間の期限付きで労災時効事案の救済が認められたが、これを恒久的な措置とするために、石綿被害への時効適用を撤廃する労災保険法等の改正を、石綿新法見直しまでに行わせることが緊急に課題である。石綿新法制定前に「時効撤廃法案」が民主党から提出されたが、いわゆる「郵政解散」のあおりで廃案となった。これを復活させなければならない。石綿新法施行後に時効を迎えた事案が発生しているが、今は救済の道が閉ざされている。

大量の請求・認定情報、中皮腫登録制度開始の見通しなど、石綿被害の補償・救済対策はやっと情報に基づいた将来を見据えたものを策定できる条件が整ってきた。石綿公害についてもより正確に把握し評価できる状況ができつつある今、あらためて、石綿新法の抜本的見直しとともに、アスベスト対策基本法に基づく内閣府を中心とする総合対策を確立するべきだろう。

「各々の所管官庁に問題を任せておけばよい」では絶対にいけない、このことを端的に示したのが、今回の労災認定事業場未公表問題の顛末である。

クボタショック後の石綿健康管理手帳交付数の激増、交付要件緩和に伴うさらなる増加によって、厚労省には労災部局だけではなく、安全衛生部局にも石綿ばく露のあった企業・事業場情報が集まっ

てきており、労災認定事業場の公表と合わせて、これらの事業場情報も公表されるべきものである点にも注目しておかなければならない。また、厚労省だけではなく、環境省も同じ問題を抱えている。中皮腫死亡数の市町村別データのみならず、石綿新法による市町村別認定情報は、未だに自治体に連絡されず、公表もされてはいない。

いまこそ情報公開を徹底し、英知を集めて総合的な石綿対策、対策推進体制を確立しなければ、またしても将来に禍根を残すことになる。

注意しておきたいことは、認定件数や手帳交付数の多い事業場は、それだけばく露や被害も大きいことを示しているといえる反面、退職者対策などを通じて掘り起こしが進んでいる面もあるということである。前向きな対策はこれを評価し、大企業に止まらずその関連・下請企業、建設業など中小零細企業に働く人たちを含めた石綿対策を社会全体に広めていくためにも、「情報公開」は必要不可欠である。

まちがいなく石綿被害は今後何十年と続き、すでに韓国・釜山へのニチアスの公害輸出が問題化しているように、アジアをはじめとする地域的拡散が確実視されている。日本のアスベスト対策がどうなるのかということが、アジアの石綿被害を今後どれだけ小さくできるのかということと関連していることを私たちは忘れてはいけない。

なお、本稿の末尾に、今回の処理経過簿をめぐる経過を踏まえて、情報公開の徹底と被害企業の疫学調査実施、自治体への被害情報通知義務化について述べた。日本の石綿被害の実態と全容解明は、国際的にも重要な課題であることをあらためて強調しておきたい。

処理経過簿による管理

まず、今回の開示情報の源である「処理経過簿」について述べる。

労災請求事案を「処理経過簿」によって管理している例はめずらしいことではなく、脳・心臓疾患等についても同様なやり方をとっているようである。

全国安全センターが入手した厚労省の通達類

には、石綿関連疾患に関して該当のものがなかったため、

「平成17年度以降の、石綿による業務上疾病（肺がん、中皮腫、石綿肺、瀰漫性胸膜肥厚、良性石綿胸水）の請求・業務上外認定事案、補償状況等について、調査、報告の作成、上局への提出等を厚生労働省から各労働局や各労基署の担当職宛に指示した文書、書式等の一式（通達、事務連絡、メモのすべて）。（労災保険法と石綿救済法によるもの）」として、厚生労働省に対して、7月10日付で開示請求したところ、「処理経過簿」に関する次の3つの事務連絡が開示された（ちなみに、重要な行政連絡が「通達」ではなく、より下位の「事務連絡」以下のレベルで行われ、行政文書として容易に公になってこないという問題は以前からあり、全国安全センターの厚労省交渉でも問題にしていた。）

- ① 「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿の作成について」2005年9月7日
- ② 「特別遺族給付金に係る請求・認定状況の把握について」2006年5月19日
- ③ 「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿（労災保険法分）について」2006年8月7日

①によって、石綿による肺がん、中皮腫について、2005年度以降の労災保険における決定事案すべてが登録されることになり、②で時効救済の石綿新法でのすべての請求事案が登録されるようになり、③で②に合わせるかたちで①の処理経過簿の様式が一部改変されて現在に至っている。

①から③の変更は、1件1行で登録されること、疾患コードに「3:その他」が加わるなど、記載コードが若干変更になっていることである。1件1行としたのは、データの整理分析上は当然の改訂だろう。エクセルや他のデータベースソフトを使ってデータを操作するためには不可欠だったと思われる。

こうして、「処理経過簿」が存在することがわかった。

つまり、労災認定事業場名の公表という観点では、処理経過簿関連事務連絡、それに基づいて

作成された処理経過簿がひとつの焦点ということである。また、処理経過簿の作成更新とともに、決定事案については、「調査復命書写」を局に保管せよ、との指示がなされており、石綿関連疾患の補償状況を系統的に把握し、分析できるようにしてある、ということは重要なポイントである。

処理経過簿は、現在、「労働基準行政情報システム」内の電子掲示板に登載されており、本省一局の縦方向の参照、更新が可能だが、局間の参照はできないものとみられる。つまり、処理経過簿の横の共有は図られていないようである。さらに、各事案の調査復命書に記載されているような、ばく露、認定に関する情報についてシステム上どのように共有が図られているのかもわからない。おそらく有機的な活用はされていない。

なお、処理経過簿をもとにして労災認定事業場に関する集計リストが作成されているかどうかについては、確認できていない(ある局に、そうしたリストについての開示請求をしたが、「文書不存在」という回答だった)。

以下、3つの事務連絡の全文を示す。

事務連絡
平成17年9月7日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による肺がん及び中皮腫の 処理経過簿の作成について

現在、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている状況から、労災補償行政においては、今後、石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災請求事案(以下「石綿労災事案」という。)の請求及び認定の状況について、国会等からの照会に迅速・的確に対応する必要があります。

このため、当分の間、各局及び本省において、常時、最新の石綿労災事案の請求及び認定の状況を把握できるよう、下記により平成17年4月1日以降

に請求のあったすべての事案について、石綿労災事案の処理経過簿(以下「処理経過簿」という。)を作成することとしましたので対応をお願いします。

なお、処理経過簿の項目については、「職業がん個人調査票」と内容が重複する部分が多いことから、「職業がん個人調査票」の平成18年度以降の作成・報告方法については、別途検討の上、通知します。

記

1 処理経過簿の作成方法

別添様式を電子ファイルとして労働基準行政情報システムにより各労災補償課長あて送付するので、局においてこれに各項目の内容を記入して作成し、さらにこれを労働基準行政情報システムの本省掲示板に掲示するものとする。

2 処理経過簿の初期作成

処理経過簿の初期作成は平成17年9月16日までにすること。その際、平成17年4月1日以降に請求がなされたものに加え、平成17年3月31日時点において、請求がなされているが決定がなされていない事案及び平成17年度において決定がなされた事案についても登記すること。

3 処理経過簿の更新

処理経過簿は、石綿労災事案について当該事案に係る最初の受付がなされた時点で登記し、記載事由が発生する都度更新すること。

4 調査復命書写の局での保管

石綿労災事案については、本省において個々の事案の内容の詳細を把握する必要があることも予想されることから、当分の間、決定がなされた場合には、調査復命書の写を所轄署から提出させ、局において整理・保管しておくこと。

なお、決定を行った事案について処理経過簿を更新するに当たっては、調査復命書の内容を十分確認すること。

5 記載に当たっての留意事項

(1) 「疾病名」欄については、次のコードに従い記載すること

肺がん:1 中皮腫:2

(2) 「業種」については、労災保険率表の事業の種類を記載すること。

総特集/石綿被害と情報公開

石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿

No.	局名	署名	労働者氏名		疾病名	発症年月日	事業場名		労働保険番号	死亡年月日	処理経過簿(年月日)				医学的所見等	作業期間 年々月	備考
			生年月日	性別			業種	種別			請求年月日	給付の種類	決定年月日	(業務)上・外			
												療養(補償)給付					
												休業(補償)給付					
												遺族(補償)給付					

(3) 「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされたものについて記載すること。

(4) 「(業務)上・外」欄については、次のコードに従い記載すること。

業務上:1 業務外:2

(5) 「業務外の理由」欄については、次のコードに従い記載すること。

労働者非該当:1 認定基準非該当:2
時効・その他:3

(6) 「医学的所見等」欄については、次のコードに従い記載すること。

石綿肺所見有り:1
胸膜プラーク所見有り:2
石綿小体・石綿繊維有り:3
医学的所見等無し:0

(7) 「作業従事期間」欄については、原処分庁で認定した被災労働者が従事した全ての石綿ばく露作業の合計期間を記載すること。

(8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した場合には、「備考」欄に自署が回送元である旨と、回送年月日、回送先の局署名を記載すること。また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に自署が回送先である旨と、回送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。

(9) 「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。

例 1. 他の事業におけるばく露歴を〇〇年から有する。

2. 当初じん肺で療養していたが、〇〇年から中皮腫で療養。

(10) 記載に際しては、各監督署ごとに請求年月日

順に掲示すること。

(別添書式は図を参照)

事務連絡

平成18年5月19日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課職業病認定対策室長

特別遺族給付金に係る請求・認定状況の把握について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、同法に基づく特別遺族給付金に係る請求書の受付が本年3月20日から開始されたところである。については、当該給付金に係る請求及び認定状況を把握する必要があるため、当分の間、下記により、「特別遺族給付金に係る処理経過簿」(以下「処理経過簿」という。)を作成することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 処理経過簿の入力について

労働基準行政情報システムにおいて処理経過簿様式(別添)を各局労災補償課長あて送信するので、下記(1)及び(2)により、各項目を入力した上で、労働基準行政情報システムの本省掲示版に掲示されたい。

(1) 当月中に特別遺族給付金に係る請求書の受付、他の労働基準監督署(以下「署」という。)への請求書の回送、他の署から回送された請求書の受付、支給・不支給決定を行ったものについて、各局労災補償課において、管内の各署の

状況を取りまとめた上で、翌月15日までに入力し、
掲示するものとする。

なお、自局管内の署間における回送処理についても上記と同様に入力する。

また、平成18年3月から4月において、請求書の受付、回送処理、支給・不支給決定を行ったものについては、平成18年5月31日までに入力し、
掲示するものとする。

- (2) 報告の対象となる期間内(毎月1日～毎月末)において、支給・不支給決定が行われていないものについては、「局名」、「署名」、「労働者等氏名」、「生年月日」、「性別」、「請求種別」、「請求年月日」欄までを入力すること。その後、当該事案について支給・不支給決定を行った時点で、決定日の属する月分の報告において残りの欄を入力すること。

2 入力に当たっての留意事項

- (1) 「局名」欄については、局コード(2桁の番号)を入力すること。
- (2) 「署名」欄については、各署の名称を入力すること。
- (3) 「労働者等氏名」欄については、姓と名の間に一文字分スペースを空けること。
- (4) 「生年月日」、「請求年月日」、「死亡年月日」、「決定等年月日」、「ばく露開始年月」、「ばく露終了年月」欄については、和暦を使用すること。また、元号は大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」とすること(例昭和13年4月20日→S13.4.20)。

なお、取下げ又は回送済み事案についても、当該年月日を「決定等年月日」欄に入力すること。

- (5) 「性別」、「請求種別」、「疾病名」、「医学的所見等」、「決定等の区分」、「ばく露作業の種類」及び業務外の場合の「理由」欄については、処理経過簿の各項目欄に記載されている所定のコードを参照し、番号のみを入力すること。

なお、業務外の場合の「理由」欄へのコード入力に当たっては、以下も参考に使いたい。

- ・「労働者非該当」：労働者としての雇用の事実関係が確認されなかったものをいう。
- ・「ばく露作業歴なし」：認定基準に定める石綿ばく露作業への従事が確認されなかったもの

のをいう。

- ・「ばく露作業歴の不足」：石綿ばく露作業に従事していたことが確認されたものの、認定基準において疾病ごとに定める石綿ばく露作業従事期間の要件を満たさなかったものをいう。
- ・「医学的所見なし」：診療録、エックス線写真、病理組織検査記録などの医学的資料により、石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体、石綿繊維が確認されなかったものをいう。
- ・「医学的資料なし」：診療録、エックス線写真、病理組織検査記録などの医学的資料が残されていないものをいう。
- ・「対象疾病以外」：特別遺族給付金の対象となる疾病ではないものをいう。
- ・「その他」：戸籍謄本・抄本や死亡届書記載事項証明書等、省令で定める書類がないものなどが該当する。

- (6) 「請求年月日」欄については、他の署から回送されてきた請求書である場合、回送された請求書を自署において受け付けた年月日ではなく、請求人から請求書の受付手続きを行った年月日を入力すること。
- (7) 「業種番号」、「ばく露作業の種類」、「ばく露開始年月」及び「ばく露終了年月」欄については、業務上として決定した事案についてのみ入力すること。

また、「業種番号」欄については、業務上としての支給決定事務において使用した労災保険適用事業細目表の「事業の種類番号」(2桁の番号)を入力すること。

「ばく露開始年月」は当該労働者の職歴上、初めて石綿ばく露作業に従事した年月をいうのであって、必ずしも最終ばく露事業場において初めて石綿ばく露作業に従事した年月と同じではないことに注意すること。

- (8) 「備考」欄については、以下の要領にて入力すること。

- ・業務外の場合の「理由」が「7その他」に該当する場合、その理由を入力すること。
- ・調査の結果、所轄が異なるために請求書を回送した場合、回送年月日、回送先の局署名を

総特集/石綿被害と情報公開

特 別 遺 族 給 付 金 に 係 る 処 理 経 過 簿

(別添)

項目	局名	署名	労働者等氏名	生年月日	性別	請求種別	請求年月日	疾病名	死亡年月日	医学的 所見等	決定等 の区分	決定等 年月日	最終事業場名	業務上の場合			業務外の場合		備考
														業種 番号	ばく露作 業の種類	ばく露開始年月	ばく露終了年月	理由	
記入例	見コードを 記入する	(記入例) 机橋中央	(記入例) 厚生 茂雄	(記入例) 213.4.22	1 男	1 年金 2 一時金	(記入例) H18.3.17	1 肺がん 2 中皮腫 3 石綿肺 4 慢性気管支炎 5 びびり性胸膜炎 6 肥満 7 骨質減少症 8 骨髄腫 9 骨髄炎 10 骨髄嚢腫 11 骨髄嚢腫 12 骨髄嚢腫 13 骨髄嚢腫 14 骨髄嚢腫 15 骨髄嚢腫 16 骨髄嚢腫 17 骨髄嚢腫 18 骨髄嚢腫 19 骨髄嚢腫 20 骨髄嚢腫	(記入例) H18.4.10	1 石綿肺病 2 肺がん 3 中皮腫 4 慢性気管支炎 5 びびり性胸膜炎 6 肥満 7 骨質減少症 8 骨髄腫 9 骨髄炎 10 骨髄嚢腫 11 骨髄嚢腫 12 骨髄嚢腫 13 骨髄嚢腫 14 骨髄嚢腫 15 骨髄嚢腫 16 骨髄嚢腫 17 骨髄嚢腫 18 骨髄嚢腫 19 骨髄嚢腫 20 骨髄嚢腫	1 業務上 2 業務外 3 取下げ 4 回送済み	(記入例) H18.3.10	〇〇工業△△工場 〇〇建設(株) 等	(記入例) 35	(記入例) 213.4	(記入例) 213.4	1 労働者非該当 2 ばく露作業なし 3 ばく露作業あり 4 ばく露作業あり 5 ばく露作業あり 6 ばく露作業あり 7 ばく露作業あり 8 ばく露作業あり 9 ばく露作業あり 10 ばく露作業あり 11 ばく露作業あり 12 ばく露作業あり 13 ばく露作業あり 14 ばく露作業あり 15 ばく露作業あり 16 ばく露作業あり 17 ばく露作業あり 18 ばく露作業あり 19 ばく露作業あり 20 ばく露作業あり	業務外の理由が「その他」の 場合や国・自治体の規定などに 記入する	
1																			
2																			
3																			

入力すること(例「H18.4.20〇〇局〇〇署に
回送済み」)。また、回送された請求書を受け
付けた署は、処理経過簿の各項目に当該請
求の内容を入力するとともに、回送された請求
書を受け付けた年月日、回送元の局署名を入
力すること(例「H18.4.25〇〇局〇〇署から
回送受付」)。

- ・上記以外に特記すべき事項があれば入力す
ること。

(別添書式は図を参照)

事務連絡

平成18年8月7日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課職業病認定対策室長補佐

石綿による肺がん及び中皮腫の 処理経過簿(労災保険法分)について

標記処理経過簿については、平成17年9月7日
付け補償課職業病認定対策室長名での事務連
絡により、各局において作成され、更新が行われて
いるところですが、今後の円滑な集計作業を目的と
して、別添様式に変更することといたします。

つきましては、本年7月末までの各局管内におけ
る、労災保険法に係る石綿による肺がん及び中
皮腫の請求書の受付、他の労働基準監督署(以下
「署」という。)への請求書の回送、他の署から回送
された請求書の受付及び支給・不支給決定・取下
げの状況について取りまとめた上で、従来から使用し

ている様式に入力し、8月15日(火)までに労働基準
行政情報システムの都道府県掲示板に掲載する
ようお願いいたします。

右期日までに各局により掲載された処理経過簿
について、本省において別添様式にデータを移替
える作業を行い、順次、移替えた後の様式(電子ファ
イル)を労働基準行政情報システム上の電子メー
ルにより各局労災補償課長あて送付しますので、
以後は送付を受けた様式を更新するようお願いい
たします。

7月末までの分を入力後、本省より移替えた後の
様式の送付を受けるまでは、各局における更新作
業は一時停止してください。

なお、変更点は、従来から使用している様式の
入力項目を一行に並べたことにあり、入力項目及び
入力に当たっての留意事項については追加・変更
が無いことを申し添えます。

記載に当たっての留意事項

(1) 「疾病名」欄については、次のコードに従い記
載すること

肺がん:1 中皮腫:2 その他:3

(2) 「業種」については、労災保険率表の事業の
種類を記載すること。

(3) 「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それ
ぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされた
ものについて記載すること。

数字と数字の間にスペースを入れたり、「・」を
使用したりせず、エクセルにおける日付として入
力すること。

(4) 「(業務)上・外」欄については、次のコードに
従い記載すること。

業務上:1 業務外:2 取下:3 回送済み:4

労災保険法・石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿

No.	氏名	職名	労働者氏名	生年月日	性別	氏名	発症年月日	発症時年齢	事業場名	労働経過番号	業種	職種	死亡年月日	療養請求年月日	休業請求年月日	通院請求年月日	療養決定日	通院決定日	療養上休	療養外の療養の経過	医学的所見	作業従事期間	ばく露開始年月日	ばく露終了年月日	備考	
1	北澤道	札幌中央	厚生 太郎	1935/4/1	男	1	2005/3/1	69	(株)IO建設	01191-000 000-000	建設業	土工	2005/4/1	2005/4/1	2005/4/1	2006/4/1	2006/10/1	2006/10/1	2006/10/1	1	2	3	2005年9月	243.3	147.6	2005年10月療養開始 後専ら認定療養
2																										
3																										
4																										

- (5) 「業務外の理由」欄については、次のコードに従い記載すること。

労働者非該当:1 認定基準非該当:2
時効・その他:3

- (6) 「医学的所見等」欄については、次のコードに従い記載すること。

石綿肺所見有り:1
胸膜プラーク所見有り:2
石綿小体・石綿繊維有り:3
医学的所見等無し:4

- (7) 「作業従事期間」欄については、原処分庁で認定した被災労働者が従事した全ての石綿ばく露作業の合計期間を記載すること。

- (8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した場合には、「備考」欄に、回送年月日、回送先の局署名を記載すること。

また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に、回送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。

- (9) 「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。

- 例 1. 他の事業におけるばく露歴を〇〇年から有する。
2. 当初じん肺で療養していたが、〇〇年から中皮腫で療養。

(別添書式は図を参照)

労基署別決定状況

一連の開示請求によって、

- 1) 2005年度、2006年度の労基署別、疾病別の補償・認定状況
- 2) 2005年度、2006年度の決定事案（業務上外等）について「処理経過簿」（一部開示）
- 3) 処理経過簿の作成、運用に関する事務連絡

を入手した。経過の概略は次のとおりである。

厚生労働省は2005年度以降の補償状況について、ホームページ上に発表している。

2005年度：

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/05/h0530-1.html>

2006年度：

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/h0525-2.html>

ただ、年度間で内容が統一されていなかったり、不支給件数についての情報が示されていない部分が多いなど情報価値は低い。

そこでもっと詳しい認定状況を知るために、全国47都道府県労働局に対して、労基署別の労災補償状況について開示請求を行った。47通の開示請求を出すことにしたのは、厚労省の担当部署である職業病認定対策室に対して労基署別の数字を問い合わせても、「まとめていない」と言われることが、これまでのいろいろなやりとりの結果、あらかじめわかっていたからである。

手始めに労災認定件数が突出して多い兵庫局と大阪局に対し、2007年4月27日付で開示請求を行った。開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、

「〇〇労働局管内の過去の石綿による業務上疾病（肺がん、中皮腫、石綿肺、慢性胸膜肥厚、良性石綿胸水）の労基署別、年度別、疾病別の請求件数、支給件数、不支給件数がわかる資料（労災保険法と石綿救済法によるもの）」と記載した。

両局から同一日付（5月24日付）で開示決定通知書が届き、ほとんど同じ内容だが表の形式が違う開示文書を入手した。開示文書は

- 1) 労災保険法について、2005年度、2006年度の、労基署別、疾患別請求件数、支給件数、不支給件数一覧表。
- 2) 石綿新法について、平成18年度末締め

ちなみに、当センターでは情報公開法施行を契機に労災認定情報の情報公開に取り組む中で、石綿による肺がんと中皮腫の労基署別の請求、支給、不支給件数について、1999年度から2003年度まで（2003年度は請求件数はなし）厚生労働省から情報提供されていたが、2004年度以降は提供されなくなっていた。

認定事案の一覧表

労基署別、年度別(2005年度、2006年度)、疾病別の労災補償状況の開示結果でわかったことは、「2005年度から年度ごと、各局ごとに補償状況の統一的内容でのまとめが行われるようになっていた」ことである。クボタショック後の請求件数の増大などに対応して、一定の一貫した事案管理が行われるようになったことを推測させた。

そこで、6月7日付で、兵庫、大阪局に対して、「過去の石綿による業務上疾病（肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水）の認定事案について、当該事案についての労災保険適用事業場名、所轄労基署、認定疾病名等の一覧表ないしこれらがわかるような調査個票等の資料のすべて（労災保険法と石綿救済法によるもの）。局、管内労基署の保有するもの」との内容で、開示請求を行った。

6月下旬には、残り45局に対しても同じ請求を行った。

先行して請求していた兵庫、大阪局から「開示

労働保険法・石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過等

[illegible]

決定期限の延期通知」が7月6日付で届いた後、7月下旬から8月上旬にかけて全47局の開示決定通知書が順次到着した。

開示されたのはいずれも、「処理経過簿」から労災保険法と石綿新法の「認定事案」（業務上事案）を抜粋して、一部をマスキング（黒塗り＝不開示）したもので、労災保険法については、2005年度分と2006年度分、石綿新法については、法施行の2006年3月27日から2006年度末までの分。局によっては年度によって分けて開示したところもあった。

2004年度分までの肺がん、中皮腫については労災認定事業場名が公表されているので（公表されていない部分が少なからず存在している。安全センター情報2007年12月号参照）、このとき開示された認定事案の処理経過簿は、2005年度以降の「開示されていない分について労災認定事業場名を記載したすべての認定事案のリスト」ということになる。これを整理し、ばく露状況などを付け加えれば、2005年夏の労災認定事業場公表と同じこ

とが容易に可能ということがこの時点で判明した。（別掲は開示資料の例（認定事案のみ）。前頁は労災保険法、本頁は石綿新法。）

処理経過簿の存在と追加請求

過去の認定事案についての開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」の記載は、47局が同一ではなかったが、複数の局が「労災保険法：石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿」「特別遺族給付金に係る処理経過簿」と記載していた。ここで「処理経過簿」という名称を知ることになった。前述した事案管理が、「処理経過簿」によって行われていることがほぼ明確になったわけである。

ところで、開示文書（開示資料例参照）をみると、「業務上外」についてコードが記載されるようになっており、実は処理経過簿は「すべての請求事案」についてのリストであって、筆者の開示請求が「認定事案」の開示を求めたものになっていたた

特 別 遺 族 給 付 金 に 係 る 処 理 経 過 簿

（別添）

項目	局名	署名	労働者等氏名	生年月日	性別	請求種別	請求年月日	疾病名	死亡年月日	医学的 所見等	決定等 の区分	決定等 年月日	最終事業場名	業務上の場合				業務外の場合 理由	備考
														業種 番号	ばく露作 業の種類	ばく露開始年月	ばく露終了年月		
記入例	局コードを 記入する	(記入例) 札幌中央	(記入例) 厚生 太郎	(記入例) S13.4.20	1 男 2 女	1 年金 2 一時金	(記入例) H18.3.27	1 肺がん 2 中皮腫 3 右肺がん 4 右肺がん 5 びまん性肺腫 6 肺がん 7 肺がん 8 肺がん 9 肺がん 10 肺がん	(記入例) H18.4.20	1 右肺がん 2 肺がん 3 右肺がん 4 右肺がん 5 右肺がん 6 右肺がん 7 右肺がん 8 右肺がん 9 右肺がん 10 右肺がん	1 業務上 2 業務外 3 不詳 4 不明	(記入例) H18.5.20	〇〇工業 〇〇建設(株) 等	(記入例) 25	コンクリートの コーキング し、記入する (記入例) S17	(記入例) S25.4	(記入例) S48.4	1 労働者が該当 2 ばく露作業なし 3 ばく露作業あり 4 ばく露作業あり 5 ばく露作業あり 6 ばく露作業あり 7 ばく露作業あり 8 ばく露作業あり 9 ばく露作業あり 10 ばく露作業あり	業務外の場合は「その他」 の理由を記載する などに記入する
1	27	大阪中央			1			2			1			94					
2	27	大阪中央			1			1			1			35					
3	27	大阪中央			1			2			1			35					
4	27	大阪中央			1			2			1			35					
5	27	大阪中央			1			2			1			35					
6	27	大阪中央			1			2			1			35					
7	27	大阪中央			1			2			1			35					
8	27	大阪中央			1			2			1			38					
9	27	大阪中央			1			3			1			49					H19.1.30大阪局天 満署から回送受付
10	27	大阪南			1			2			1			49					H18.4.13大阪局大 阪中央署から回送 受付
11	27	大阪南			1			2			1			49					
12	27	大阪南			1			2			1			58					
13	27	大阪南			2			2			1			49					
14	27	大阪南			1			2			1			59					

め、「すべての請求事案」からわざわざ認定事案だけを抜粋した資料が開示されたことがわかった。

そのため、業務外決定等を含め処理経過簿の全コピー(2005年度、2006年度決定分)を追加開示請求し、その開示文書が8月下旬から9月にかけて到着した。

この間に、前述した処理経過簿関連事務連絡3本が8月下旬に到着しており、この時点で、ようやく全体像が把握できるようになった。

多い不開示部分

開示された処理経過簿のフォーマットは、労災保険法分は前述した事務連絡③、石綿新法は事務連絡②の様式によっている。

開示された項目は次のとおりで、他の項目は不開示とされた。

不開示理由は、「情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にあたるというものである。

【労災保険法：石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿】

局名(ただし、コード番号)

労基署名

性別(コード番号)

疾病名(コード番号)

業種(4桁または2桁コード、事業の種類等)

業務上外(コード番号)

備考(ただし、所轄署の変更、疾患名などの一部開示)

【石綿新法：特別遺族給付金に係る処理経過簿】

局名(コード番号)

労基署名

性別(コード番号)

疾病名(コード番号)

決定等の区分(コード番号)

業種番号(2桁コード)

備考(ただし、所轄署の変更などの一部開示)

「労働者氏名」が個人識別情報にあたるというのはそのとおりだが、「職種」(労災保険法)が開示されないのは理解できない。「事業場名」、「ばく露作業の種類」(石綿新法)を明らかにすることが、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とも言えないだろう。

いずれにせよ、個人を識別できないやり方で整理して、労災認定事業場に関する有意義な情報の公表をすることは十分可能と思われる。

なお、「ばく露作業の種類」(非開示項目：石綿新法の処理経過簿)に記入されるコードは、ある局への問い合わせによって、認定基準上の「石綿ばく露作業」の番号と記号のことであることがわかり、それは次のとおりである。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
 - ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
 - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業

- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
- (10) 上記(1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- (11) 上記(1)から(10)の作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

業務上外等決定事案の全リスト

ここであらためて述べると、いわゆる「処理経過簿」は二つある。

ひとつは、労災保険にかかる「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿」（以下、労災経過簿）。肺がん、中皮腫及び石綿肺（管理4）などその他の疾患の通常の労災請求事案を登載するもの。

もうひとつは、いわゆる石綿新法による労災時効救済の部分である「特別遺族給付金に係る処理経過簿」（以下、新法経過簿）。

両経過簿とも、請求時に登載された新規1件1行のリストで、業務上、業務外、取り下げ、他署への回

送という転帰が記録される。したがって、回送事案を除けば、全請求事案のリストということになる。

今回入手したのは、2005年度、2006年度中に処分決定された全事案のリストで、業務上事案だけでなく、全ての業務外事案を含む。

労災認定事業場名など多くの項目は非開示とされたが、開示項目による一定の分析が可能となった。

4,511件の業務上外処分の概括

業務上外の処分事案を概括したものを表1、表2に示す。

厚生労働省ホームページの2005、2006年度労災補償・新法認定状況と今回の開示結果の集計数を比較すると、新法については変わらないが、労災保険法分については、わずかに食い違う局があった。

この数字の食い違いについて各局に問い合わせたところ、開示結果に間違いがあったものと厚労省ホームページの方に間違いのあったものの両方のケースがあった。ただ、全体からいえば無視できるものだったので、ここでは触れないことにする。本稿の記述は、「処理経過簿」の数字に基づく。

表1から、中皮腫に比較して肺がんの認定率の低さが目立つ。とくに、新法の肺がんは業務外が業務上を上回っている。中皮腫についても、思いのほか

表1 「処理経過簿」制度別、疾患別の概括

制度	疾病	業務上	疾病	業務外	業務上+業務外	認定率(上/(上+外))
労災保険法	肺がん	1,015	肺がん	330	1,345	75.5%
	中皮腫	1,509	中皮腫	186	1,695	89.0%
	その他	72	その他	54	126	57.1%
	小計	2,596	小計	570	3,166	82.0%
石綿新法	肺がん	272	肺がん	293	565	48.1%
	中皮腫	569	中皮腫	63	633	90.0%
	石綿肺	41	石綿肺、その他、対象疾病外	107	147	27.7%
	小計	882	小計	463	1,345	65.6%
合計		3,478	合計	1,033	4,511	77.1%

表2 「処理経過簿」認定事案の性別、疾患別の概括

事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他※
全業種(建設除く)	2,047	1,934	113	764	1,201	82
	100%	94.5%	5.5%	37.3%	58.7%	4.0%
建設業のみ	1,418	1,397	21	515	872	31
	100%	98.5%	1.5%	36.3%	61.5%	2.2%
業種不明	13	13	0	8	5	0
総計	3,478	3,344	134	1,287	2,078	113
	100%	96.1%	3.9%	37.0%	59.7%	3.2%

※「その他」は石綿肺など

か業務外が多い。

肺がんでは、石綿関連所見の有無が重視され過ぎるなど認定基準が救済の壁となっていたり、石綿ばく露歴把握調査が尽くされず、安易に「ばく露歴なし」などとして、業務外決定している実態をうかがわせている。

これまで男女別の数字は示されたことがなかったが、今回、初めてわかった。表2のように、圧倒的に男性が多いが、女性が、2年間で100名以上認定されていた。

処理経過簿の業務上外事案を都道府県別、疾患別に整理して、件数、認定率、肺がん：中皮腫比を算出したものが表3(労災経過簿)、表4(新法経過簿)、表5(労災経過簿+新法経過簿)である。

業務上件数/(業務上件数+業務外件数)でみた2年間分の認定率が、都道府県でかなりばらつきがある。石綿による肺がんは中皮腫の約2倍といわれるが、肺がん：中皮腫比もばらつきが大きい。

認定実績のばらつきについては、認定基準の合理性の検討と合わせて検証することが必要と考えられる。

建設関連で爆発的被害へ

業種別集計は、表6(肺がん)、表7(中皮腫)、表8(肺がん+中皮腫)のようになる。

業種に応じてつけられている2桁と4桁のコードは、最終石綿曝露事業場の労災保険料を算定する際に適用されているその事業場についての「業

種の種類の番号」(2桁)、「業種の種類の細目」(4桁)である。これらは、「労災保険率表」(労働保険料徴収法施行規則別表第一<http://osaka-rodo.go.jp/hoken/seido/rituhyo.php>)、「労災保険率適用事業細目表」(表9)に掲載されている。

「事業細目表は、労災保険率表に掲げられた事業の種類の内容及び範囲を規定したものであり、いわば、労災保険における産業分類ともいうべきものである」(労災保険適用事業細目の解説 平成19年版)。

業種については、労災経過簿では「業種」欄、新法経過簿では「業種番号」欄に記載することになっていて、基本的に、事業の種類やそれに対応する事業の種類の番号が記入される。

局によって、事業の種類の細目やそれに対応する4桁コードを記入しているところがあった。本来は、そのように4桁コードを記入の方が意味のある、適切な記入方法である。

肺がんと中皮腫について、労災と新法の全体の認定件数で見ると(表8)、建設関連で1,387件(41.2%)を占め、以下、「59 船舶製造又は修理業」444件(13.2%)、「49 その他の窯業又は土石製品製造業」258件(7.7%)、「58 輸送用機械器具製造業」193件(5.7%)、「94 その他の各種事業」175件(5.2%)、「56 機械器具製造業」144件(4.3%)、「47 化学工業」115件(3.4%)と続く。建設関連で被害が爆発的に拡大している様相を呈している。

今回の処理経過簿の認定件数と2005年の事

表3 【労災保険法 処理経過簿】都道府県別 疾患別 業務上外件数、認定率(上/(上+外))、肺がん:中皮腫比
(2005、2006年度新規決定)

	a) 肺がん				b) 中皮腫				肺がん+中皮腫				肺がん:中皮腫比				c) その他		合計 a)+b)+c)	
	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計		上	外	上	外
北海道	43	14	57	75.4	65	7	72	90.3	108	21	129	83.7	0.66	2.00	0.79		1	0	109	21
青森	2	1	3	66.7	5	1	6	83.3	7	2	9	77.8	0.40	1.00	0.50		0	0	7	2
岩手	1	0	1	100.0	1	0	1	100.0	2	0	2	100.0	1.00		1.00		0	0	2	0
宮城	9	6	15	60.0	14	0	14	100.0	23	6	29	79.3	0.64		1.07		1	4	24	10
秋田	2	4	6	33.3	3	0	3	100.0	5	4	9	55.6	0.67		2.00		0	0	5	4
山形	4	2	6	66.7	3	2	5	60.0	7	4	11	63.6	1.33	1.00	1.20		0	0	7	4
福島	2	3	5	40.0	17	1	18	94.4	19	4	23	82.6	0.12	3.00	0.28		1	2	20	6
茨城	8	7	15	53.3	11	4	15	73.3	19	11	30	63.3	0.73	1.75	1.00		0	0	19	11
栃木	4	0	4	100.0	6	0	6	100.0	10	0	10	100.0	0.67		0.67		1	0	11	0
群馬	1	2	3	33.3	8	3	11	72.7	9	5	14	64.3	0.13	0.67	0.27		0	2	9	7
埼玉	18	7	25	72.0	36	0	36	100.0	54	7	61	88.5	0.50		0.69		2	2	56	9
千葉	20	4	24	83.3	27	3	30	90.0	47	7	54	87.0	0.74	1.33	0.80		1	6	48	13
東京	160	18	178	89.9	153	15	168	91.1	313	33	346	90.5	1.05	1.20	1.06		2	5	315	38
神奈川	109	18	127	85.8	115	10	125	92.0	224	28	252	88.9	0.95	1.80	1.02		0	0	224	28
新潟	26	9	35	74.3	34	1	35	97.1	60	10	70	85.7	0.76	9.00	1.00		15	3	75	13
富山	3	1	4	75.0	16	1	17	94.1	19	2	21	90.5	0.19	1.00	0.24		0	0	19	2
石川	2	1	3	66.7	7	0	7	100.0	9	1	10	90.0	0.29		0.43		3	0	12	1
福井	4	5	9	44.4	6	1	7	85.7	10	6	16	62.5	0.67	5.00	1.29		0	0	10	6
山梨	0	0	0		1	0	1	100.0	1	0	1	100.0			0.00		0	0	1	0
長野	11	0	11	100.0	16	5	21	76.2	27	5	32	84.4	0.69		0.52		0	0	27	5
岐阜	15	7	22	68.2	17	1	18	94.4	32	8	40	80.0	0.88	7.00	1.22		1	0	33	8
静岡	22	6	28	78.6	39	6	45	86.7	61	12	73	83.6	0.56	1.00	0.62		1	6	62	18
愛知	23	18	41	56.1	75	3	78	96.2	98	21	119	82.4	0.31	6.00	0.53		7	3	105	24
三重	6	3	9	66.7	9	3	12	75.0	15	6	21	71.4	0.67	1.00	0.75		0	1	15	7
滋賀	8	1	9	88.9	15	0	15	100.0	23	1	24	95.8	0.53		0.60		0	0	23	1
京都	7	14	21	33.3	15	7	22	68.2	22	21	43	51.2	0.47	2.00	0.95		1	1	23	22
大阪	123	33	156	78.8	218	38	256	85.2	341	71	412	82.8	0.56	0.87	0.61		0	0	341	71
兵庫	98	43	141	69.5	183	22	205	89.3	281	65	346	81.2	0.54	1.95	0.69		14	9	295	74
奈良	19	5	24	79.2	15	2	17	88.2	34	7	41	82.9	1.27	2.50	1.41		0	0	34	7
和歌山	13	0	13	100.0	7	0	7	100.0	20	0	20	100.0	1.86		1.86		0	0	20	0
鳥取	1	1	2	50.0	4	0	4	100.0	5	1	6	83.3	0.25		0.50		0	1	5	2
島根	3	2	5	60.0	3	3	6	50.0	6	5	11	54.5	1.00	0.67	0.83		0	1	6	6
岡山	59	15	74	79.7	30	5	35	85.7	89	20	109	81.7	1.97	3.00	2.11		0	0	89	20
広島	47	25	72	65.3	81	12	93	87.1	128	37	165	77.6	0.58	2.08	0.77		0	0	128	37
山口	25	4	29	86.2	35	1	36	97.2	60	5	65	92.3	0.71	4.00	0.81		4	1	64	6
徳島	1	3	4	25.0	9	0	9	100.0	10	3	13	76.9	0.11		0.44		0	0	10	3
香川	10	0	10	100.0	28	1	29	96.6	38	1	39	97.4	0.36		0.34		6	1	44	2
愛媛	15	5	20	75.0	21	3	24	87.5	36	8	44	81.8	0.71	1.67	0.83		0	0	36	8
高知	1	3	4	25.0	6	2	8	75.0	7	5	12	58.3	0.17	1.50	0.50		0	0	7	5
福岡	23	19	42	54.8	67	18	85	78.8	90	37	127	70.9	0.34	1.06	0.49		0	0	90	37
佐賀	6	3	9	66.7	8	0	8	100.0	14	3	17	82.4	0.75		1.13		4	2	18	5
長崎	36	7	43	83.7	49	3	52	94.2	85	10	95	89.5	0.73	2.33	0.83		0	0	85	10
熊本	5	2	7	71.4	4	0	4	100.0	9	2	11	81.8	1.25		1.75		4	3	13	5
大分	5	2	7	71.4	7	0	7	100.0	12	2	14	85.7	0.71		1.00		0	0	12	2
宮崎	2	3	5	40.0	6	0	6	100.0	8	3	11	72.7	0.33		0.83		0	0	8	3
鹿児島	4	1	5	80.0	11	0	11	100.0	15	1	16	93.8	0.36		0.45		0	0	15	1
沖縄	9	3	12	75.0	3	2	5	60.0	12	5	17	70.6	3.00	1.50	2.40		3	1	15	6
合計	1,015	330	1,345	75.5	1,509	186	1,695	89.0	2,524	516	3,040	83.0	0.67	1.77	0.79		72	54	2,596	570

総特集/石綿被害と情報公開

表4 【石綿新法 処理経過簿】 都道府県別 疾患別 業務上外件数、認定率(上/(上+外))、肺がん:中皮腫比
(2006年3月27日法施行～2007年度末)

	a) 肺がん			認定率	b) 中皮腫			認定率	肺がん+中皮腫			認定率	肺がん:中皮腫比			c) その他		合計a)+b)+c)	
	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	上	外	上	外
北海道	5	19	24	20.8	32	1	33	97.0	37	20	57	64.9	0.16	19.00	0.73	0	2	37	22
青森	1	0	1	100.0	3	0	3	100.0	4	0	4	100.0	0.33		0.33	0	0	4	0
岩手	1	1	2	50.0	0	0	0		1	1	2	50.0				0	0	1	1
宮城	5	2	7	71.4	4	1	5	80.0	9	3	12	75.0	1.25	2.00	1.40	0	0	9	3
秋田	0	0	0		1	0	1	100.0	1	0	1	100.0				0	0	1	0
山形	2	1	3	66.7	3	0	3	100.0	5	1	6	83.3	0.67		1.00	0	0	5	1
福島	0	5	5	0.0	8	2	10	80.0	8	7	15	53.3		2.50	0.50	0	1	8	8
茨城	3	3	6	50.0	4	0	4	100.0	7	3	10	70.0	0.75		1.50	0	0	7	3
栃木	2	1	3	66.7	1	2	3	33.3	3	3	6	50.0	2.00	0.50	1.00	0	0	3	3
群馬	1	0	1	100.0	1	1	2	50.0	2	1	3	66.7	1.00		0.50	1	1	3	2
埼玉	6	4	10	60.0	14	1	15	93.3	20	5	25	80.0	0.43	4.00	0.67	3	0	23	5
千葉	5	7	12	41.7	9	3	12	75.0	14	10	24	58.3	0.56	2.33	1.00	0	1	14	11
東京	18	13	31	58.1	47	6	53	88.7	65	19	84	77.4	0.38	2.17	0.58	7	4	72	23
神奈川	28	17	45	62.2	48	8	56	85.7	76	25	101	75.2	0.58	2.13	0.80	6	6	82	31
新潟	8	2	10	80.0	10	0	10	100.0	18	2	20	90.0	0.80		1.00	2	3	20	5
富山	3	1	4	75.0	10	3	13	76.9	13	4	17	76.5	0.30	0.33	0.31	2	0	15	4
石川	0	0	0		2	0	2	100.0	2	0	2	100.0				0	0	2	0
福井	0	1	1	0.0	2	0	2	100.0	2	1	3	66.7			0.50	0	0	2	1
山梨	0	1	1	0.0	0	0	0		0	1	1	0.0				0	0	0	1
長野	5	6	11	45.5	5	0	5	100.0	10	6	16	62.5	1.00		2.20	1	5	11	11
岐阜	3	5	8	37.5	4	1	5	80.0	7	6	13	53.8	0.75	5.00	1.60	0	4	7	10
静岡	1	7	8	12.5	19	0	19	100.0	20	7	27	74.1	0.05		0.42	1	4	21	11
愛知	12	10	22	54.5	32	3	35	91.4	44	13	57	77.2	0.38	3.33	0.63	0	4	44	17
三重	1	2	3	33.3	3	0	3	100.0	4	2	6	66.7	0.33		1.00	0	0	4	2
滋賀	1	4	5	20.0	4	0	4	100.0	5	4	9	55.6	0.25		1.25	0	0	5	4
京都	0	5	5	0.0	11	2	13	84.6	11	7	18	61.1	0.00	2.50	0.38	0	0	11	7
大阪	29	35	64	45.3	70	18	88	79.5	99	53	152	65.1	0.41	1.94	0.73	7	17	106	70
兵庫	36	28	64	56.3	82	1	83	98.8	118	29	147	80.3	0.44	28.00	0.77	2	18	120	47
奈良	4	1	5	80.0	11	0	11	100.0	15	1	16	93.8	0.36		0.45	2	4	17	5
和歌山	1	1	2	50.0	4	0	4	100.0	5	1	6	83.3	0.25		0.50	0	0	5	1
鳥取	0	1	1	0.0	1	0	1	100.0	1	1	2	50.0			1.00	0	2	1	3
鳥根	3	3	6	50.0	2	0	2	100.0	5	3	8	62.5	1.50		3.00	0	0	5	3
岡山	5	13	18	27.8	17	0	17	100.0	22	13	35	62.9	0.29		1.06	1	4	23	17
広島	18	16	34	52.9	38	0	38	100.0	56	16	72	77.8	0.47		0.89	0	0	56	16
山口	2	8	10	20.0	19	1	20	95.0	21	9	30	70.0	0.11	8.00	0.50	1	3	22	12
徳島	2		2	100.0	2	0	2	100.0	4	0	4	100.0	1.00		1.00	0	0	4	0
香川	17	11	28	60.7	4	1	5	80.0	21	12	33	63.6	4.25	11.00	5.60	1	1	22	13
愛媛	3	4	7	42.9	2	2	4	50.0	5	6	11	45.5	1.50	2.00	1.75	0	1	5	7
高知	1	5	6	16.7	1	2	3	33.3	2	7	9	22.2	1.00	2.50	2.00	0	0	2	7
福岡	10	10	20	50.0	13	0	13	100.0	23	10	33	69.7	0.77		1.54	1	8	24	18
佐賀	5	5	10	50.0	2	0	2	100.0	7	5	12	58.3	2.50		5.00	2	0	9	5
長崎	18	8	26	69.2	16	1	17	94.1	34	9	43	79.1	1.13	8.00	1.53	0	8	34	17
熊本	1	6	7	14.3	1	0	1	100.0	2	6	8	25.0	1.00		7.00	0	2	2	8
大分	1	3	4	25.0	1	1	2	50.0	2	4	6	33.3	1.00	3.00	2.00	0	0	2	4
宮崎	0	1	1	0.0	0	1	1	0.0	0	2	2	0.0		1.00	1.00	0	1	0	3
鹿児島	3	1	4	75.0	3	0	3	100.0	6	1	7	85.7	1.00		1.33	0	0	6	1
沖縄	2	16	18	11.1	3	1	4	75.0	5	17	22	22.7	0.67	16.00	4.50	1	3	6	20
合計	272	293	565	48.1	569	63	632	90.0	841	356	1,197	70.3	0.48	4.65	0.89	41	107	882	463

表5 表3と表4をあわせたもの【労災保険法+石綿新法】

(労災保険法は2005、2006年度新規決定、石綿新法は2006年3月27日法施行～2007年度末)

	a) 肺がん			認定率 %	b) 中皮腫			認定率 %	肺がん+中皮腫			認定率 %	肺がん:中皮腫比			c) その他		合計 a)+b)+c)	
	上	外	計		上	外	計		上	外	計		上	外	計	上	外	上	外
北海道	48	33	81	59.3	97	8	105	92.4	145	41	186	78.0	0.49	4.13	0.77	1	2	146	43
青森	3	1	4	75.0	8	1	9	88.9	11	2	13	84.6	0.38	1.00	0.44	0	0	11	2
岩手	2	1	3	66.7	1	0	1	100.0	3	1	4	75.0	2.00		3.00	0	0	3	1
宮城	14	8	22	63.6	18	1	19	94.7	32	9	41	78.0	0.78	8.00	1.16	1	4	33	13
秋田	2	4	6	33.3	4	0	4	100.0	6	4	10	60.0	0.50		1.50	0	0	6	4
山形	6	3	9	66.7	6	2	8	75.0	12	5	17	70.6	1.00	1.50	1.13	0	0	12	5
福島	2	8	10	20.0	25	3	28	89.3	27	11	38	71.1	0.08	2.67	0.36	1	3	28	14
茨城	11	10	21	52.4	15	4	19	78.9	26	14	40	65.0	0.73	2.50	1.11	0	0	26	14
栃木	6	1	7	85.7	7	2	9	77.8	13	3	16	81.3	0.86	0.50	0.78	1	0	14	3
群馬	2	2	4	50.0	9	4	13	69.2	11	6	17	64.7	0.22	0.50	0.31	1	3	12	9
埼玉	24	11	35	68.6	50	1	51	98.0	74	12	86	86.0	0.48	11.00	0.69	5	2	79	14
千葉	25	11	36	69.4	36	6	42	85.7	61	17	78	78.2	0.69	1.83	0.86	1	7	62	24
東京	178	31	209	85.2	200	21	221	90.5	378	52	430	87.9	0.89	1.48	0.95	9	9	387	61
神奈川	137	35	172	79.7	163	18	181	90.1	300	53	353	85.0	0.84	1.94	0.95	6	6	306	59
新潟	34	11	45	75.6	44	1	45	97.8	78	12	90	86.7	0.77	11.00	1.00	17	6	95	18
富山	6	2	8	75.0	26	4	30	86.7	32	6	38	84.2	0.23	0.50	0.27	2	0	34	6
石川	2	1	3	66.7	9	0	9	100.0	11	1	12	91.7	0.22		0.33	3	0	14	1
福井	4	6	10	40.0	8	1	9	88.9	12	7	19	63.2	0.50	6.00	1.11	0	0	12	7
山梨	0	1	1		1	0	1	100.0	1	1	2	50.0			1.00	0	0	1	1
長野	16	6	22	72.7	21	5	26	80.8	37	11	48	77.1	0.76	1.20	0.85	1	5	38	16
岐阜	18	12	30	60.0	21	2	23	91.3	39	14	53	73.6	0.86	6.00	1.30	1	4	40	18
静岡	23	13	36	63.9	58	6	64	90.6	81	19	100	81.0	0.40	2.17	0.56	2	10	83	29
愛知	35	28	63	55.6	107	6	113	94.7	142	34	176	80.7	0.33	4.67	0.56	7	7	149	41
三重	7	5	12	58.3	12	3	15	80.0	19	8	27	70.4	0.58	1.67	0.80	0	1	19	9
滋賀	9	5	14	64.3	19	0	19	100.0	28	5	33	84.8	0.47		0.74	0	0	28	5
京都	7	19	26	26.9	26	9	35	74.3	33	28	61	54.1	0.27	2.11	0.74	1	1	34	29
大阪	152	68	220	69.1	288	56	344	83.7	440	124	564	78.0	0.53	1.21	0.64	7	17	447	141
兵庫	134	71	205	65.4	265	23	288	92.0	399	94	493	80.9	0.51	3.09	0.71	16	27	415	121
奈良	23	6	29	79.3	26	2	28	92.9	49	8	57	86.0	0.88	3.00	1.04	2	4	51	12
和歌山	14	1	15	93.3	11	0	11	100.0	25	1	26	96.2	1.27		1.36	0	0	25	1
鳥取	1	2	3	33.3	5	0	5	100.0	6	2	8	75.0	0.20		0.60	0	3	6	5
島根	6	5	11	54.5	5	3	8	62.5	11	8	19	57.9	1.20	1.67	1.38	0	1	11	9
岡山	64	28	92	69.6	47	5	52	90.4	111	33	144	77.1	1.36	5.60	1.77	1	4	112	37
広島	65	41	106	61.3	119	12	131	90.8	184	53	237	77.6	0.55	3.42	0.81	0	0	184	53
山口	27	12	39	69.2	54	2	56	96.4	81	14	95	85.3	0.50	6.00	0.70	5	4	86	18
徳島	3	3	6	50.0	11	0	11	100.0	14	3	17	82.4	0.27		0.55	0	0	14	3
香川	27	11	38	71.1	32	2	34	94.1	59	13	72	81.9	0.84	5.50	1.12	7	2	66	15
愛媛	18	9	27	66.7	23	5	28	82.1	41	14	55	74.5	0.78	1.80	0.96	0	1	41	15
高知	2	8	10	20.0	7	4	11	63.6	9	12	21	42.9	0.29	2.00	0.91	0	0	9	12
福岡	33	29	62	53.2	80	18	98	81.6	113	47	160	70.6	0.41	1.61	0.63	1	8	114	55
佐賀	11	8	19	57.9	10	0	10	100.0	21	8	29	72.4	1.10		1.90	6	2	27	10
長崎	54	15	69	78.3	65	4	69	94.2	119	19	138	86.2	0.83	3.75	1.00	0	8	119	27
熊本	6	8	14	42.9	5	0	5	100.0	11	8	19	57.9	1.20		2.80	4	5	15	13
大分	6	5	11	54.5	8	1	9	88.9	14	6	20	70.0	0.75	5.00	1.22	0	0	14	6
宮崎	2	4	6	33.3	6	1	7	85.7	8	5	13	61.5	0.33	4.00	0.86	0	1	8	6
鹿児島	7	2	9	77.8	14	0	14	100.0	21	2	23	91.3	0.50		0.64	0	0	21	2
沖縄	11	19	30	36.7	6	3	9	66.7	17	22	39	43.6	1.83	6.33	3.33	4	4	21	26
合計	1,287	623	1,910	67.4	2,078	249	2,327	89.3	3,365	872	4,237	79.4	0.62	2.50	0.82	113	161	3,478	1,033

総特集/石綿被害と情報公開

表6 「肺がん」業種別認定件数

肺がん 事業の種類 の番号	今回の開示処理経過簿から						「業種番号」に対応する「事業の種類」
	2005-2006 労災+新法	%	2005-2006 労災	%	2005-2006 新法	%	
?	8	0.6	8	0.8			
21	1	0.1	1	0.1			金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業
24	1	0.1			1	0.4	原油又は天然ガス工業
25	3	0.2			3	1.1	採石業
30	45	3.5	45	4.4			建設事業など名称で建設関連があきらかもの
31							水力発電施設、隧道等の新設事業
33							舗装工事業
35	383	29.8	327	32.2	56	20.6	建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	8	0.6	7	0.7	1	0.4	機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	17	1.3	11	1.1	6	2.2	その他の建設事業
38	62	4.8	53	5.2	9	3.3	既設建築物設備工事業
30-38 (建設関連)	515	40.0	443	43.6	72	26.5	
41	1	0.1	1	0.1			食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	18	1.4	18	1.8			繊維工業又は繊維製品製造業
44	7	0.5	5	0.5	2	0.7	木材又は木製品製造業
45	3	0.2	3	0.3			パルプ又は紙製造業
46							印刷又は製本業
47	52	4.0	41	4.0	11	4.0	化学工業
48	13	1.0	13	1.3			ガラス又はセメント製造業
49	145	11.3	81	8.0	64	23.5	その他の窯業又は土石製品製造業
50	22	1.7	21	2.1	1	0.4	金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
51	5	0.4	4	0.4	1	0.4	非鉄金属精錬業
52							金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	3	0.2	2	0.2	1	0.4	鋳物業
54	28	2.2	23	2.3	5	1.8	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)
56	38	3.0	29	2.9	9	3.3	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、60計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)
57	11	0.9	10	1.0	1	0.4	電気機械器具製造業
58	46	3.6	30	3.0	16	5.9	輸送用機械器具製造業
59	195	15.2	139	13.7	56	20.6	船舶製造又は修理業
60	1	0.1	1	0.1			計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。)
61	28	2.2	22	2.2	6	2.2	その他の製造業
62	1	0.1	1	0.1			陶磁器製品製造業
64	1	0.1	1	0.1			貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
66	17	1.3	10	1.0	7	2.6	コンクリート製造業
70	1	0.1	1	0.1			「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
71	5	0.4	5	0.5			交通運輸業
72	10	0.8	10	1.0			貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)
73	6	0.5	6	0.6			港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	16	1.2	12	1.2	4	1.5	港湾荷役事業
81	12	0.9	10	1.0	2	0.7	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	2	0.2	2	0.2			清掃、火葬又はと畜の事業
93	3	0.2	3	0.3			ビルメンテナンス
94	62	4.8	54	5.3	8	2.9	その他の各種事業
96	2	0.2	1	0.1	1	0.4	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	5	0.4	4	0.4	1	0.4	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
99							金融業、保険業又は不動産業
合計	1,287	100	1,015	100	272	100	

表7 「中皮腫」業種別認定件数

事業の種類 の番号	今回の開示処理経過簿から						「業種番号」に対応する「事業の種類」
	2005-2006 労災+新法	%	2005-2006 労災	%	2005-2006 新法	%	
?	5	0.2	6	0.4			
21	3	0.1	2	0.1	1	0.2	金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業
24							原油又は天然ガス工業
25							採石業
30	92	4.4	92	6.1			建設事業など名称で建設関連があきらかもの
31	1	0.05	1	0.1			水力発電施設、隧道等の新設事業
33	2	0.1	2	0.1			舗装工事業
35	590	28.4	428	28.4	162	28.5	建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	19	0.9	16	1.1	3	0.5	機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	44	2.1	26	1.7	18	3.2	その他の建設事業
38	124	6.0	105	7.0	19	3.3	既設建築物設備工事業
30-38 (建設関連)	872	42.0	670	44.4	202	35.5	
41	10	0.5	7	0.5	3	0.5	食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	35	1.7	22	1.5	13	2.3	繊維工業又は繊維製品製造業
44	21	1.0	13	0.9	8	1.4	木材又は木製品製造業
45	8	0.4	7	0.5	1	0.2	パルプ又は紙製造業
46	1	0.05			1	0.2	印刷又は製本業
47	63	3.0	50	3.3	13	2.3	化学工業
48	17	0.8	11	0.7	6	1.1	ガラス又はセメント製造業
49	113	5.4	68	4.5	45	7.9	その他の窯業又は土石製品製造業
50	32	1.5	19	1.3	13	2.3	金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
51	6	0.3	5	0.3	1	0.2	非鉄金属精錬業
52	9	0.4	7	0.5	2	0.4	金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	4	0.2	4	0.3		0.0	鋳物業
54	67	3.2	48	3.2	19	3.3	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)
56	106	5.1	77	5.1	29	5.1	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、60計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)
57	33	1.6	21	1.4	12	2.1	電気機械器具製造業
58	147	7.1	88	5.8	59	10.4	輸送用機械器具製造業
59	249	12.0	177	11.7	72	12.7	船舶製造又は修理業
60	2	0.1	1	0.1	1	0.2	計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。)
61	25	1.2	16	1.1	9	1.6	その他の製造業
62	1	0.05	1	0.1			陶磁器製品製造業
64	1	0.05	1	0.1			貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
66	8	0.4	6	0.4	2	0.4	コンクリート製造業
70	2	0.1	2	0.1			「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
71	10	0.5	9	0.6	1	0.2	交通運輸業
72	24	1.2	16	1.1	8	1.4	貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)
73	9	0.4	7	0.5	2	0.4	港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	11	0.5	5	0.3	6	1.1	港湾荷役事業
81	24	1.2	13	0.9	11	1.9	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	8	0.4	8	0.5			清掃、火葬又はと畜の事業
93	4	0.2	1	0.1	3	0.5	ビルメンテナンス
94	113	5.4	94	6.2	19	3.3	その他の各種事業
96	4	0.2	3	0.2	1	0.2	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	29	1.4	23	1.5	5	0.9	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
99	2	0.1	1	0.1	1	0.2	金融業、保険業又は不動産業
合計	2,078	100	1,509	100	569	100	

総特集/石綿被害と情報公開

表8 「肺がん+中皮腫」業種別認定件数

肺がん+中皮腫	今回の開示処理経過簿から						
事業の種類 の番号	2005-2006 労災+新法	%	2005-2006 労災	%	2005-2006 新法	%	「事業の種類番号」に対応する「事業の種類」
?	13	0.4	14	0.6	0		単なる「製造業」「一人親方」「不明」「調査中」など
21	4	0.1	3	0.1	1	0.1	金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業
24	1	0.03			1	0.1	原油又は天然ガス工業
25	3	0.1			3	0.4	採石業
30	137	4.1	137	5.4			建設事業など名称で建設関連があきらかもの
31	1	0.03	1	0.04			水力発電施設、隧道等の新設事業
33	2	0.1	2	0.1			舗装工事業
35	973	28.9	755	29.9	218	25.9	建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	27	0.8	23	0.9	4	0.5	機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	61	1.8	37	1.5	24	2.9	その他の建設事業
38	186	5.5	158	6.3	28	3.3	既設建築物設備工事業
30-38 (建設関連)	1,387	41.2	1,113	44.1	274	32.6	
41	11	0.3	8	0.3	3	0.4	食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	53	1.6	40	1.6	13	1.5	繊維工業又は繊維製品製造業
44	28	0.8	18	0.7	10	1.2	木材又は木製品製造業
45	11	0.3	10	0.4	1	0.1	パルプ又は紙製造業
46	1	0.03			1	0.1	印刷又は製本業
47	115	3.4	91	3.6	24	2.9	化学工業
48	30	0.9	24	1.0	6	0.7	ガラス又はセメント製造業
49	258	7.7	149	5.9	109	13.0	その他の窯業又は土石製品製造業
50	54	1.6	40	1.6	14	1.7	金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
51	11	0.3	9	0.4	2	0.2	非鉄金属精錬業
52	9	0.3	7	0.3	2	0.2	金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	7	0.2	6	0.2	1	0.1	鋳物業
54	95	2.8	71	2.8	24	2.9	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)
56	144	4.3	106	4.2	38	4.5	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、60計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)
57	44	1.3	31	1.2	13	1.5	電気機械器具製造業
58	193	5.7	118	4.7	75	8.9	輸送用機械器具製造業
59	444	13.2	316	12.5	128	15.2	船舶製造又は修理業
60	3	0.1	2	0.1	1	0.1	計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。)
61	53	1.6	38	1.5	15	1.8	その他の製造業
62	2	0.1	2	0.1			陶磁器製品製造業
64	2	0.1	2	0.1			貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
66	25	0.7	16	0.6	9	1.1	コンクリート製造業
70	3	0.1	3	0.1			「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
71	15	0.4	14	0.6	1	0.1	交通運輸業
72	34	1.0	26	1.0	8	1.0	貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)
73	15	0.4	13	0.5	2	0.2	港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	27	0.8	17	0.7	10	1.2	港湾荷役事業
81	36	1.1	23	0.9	13	1.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	10	0.3	10	0.4			清掃、火葬又はと畜の事業
93	7	0.2	4	0.2	3	0.4	ビルメンテナンス
94	175	5.2	148	5.9	27	3.2	その他の各種事業
96	6	0.2	4	0.2	2	0.2	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	34	1.0	27	1.1	6	0.7	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
99	2	0.1	1	0.04	1	0.1	金融業、保険業又は不動産業
合計	3,365	100	2,524	100	841	100	

表9 労災保険率適用事業細目表

(2006年4月1日施行)

事業の種類 の分類	事業の種類		事業の種類の詳細	備 考
林 業	02又 は03	林業	A 木材伐出業	
			0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業	
			B その他の林業	
			0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業	
			0302 竹の伐出業	
			0303 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業	
漁 業	11	海面漁業（(12) 定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1101 海面において行う水産動物（貝類を除く。）の採捕の事業	
			1201 海面において定置網を用いて行う漁業	
			1202 海面において行う業種の養殖の事業	
鉱 業	21	金属鉱業、非金属鉱業（(23) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	2101 金属鉱業	(2601) 砂鉱業、(2602) 石炭選別業及び(2603) 亜炭鉱業（亜炭選別業を含む。）を除く。
			金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、蒼鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タンクステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱又はトリウム鉱の鉱業	
			2102 非金属鉱業	
			りん鉱、黒鉛、アスファルト、硫黄、石膏、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土の鉱業	
			2103 無煙炭鉱業	
			2104 れき青炭鉱業	
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	2301 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
	24	原油又は天然ガス鉱業	2401 原油鉱業	
			2402 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業	
	25	採石業	2501 花こう岩、せん緑岩、斑礫岩、かんらん岩、斑岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる石の採取業	(2604) 砂利、砂等の採取業を除き、一貫して行う岩石又は粘土（耐火粘土を除く。）の破碎等の(4907)その他の各種窯業又は土石製品製造業を含む。
			2502 その他の岩石又は粘土（耐火粘土を除く。）等の採取業	
	26	その他の鉱業	2601 砂鉱業	
			2602 石炭選別業	
			2603 亜炭鉱業（亜炭選別業を含む。）	
			2604 砂利、砂等の採取業	
建設事業	31	水力発電施設、隧道等の新設事業	3101 水力発電施設新設事業 水力発電施設の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業（発電所又は変電所の家屋の建築事業、水力発電施設新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立て又はすえ付けの事業、送電線路の建設事業及び水力発電施設新設事業現場外における索道の建設事業を除く。）	
			3102 高えん堤新設事業 基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル以上のえん堤（フィルダムを除く。）の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行われる事業（高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のための道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業及び高えん堤新設事業現場外における索道の建設事業を除く。）	

総特集/石綿被害と情報公開

事業の種類 の分類	事業の種類	事業の種類細目	備 考
建設事業	31 水力発電施設、隧道等の新設事業	3103 隧道新設事業 隧道の新設に関する建設事業、隧道の内面巻替えの事業及びこれらに附帯して当該事業現場内において行われる事業(隧道新設事業の態様をもって行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業(推進工法による管の埋設の事業を除く。))を含み、内面巻立て後の隧道内において路面は装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の隧道内における建築物の建設事業を除く。)	
	32 道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに付帯して行われる事業	(3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33 ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホームのほ装事業	
		3302 砂利散布の事業	
		3303 広場の展圧又は芝張りの事業	
	34 鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。)	(3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
		3401 開さく式地下鉄道の建設に関する建設事業	
		3402 その他の鉄道又は軌道の建設に関する建設事業	
	35 建築事業((38) 既設建築物設備工事業を除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。)	
		3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業((3103)隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。)	
		3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業	
		3503 橋梁建設事業	
		イ 一般橋りょうの建設事業	
		ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業	
		ハ 跨線道路橋の建設事業	
		ニ さん橋の建設事業	
		3504 建築物の新設に伴う設備工事業((3507)建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。)	
		イ 電話の設備工事業	
		ロ 給水、給湯等の設備工事業	
		ハ 衛生、消火等の設備工事業	
		ニ 暖房、冷房、換気、換装、温湿度調整等の設備工事業	
		ホ 工作物の塗装工事業	
		ヘ その他の設備工事業	
		3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業	
		3508 送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業	
		3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業	
		3506 その他の建築事業	
		イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業	
		ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業	
		ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業	
		ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業((3103)隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。)	
		ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業	
		ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業	
		ト 炉の建設事業	
		チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業	
		リ 信号機の建設事業	
		ス その他の各種建築事業	
	38 既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又は据え付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電機の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。)	

事業の種類 種類の分類	事業の種類	事業の種類細目	備 考
建設事業	38 既設建築物設備工事 業	イ 電話の設備工事業	
		ロ 給水、給湯等の設備工事業	
		ハ 衛生、消火等の設備工事業	
		ニ 暖房、冷房、換気、換装、温湿度調整等の設備工事業	
		ホ 工作物の塗装工事業	
		ヘ その他の設備工事業	
		3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業	
		3803 既設建築物における建具の取り付け、床張りその他の内装工事業	
	36 機械装置の組立て又 はすえ付けの事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業	(33) は装工事業 及び (3505) 工作 物の解体、移動、 取りはずし又は撤 去の事業を除く。
		3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業	
		3602 索道建設事業	
	37 その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業	
		3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。)	
		3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業 ((3103)内面巻替えの事業を除く。)	
		3703 道路の改修、復旧又は維持の事業	
		3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業	
		3705 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業	
		3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業	
		3707 貯水池、鉱毒沈澱地、プール等の建設事業	
		3708 水門、樋門等の建設事業	
		3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業	
		3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業	
		3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋め立ての事業	
		3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造 園の事業を含む。)	
		3719 造園の事業	
		3713 地下に構築する各種タンクの建設事業	
		3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業	
		3715 さく井事業	
		3716 工作物の破壊事業	
		3717 沈没物の引揚げ事業	
		3718 その他の各種建設事業	
製造業	41 食料品製造業((65) たばこ等製造業を除 く。)	4101 肉製品又は乳製品製造業	
		4102 水産食料品製造業	
		4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業	
		4104 調味料製造業	
		4105 精穀又は製粉業	
		4106 砂糖製造業	
		4107 パン又は菓子製造業	
		4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。)	
		4111 清酒製造業	
		4109 製氷業	
		4110 その他の食料品製造業	
	65 たばこ等製造業	6501 たばこ製造業	
		6502 製茶業	
	42 繊維工業又は繊維製 品製造業	4209 製糸業	
		4201 紡績業又はねん糸製造業	
		4202 化学繊維製造業	
		4203 織物業	
		4204 メリヤス製造業	
		4205 染色整理業	
		4206 繊維雑品製造業	
		4207 被服、繊維製身のまわり品等製造業	
		4208 その他の繊維工業又は繊維製品製造業	

総特集/石綿被害と情報公開

事業の種類 の分類	事業の種類	事業の種類の詳細	備 考
製造業	44 木材又は木製品製造業	4401 一般製材業	(6108)竹、籐又はきりゅう製品製造業を除く。
		4402 ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業	
		4403 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業	
		4404 木製容器製造業	
		4405 木製履物製造業	
		4406 木材薬品処理業	
		4407 木製家具製造業	
		4408 木製宗教用具製造業	
		4409 木製建具製造業	
		4410 その他の木材又は木製品製造業	
	45 パルプ又は紙製造業	4501 パルプ製造業	
		4502 紙製造業((6407)手すき和紙製造業を除く。)	
		4503 繊維板製造業	
	46 印刷又は製本業	4601 印刷業((9412)謄写印刷業を除く。)	
		4602 製本又は印刷物加工業	
		4603 写真製版、植字等の事業	
	47 化学工業	A 無機化学製品製造業	(4202)化学繊維製造業及び(6110)くずゴム製品製造業を除く。
		4701 化学肥料製造業	
		4702 無機工業製品製造業	
		B 有機化学製品製造業	
		4703 有機工業製品製造業	
		4704 動植物油脂製造業	
		4705 油脂加工製品又は塗料製造業(界面活性剤製造業を含む。)	
		4706 天然樹脂製品又は木材化学製品製造業	
		4707 医薬品製造業	
		C その他の無機化学製品又は有機化学製品製造業	
		4708 火薬、煙火又はマッチ製造業(弾薬装てん組み立て業を含む。)	
		4709 その他の化学製品製造業	
		I 殺虫剤、香料、化粧品等製造業	
		ロ ゼラチン又は接着剤製造業	
		ハ 写真感光材料製造業	
		ニ その他の各種化学製品製造業	
		D 石油製品又は石炭製品製造業	
		4710 石油精製業	
		4711 潤滑油又はグリース製造業	
		4712 廃油再生業又は廃油処理業	
		4713 は装材料製造業	
		4714 コークス若しくは半成コークス又はこれらの副産物の製造業	
		4715 れん炭又は豆炭製造業	
		4716 その他の石油製品又は石炭製品製造業	
		E ゴム製品製造業	
		4717 タイヤ又はチューブ製造業	
		4718 ゴム製履物製造業	
		4719 再生ゴム製造業	
		4720 タイヤ再生業	
		4721 工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業	
		4722 その他のゴム製品製造業	
		F 製革業又は毛皮製造業	
		4723 製革業	
		4724 毛皮製造業	
	48 ガラス又はセメント製造業	A ガラス製造業	
		4801 板ガラス製造業	
		4802 光学ガラス製造業	
		4803 ガラス繊維製造業	
		4804 魔法びん製造業	

事業の種類 の分類	事業の種類	事業の種類細目	備 考
製造業	48 ガラス又はセメント製造業	4805 ガラス製品加工業((6005)レンズ製造業を除く。)	
		4806 その他のガラス又はガラス製品製造業	
		B セメント製造業	
		4807 セメント製造業	
	66 コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業	
	62 陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業	
	49 その他の窯業又は土石製品製造業	4901 建設用粘土製品製造業	
		4903 粘土製耐火物製造業	
		4904 炭素又は黒鉛製品製造業	
		4905 研ま材製造業	
		4906 石膏又は石灰製造業	
		4907 その他の各種窯業又は土石製品製造業	
	50 金属精錬業(51) 非鉄金属精錬業を除く。	5001 製鉄業	一貫して行う(52) 金属材料品製造業を含む
		5002 製鋼圧延業	
		5003 合金鉄製造業	
	51 非鉄金属精錬業	5101 非鉄金属の製錬又は精錬業	一貫して行う(52) 金属材料品製造業を含む
		5102 非鉄金属合金の製錬又は精錬業	
	52 金属材料品製造業(53) 鋳物業を除く。	5201 鋼材製造業(一貫して行う(55)めっき業を含む。)	一貫して(50) 金属精錬業又は(51) 非鉄金属精錬業を行うものを除く。
		5202 鍛鋼製造業	
		5203 非鉄金属圧延又は伸線業((5708)絶縁電線又はケーブル製造業を除く。)	
		5204 その他の金属材料品製造業	
	53 鋳物業	5301 鉄鉄鋳物製造業	
		5302 鋳鋼製造業	
		5303 非鉄金属鋳物製造業	
	54 金属製品製造業又は金属加工業(63) 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及び(55) めっき業を除く。	5401 プリキかんその他のめっき板製造業	
		5403 配管工事用付属品製造業	
		5404 構築用金属製品製造業	
		5405 ボイラー製造業	
		5406 線材製品製造業	
		5407 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業	
		5408 各種金属の打ち抜き、紋抜き、又は塑形の事業	
		5409 金属の溶接又は溶断の事業	
		5410 金属表面処理業((5503)アルマイト加工業及び(6115)塗装業を除く。)	
		5411 その他の金属製品製造業又は金属加工業	
	63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(55) めっき業を除く。	6301 洋食器製造業	
		6302 刃物製造業	
		6303 手工具製造業	
		6304 一般金物製造業	
	55 めっき業	5501 溶融めっき業	
		5502 電気めっき業	
		5503 アルマイト加工業	
	56 機械器具製造業(57) 電気機械器具製造業、(58) 輸送用機械器具製造業、59 船舶製造又は修理業、(60) 計量器、光学器械、時計等製造業を除く。	5601 原動機製造業	
		5602 農業用機械製造業((6303)手工具製造業を除く。)	
		5603 建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む。)	
		5604 金属加工機械製造業	
		5605 繊維機械製造業	
		5606 特殊産業用機械製造業	
		イ 食料品加工機械製造業	
		ロ 製材又は木工機械製造業	
		ハ パルプ装置又は製紙機械製造業	
		ニ 印刷、製本又は紙工機械製造業	
		ホ 鑄造装置製造業	
		ヘ その他の特殊産業用機械製造業	
		5607 一般産業用機械装置製造業	

総特集/石綿被害と情報公開

事業の種類 分類の分類	事業の種類	事業の種類細目	備 考
製造業	56 機械器具製造業(57) 電気機械器具製造業、(58) 輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業、(60) 計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	イ ポンプ又はポンプ装置製造業	
		ロ 空気圧縮機、ガス圧縮機又は送風機製造業	
		ハ エレベーター又はエスカレーター製造業	
		ニ 荷役運搬設備製造業	
		ホ 動力伝導装置製造業	
		ヘ 破碎機、ま碎機又は選別機械製造業	
		ト 化学機械製造業	
		チ その他の一般産業機械装置製造業	
		5608 家庭用機械器具製造業	
		5609 武器製造業((4708)弾薬装てん組立て業を除く。)	
		5610 消化器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業	
		5611 各種機械又は同部分品製造修理業	
	57 電気機械器具製造業	5701 発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業	
		5702 民生用電気機械器具製造業	
		5703 電球製造業	
		5704 通信機械器具又は同関連機械器具製造業	
		5705 電子管又は半導体素子製造業	
		5706 電子応用装置製造業	
		5707 電気計測器製造業	
		5708 絶縁電線又はケーブル製造業	
		5709 その他の電気機械器具製造業	
	58 輸送用機械器具製造業(59) 船舶製造又は修理業を除く。)	5801 自動車製造業	
		5802 鉄道車両製造業	
		5803 自転車又はリヤカー製造業	
		5804 航空機製造業	
		5805 その他の輸送用機械器具製造業	
	59 船舶製造又は修理業	次に掲げる事業(船舶装束を含む。)	
		5901 鋼船製造又は修理業	
		5902 木船製造又は修理業	
		5903 その他の船舶製造又は修理業	
	60 計量器、光学器械、時計等製造業((57) 電気機械器具製造業を除く。)	6001 計量器、測定器又は試験機製造業	
		6002 測量機械器具製造業	
		6003 医療機械器具製造業	
		6004 理化学機械器具製造業	
		6005 光学機械器具又はレンズ製造業	
		6006 時計製造業	
		6007 事務用機械器具製造業	
		6008 楽器又は音盤製造業	
	64 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	6401 貴金属製品製造業(宝石細工業を含む。)	
		6402 装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業	
		6403 かさ製造業	
		6404 草履製造業	
		6405 ブラシ類製造業	
		6406 皮革製品製造業	
		6407 手すき和紙製造業	
		6408 紋紙等製造業	
		6409 木彫製品等製造業(手作業によるものに限る。)	
	61 その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業	
		6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。)	
		6105 漆器製造業	
		6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業	
		6108 竹、籐又はきりゅう製品製造業	
		6109 わら類製品製造業	
		6110 くずゴム製品製造業	
		6115 塗装業	

事業の種類 種類の分類	事業の種類		事業の種類細目	備 考
運輸業	71	交通運輸事業	6116 その他の各種製造業	
			7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業((7202)貨物の積みおろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。)	
			7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業	
			7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業	
			7105 船舶による旅客の運送事業	
			7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行う事業	
			7106 その他の交通運輸事業	
	72	貨物取扱事業((73) 港湾貨物取扱事業及び (74) 港湾荷役業を除く。)	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業	
			7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業	
			7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業	
			7206 船舶による貨物の運送事業	
			7204 貨物の荷造り又はこん包の事業	
			7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業	
	73	港湾貨物取扱事業((74) 港湾荷役業を除く。)	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業	一貫して(74)港湾荷役業を行うものを除く。
			7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業	
	74	港湾荷役事業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷を下ろすために貨物を取り扱う事業	一貫して行う(73)港湾貨物取扱事業を含む。
			7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業(一貫して行う(7401)沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。)	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	A 電気業	
			8101 発電、送電、変電又は配電の事業	
			B ガス業	
			8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業	
			8103 天然ガス又はガスの供給の事業	
			C 水道業	
			8104 上水道事業	
			8105 下水道事業	
			D 熱供給業	
			8106 熱供給事業	
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業	
			9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業	
			9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業	
			9102 火葬業	
			9103 と畜業	
	93	ビルメンテナンス	9301 ビルの総合的な管理等の事業	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業	9601 倉庫業	
			9602 警備業	
			9603 消毒又は害虫駆除の事業	
			9606 ゴルフ場の事業	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業	
			9702 放送業	
			9703 新聞業又は出版業	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 卸売業・小売業	
			9802 飲食店	
			9803 宿泊業	
	99	金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業	
			9902 保険業	
			9903 不動産業	

総特集/石綿被害と情報公開

事業の種類 の分類	事業の種類	事業の種類 の細目	備 考
その他の 事業	94 その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業	
		9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業	
		9418 映画の製作、演劇等の事業	
		9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業	
		9420 洗たく、洗張又は染物の事業	
		9421 理容、美容又は浴場の事業	
		9422 物品賃貸業	
		9423 写真、物品預かり等の事業	
		9424 医療保健業	
		9425 教育業	
		9426 研究又は調査の事業	
		9416 前各項に該当しない事業	

業場名公表対象事業場（2004年度以前に労災認定のあった事業場のうち、厚労省の判断で公表対象とされたもの。したがって、すべてが公表されたわけではない。）について、厚労省が業種別に分類した認定件数を比較したのが表10である。

2004年度以前にはまったく認定事案のなかった、あるいは、ほとんどなかった業種で認定事案が発生していることや、造船など大幅に認定件数が積み増しになった業種があることがわかる。

新たに520事業場超で認定

クボタショック後に大量の認定が多様な職場で行われた状況がより具体的な形で認識できるようになった。さらに、新たに労災認定のあった事業場に関する情報を得るために、建設関連以外の業種について、今回の処理経過簿の業務上事案データを労基署別・業種別に整理、集計し、これを、2005年に公表された事業場のデータと対比して一覧表にしたのが表11である。

2005年開示では肺がん・中皮腫の認定のあった事業場が公表されているのに対して、表11では肺がん・中皮腫の他に石綿肺など他の対象疾患のデータが含まれている。

さて、表11の整理をベースとして、肺がん・中皮腫だけについて各労基署ごとに「認定事案のあった業種数」(a)と「2005年開示のあった事業場数」(b)の差(c)を計算した。

(c)は「その労基署管内で新たに労災認定事

案のあった事業場数の最低限の推定値」とみなせる。ただし、今回の処理経過簿の認定件数が特定の業種に集中していて（(a)が少なくなる）、かつ、2005年の開示事業場数（b）が多かった労基署の場合は、結果的に(c)がマイナスになることがあり、その場合は(c)をゼロとみなす。たとえば、2005年公表時に造船関係に集中する形で11事業場が公表された横須賀労基署などがこれに該当する。

その結果、

(a)の全労基署の合計数(A): 726

(c)の全労基署の合計数(C): 522

となった。

したがって、2005、2006年度に肺がん・中皮腫の労災認定・新法認定のあった建設関連以外の事業場は、少なくとも726あり、そのうち少なくとも522は新たに認定事案のあった事業場ということになる。作業を簡略にする試算方法をとったため明かな過小評価になっているが、それでもなお「522」なのである。

こうしてクボタショック後の新規労災認定事業場数が500を大きく超えていることが示された。「労災認定事業場の公表を!」という私たちの主張の正しいことがデータで裏付けられたのである。

以上の検討は、建設関連における1,387件（肺がん、中皮腫）の認定事案を除いたものだが、建設関連における労災認定事業場名の公表は、特に、元同僚労働者と家族、関係者への注意を喚起する効果がある。建設業での被害が爆発的に広がる中で、ばく露情報とともに事業場名を明らかにする意義は建設関連を含めて、大きい。

表10 2005年8月厚労省公表対象事業場業種別認定件数と「処理経過簿」業種別認定件数との対比(肺がん+中皮腫)

事業	事業の種類 の番号	事業の種類	厚生労働 省公表資 料総括表	処理経過 簿 労災 +新法	今回の開示処理経過簿で注目すべき事業細目
不明	?	単なる「製造業」「一人親方」 「不明」「調査中」など		13	
林業	02	林業			
漁業	11、12	漁業			
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(23 石灰石鉱業又はドロマイト 鉱業を除く)又は石炭鉱業		4	石綿鉱山含む
鉱業	24	原油又は天然ガス工業		1	
鉱業	25	採石業		3	
建設業	30	建設事業など名称で建設 関連があらかもの		137	
建設業	31	水力発電施設、隧道等の 新設事業		1	
建設業	33	舗装工事業		2	
建設業	35	建築事業(38既設建築物設 備工事業を除く)	134	973	
建設業	36	機械装置の組立て又はす え付けの事業	6	27	
建設業	37	その他の建設事業	38	61	
建設業	38	既設建築物設備工事業	50	186	
建設業	30-38	(建設関連)	228	1,387	
製造業	41	食料品製造業(65たばこ等 製造業を除く。)	1	11	4106砂糖製造業1名、4110その他の食料品製造業3名
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製 造業	4	53	4201紡績業又はねん糸製造3名、4202化学繊維製造業19名、 4203織物業1名、4206繊維製品製造業2名、4207被服、繊維製 身の回等製造業1名、4208その他の繊維工業4名
製造業	44	木材又は木製品製造業		28	4401一般製材業1名、4403木製型枠の製造 造作材、合板そ の他建築用組立て材料製造業3名、4407木製家具製造業4 名、4409木製建具製造業1名
製造業	45	パルプ又は紙製造業		11	
製造業	46	印刷又は製本業		1	
製造業	47	化学工業	7	115	4701化学肥料製造業1名、4702無機工業製品製造業17名、 4703有機4707医薬品製造業2名、4708火薬、煙火又はマッチ製 造業2名、4709その他の化学製品製造業3名、4710石油精製業 2名、4712廃油再生業又は廃油処理業1名、4713舗装材料製造 業1名、4717タイヤ又はチューブ製造業13名、4721工業用ゴム ベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業2名、 4722その他のゴム製品製造業1名
製造業	48	ガラス又はセメント製造業	11	30	
製造業	49	その他の窯業又は土石製 品製造業	181	258	4901建設用粘土製品製造業7名、4904炭素又は黒鉛製品製造 業1名、4906石膏又は石灰製造業1名、4907その他の各種窯業又 は土石製品製造業(石綿製品製造業の多数)
製造業	50	金属精錬業(51非鉄金属精 錬業を除く。)	11	54	5001製鉄業8名、5002製鋼圧延業4名、5003合金鉄製造業2名
製造業	51	非鉄金属精錬業		11	
製造業	52	金属材料品製造業(53鑄物 業を除く。)	5	9	5201銅材製造業
製造業	53	鑄物業		7	5301鑄鉄鑄物製造業
製造業	54	金属製品製造業又は金属 加工業(洋食器、刃物、手工 具又は一般金物製造業及 びめっき業を除く。)	18	95	5403配管工事用付属品製造2名、5404構築用金属製品製造 業、アルミサッシ製造業10名、5405ボイラー製造業3名、5408各種 金属の打ち抜き、紋抜き、又は塑型の事業、5409金属の溶接又 は溶断

総特集/石綿被害と情報公開

事業	事業の種類 の番号	事業の種類	厚生労働 省公表資 料総括表	処理経過 簿 労災 +新法	今回の開示処理経過簿で注目すべき事業細目
製造業	56	機械器具製造業(57電気機 械器具製造業、58輸送用 機械器具製造業、59船舶製 造又は修理業、60計量器、 光学器械、時計等製造業を 除く。)	22	144	5601原動機製造業27名、5603建設機械又は鉱山機械製造業1 名、5604金属加工機械製造業2名、5606特殊産業用機械製造 業1名、5607一般産業用機械製造業13名、5608家庭用機械器 具製造業、5611各種機械又は同部品製造修理業9名
製造業	57	電気機械器具製造業		44	5701発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械製造業 4名、5703電球製造業、5704通信機械器具又は同関連機 械器具製造業4名、5709その他の電気機械器具製造業1名
製造業	58	輸送用機械器具製造業 (船舶製造を除く)	28	193	5801自動車製造業28名、5802鉄道車両製造業、5804航空 機製造業2名、5805その他の輸送用機械器具製造業2名
製造業	59	船舶製造又は修理業	108	444	
製造業	60	計量器、光学器械、時計 等製造業(57電気機械器 具製造業を除く。)		3	6001計量器、測定器、又は試験器製造業1名
製造業	61	その他の製造業		53	6104可塑物製品製造業1名、6107加工紙、紙製品、紙容器 又は紙加工品製造業1名、6115塗装業2名、6116その他の 各種製造業
製造業	62	陶磁器製品製造業		2	
製造業	64	貴金属製品、装身具、皮 革製品等製造業		2	
製造業	66	コンクリート製造業		25	
製造業		上記以外の製造業	51		
運輸業	70	「運送業」「運輸業」「運送 事業」とあるもの		3	
運輸業	71	交通運輸業	1	15	7101鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業 5名、7102自動車又は軽車両による旅客の運送事業3名、 7104航空機による旅客又は貨物の運送事業1名
運輸業	72	貨物取扱事業(73港湾貨 物取扱事業及び74港湾 荷役事業を除く。)		34	7201停車場、倉庫、工場、道路等における貨物の取扱事業 4名、7202貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は 索道による貨物の運送事業3名、7203自動車又は軽車両に よる貨物の運送事業2名
運輸業	73	港湾貨物取扱事業(74港 湾荷役業を除く。)		15	
運輸業	74	港湾荷役事業		27	
		貨物取扱業	13		
電気、ガス、水 道又は熱供給 の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供 給の事業	3	36	8101発電、送電、変電又は配電の事業8名 8104上水道事 業1名
その他の事業	91	清掃、火葬又はと畜の事業		10	9101清掃業6名
その他の事業	93	ビルメンテナンス		7	9301ビルの総合的な管理等の事業3名
その他の事業	94	その他の各種事業	46	175	9405卸売業又は小売業17名、9406金融、保険又は不動産 の事業1名、9407新聞業又は出版業1名、9414医療保険、 法務、教育、宗教、研究又は調査の事業5名、9415広告、興 信、紹介又は案内の事業1名、9416前各項に該当しない「そ の他の」各種事業 9418映画の製作、演劇等の事業1名、 9419劇場、遊技場その他の娯楽の事業1名、9420洗濯、洗 張、又は染物の事業1名、9424医療保健業1名
その他の事業	96	倉庫業、警備業、消毒又 は害虫駆除の事業又はゴ ルフ場の事業	1	6	9601倉庫業2名
その他の事業	98	卸売業・小売業、飲食店 又は宿泊業		34	9801卸売業・小売業7名、断熱材卸売り1名、9802飲食店1 名
その他の事業	99	金融業、保険業又は不動 産業		2	9901金融業1名
		合計	739	3,365	

表11 今回部分開示された「処理経過簿」署別業種別認定件数と2005年事業場名公表との対比

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推定 業種 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
北海道	札幌中央	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
北海道	札幌中央								56	(株)木田商会		1
北海道	札幌中央	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
北海道	札幌中央	94 その他の各種事業	1	1			1					
北海道	札幌中央	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	3	3			3					
北海道	函館	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
北海道	函館	59 船舶製造、修理業	6	6		3	3		59	函館どつく(株)		1
北海道	函館	66 コンクリート製造業	1	1			1					
北海道	函館	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2			2					
北海道	函館	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
北海道	岩見沢	21 金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1		1						
北海道	旭川								21	山部石綿(株)山部鉱山		1
北海道	旭川	49 石綿製品製造業等※1	3	3		2	1		49	(株)ノザワフラノ事業所	1	
北海道	旭川	56 機械器具製造業	1	1		1						
北海道	旭川	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1						
北海道	旭川	94 その他の各種事業	1	1			1					
北海道	旭川	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
北海道	滝川	47 化学工業	2	2			2					
北海道	滝川	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2		1	1					
北海道	北見	56 機械器具製造業	1	1			1					
北海道	北見	72 貨物取扱事業	1	1			1					
北海道	室蘭	47 化学工業	1	1			1					
北海道	室蘭	50 金属精錬業	12	12		8	4		50	(株)日本製鋼所室蘭製作所		5
北海道	室蘭	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
北海道	室蘭	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
北海道	室蘭	59 船舶製造、修理業	1	1			1					
北海道	室蘭	61 その他の製造業	2	2			2					
北海道	釧路	21 金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1			1					
北海道	釧路	59 船舶製造、修理業	1	1			1					
北海道	釧路	71 交通運輸業	1	1			1					
北海道	苫小牧	94 その他の各種事業	1	1			1					
北海道	札幌東	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
北海道	札幌東	45 パルプ、紙製造業	1	1			1					
青森	青森	93 ビルメンテナンス	1	1			1					
青森	弘前	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
青森	八戸	47 化学工業	1	1		1						
宮城	釜石								50	新日本製鉄(株)釜石製鉄所	1	
宮城	仙台	59 船舶製造、修理業	2	2			2		59	塩釜船舶無線(株)		1
宮城	仙台	93 ビルメンテナンス	1	1		1						
宮城	仙台	94 その他の各種事業	2	2		1	1					
宮城	石巻	59 船舶製造、修理業	1	1			1					
宮城	大河原	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
秋田	大館	71 交通運輸業	1	1			1					
秋田	横手	71 交通運輸業	1	1			1					
福島	郡山	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
福島	郡山	58 輸送用機械器具製造業	2	2			2					
福島	郡山	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福島	会津	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福島	須賀川	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	1				1				
福島	喜多方	61 その他の製造業	1	1		1						
茨城	水戸	50 金属精錬業	1	1			1					
茨城	水戸	61 その他の製造業	1	1		1						

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 が ん	中 皮 腫	そ の 他	推定 業種 番号	事業場名	肺 が ん	中 皮 腫
茨城	日立	56 機械器具製造業	1	1			1					
茨城	日立	57 電気機械器具製造業	1	1			1		57	(株)日立製作所勝田工場		2
茨城	土浦	49 石綿製品製造業等※1	2	2		2						
茨城	土浦	66 コンクリート製造業	2	2		2			66	(株)エーアンドエーマテリアル	3	
茨城	土浦	94 その他の各種事業	1	1		1						
茨城	鹿嶋	49 石綿製品製造業等※1	2	2		2			49	(株)クボタ鹿島工場	1	3
茨城	筑西	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1						
茨城	筑西								61	日立化成工業(株)下館事業所		1
茨城	筑西	66 コンクリート製造業	1	1			1					
栃木	宇都宮	58 輸送用機械器具製造業	6	6		1	5		58	富士重工業(株)宇都宮製作所		1
栃木	栃木	51 非鉄金属精錬業	1	1		1						
栃木	栃木	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
栃木	真岡	56 機械器具製造業	1	1		1						
群馬	高崎	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
群馬	高崎	61 その他の製造業	1	1				1				
群馬	前橋	47 化学工業	1	1			1					
群馬	太田								49	カキウチマテリアル(株)群馬支店	1	
群馬	太田	94 その他の各種事業	1	1		1						
群馬	藤岡	70 原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1			1					
埼玉	川口	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2			2					
埼玉	川口	56 機械器具製造業	1	1			1					
埼玉	川口	58 輸送用機械器具製造業	5	5			5		58	日本車輛製造(株)蕨製作所		1
埼玉	熊谷	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1		49	浅野防火建材(株)		1
埼玉	熊谷	94 その他の各種事業	1	1				1	94	(株)ノザワ技術研究所		1
埼玉	川越	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
埼玉	川越	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
埼玉	川越	58 輸送用機械器具製造業	2	2			1	1				
埼玉	川越	66 コンクリート製造業	1	1		1						
埼玉	春日部	49 石綿製品製造業等※1	4	4		2	2		49	日本エタニットパイプ(株)鷲宮工場(現ミサワリゾート(株))	1	3
埼玉	春日部								49	旭硝子ポリウレタン建材(株)久喜工場		1
埼玉	春日部								58	西武鉄道(株)所沢車両工場		1
埼玉	春日部	61 その他の製造業	1	1			1					
埼玉	所沢	94 その他の各種事業	1	1			1					
埼玉	所沢	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
埼玉	行田	58 輸送用機械器具製造業	3	3		2		1	58	曙ブレーキ工業(株)羽生製造所	1	
埼玉	行田								42	クロス工業(株)	1	
埼玉	秩父	48 ガラス、セメント製造業	4	4		2	2					
埼玉	秩父	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1		49	太平洋セメント(株)	4	6
埼玉	秩父	50 金属精錬業	1	1		1						
埼玉	さいたま	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
埼玉	さいたま	49 石綿製品製造業等※1	3	3		2	1		49	日本エタニットパイプ(株)大宮工場(現ミサワリゾート(株))	7	5
埼玉	さいたま	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
埼玉	さいたま								57	日生電機工業(株)上尾倉庫		1
埼玉	さいたま	61 その他の製造業	1	1		1						
埼玉	さいたま	66 コンクリート製造業	4	4		2	1	1				
埼玉	さいたま	94 その他の各種事業	3	3		1	2					
千葉	千葉	47 化学工業	2	2		2						

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推定 業種 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
千葉	千葉									48	日本板硝子(株)千葉事業所	1	
千葉	千葉									49	飯田パッキン工業(株)千葉工場		1
千葉	千葉									49	(株)ケイアス		1
千葉	千葉	50	金属精錬業	1	1		1			50	JFEスチール(株)		1
千葉	千葉	52	金属材料品製造業	1	1			1					
千葉	千葉	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
千葉	千葉	57	電気機械器具製造業	1	1		1						
千葉	千葉	58	輸送用機械器具製造業	1	0	1		1					
千葉	千葉	59	船舶製造、修理業	5	5		3	2		59	三井造船(株)千葉事業所	1	
千葉	千葉	66	コンクリート製造業	1	1		1						
千葉	千葉	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	4	4		3	1					
千葉	千葉	94	その他の各種事業	1	1			1					
千葉	船橋	48	ガラス、セメント製造業	2	2		1	1		48	旭硝子(株)船橋工場		1
千葉	船橋	56	機械器具製造業	1	1			1					
千葉	船橋	58	輸送用機械器具製造業	1	1		1						
千葉	柏	41	食料品製造業	1	1			1					
千葉	柏	47	化学工業	1	1			1					
千葉	柏	54	金属製品製造業、金属加工業	2	2			1	1				
千葉	銚子	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
千葉	木更津	50	金属精錬業	1	1		1						
千葉	茂原	49	石綿製品製造業等※1	3	2	1	2	1		49	イスマ部品工業(株)		1
千葉	茂原	50	金属精錬業	1	1		1						
千葉	茂原	57	電気機械器具製造業	3	3			3					
千葉	成田	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
東京	中央	47	化学工業	2	2			2					
東京	中央	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	中央	94	その他の各種事業	8	8		1	7					
東京	上野	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
東京	上野	94	その他の各種事業	1	1			1					
東京	三田	56	機械器具製造業	1	0	1		1					
東京	三田									57	伊藤電機(株)		1
東京	三田									81	東京ガス(株)	1	
東京	三田	94	その他の各種事業	2	2			2					
東京	品川	56	機械器具製造業	1	1			1					
東京	品川	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	品川	61	その他の製造業	2	2			2					
東京	品川	94	その他の各種事業	1	1			1		94	トムレックスエ事(株)	1	
東京	品川	96	倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除の事業、ゴルフ場の事業	1	1			1					
東京	大田	47	化学工業	1	1			1		47	日本酸素(株)東京製作所	1	
東京	大田	49	石綿製品製造業等※1	3	3			3		49	三好石綿工業(株)	1	
東京	大田	56	機械器具製造業	2	2		1	1					
東京	大田	71	交通運輸業	1	1			1					
東京	大田	72	貨物取扱事業	1	1			1					
東京	大田	94	その他の各種事業	4	4		1	3					
東京	渋谷	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
東京	渋谷	61	その他の製造業	1	1				1				
東京	渋谷	94	その他の各種事業	2	2		1	1					
東京	新宿									61	小峰塗装店	1	
東京	新宿	94	その他の各種事業	1	1			1					
東京	新宿	99	金融業、保険業又は不動産業	1	1			1					
東京	池袋	47	化学工業	1	1				1				
東京	池袋	49	石綿製品製造業等※1	2	2		1	1					

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
東京	池袋	53 鋳物業	1	1			1					
東京	池袋	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
東京	池袋	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	池袋	71 交通運輸業	1	1		1						
東京	池袋	94 その他の各種事業	3	3			3					
東京	王子	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
東京	王子	72 貨物取扱事業	1	1			1					
東京	足立	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
東京	足立	44 木材、木製品製造業	2	1	1		1	1				
東京	足立	47 化学工業	2	2		1		1				
東京	足立	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
東京	足立	53 鋳物業	1	1			1					
東京	足立	56 機械器具製造業	1	1			1		56	今井製作所(株)		1
東京	足立	57 電気機械器具製造業	2	2		1	1					
東京	足立	58 輸送用機械器具製造業	4	2	2	2	1	1				
東京	足立	61 その他の製造業	1	1				1				
東京	足立	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	向島	47 化学工業	1	1		1						
東京	向島	49 石綿製品製造業等※1	2	2		1	1					
東京	向島	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1						
東京	向島	61 その他の製造業	1	1		1						
東京	向島	71 交通運輸業	1	1			1					
東京	向島	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	向島	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1				1				
東京	亀戸	48 ガラス、セメント製造業	1	1			1					
東京	亀戸	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
東京	亀戸	50 金属精錬業	1	1			1					
東京	亀戸	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
東京	亀戸	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
東京	亀戸	58 輸送用機械器具製造業	5	5			5					
東京	亀戸	59 船舶製造、修理業	16	16		8	8		59	石川島播磨重工業(株)旧 東京第一工場		3
東京	亀戸	94 その他の各種事業	2	2		2						
東京	江戸川	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
東京	江戸川	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
東京	江戸川	93 ビルメンテナンス	1	1			1					
東京	江戸川	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	八王子	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	八王子	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	立川	47 化学工業	2	2		1	1					
東京	立川	56 機械器具製造業	1	1		1						
東京	立川	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
東京	立川	58 輸送用機械器具製造業	3	3			3					
東京	立川	71 交通運輸業	1	1		1						
東京	立川	94 その他の各種事業	1	1			1					
東京	青梅	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
東京	三鷹	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
東京	三鷹	94 その他の各種事業	1	1			1					
神奈川	横浜南	47 化学工業	1	1		1						
神奈川	横浜南	54 金属製品製造業、金属加工業	9	9		4	4	1	54	バブcock日立(株)		1
神奈川	横浜南	58 輸送用機械器具製造業	3	3		1	2		58	東急車輛製造(株)		1
神奈川	横浜南	59 船舶製造、修理業	4	4		1	3		59	(株)アイ・エイチ・アイ・アム テック横浜工場		1
神奈川	横浜南								59	(株)新潟鐵工所横浜工場	1	

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推定 業種 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
神奈川	横浜南									59	三菱重工業(株)横浜製作所		1
神奈川	横浜南									59	石川島播磨重工業(株)旧横浜第二工場		1
神奈川	横浜南	61	その他の製造業	1	1		1						
神奈川	横浜南	73	港湾貨物取扱事業	3	3			3					
神奈川	横浜南	74	港湾荷役事業	3	3		3						
神奈川	横浜南	91	清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
神奈川	横浜南	94	その他の各種事業	2	2		1	1					
神奈川	鶴見	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
神奈川	鶴見	48	ガラス、セメント製造業	1	1		1						
神奈川	鶴見	49	石綿製品製造業等※1	8	7	1	5	3	49	ニチアス(株)鶴見工場	1	2	
神奈川	鶴見	57	電気機械器具製造業	5	5			5					
神奈川	鶴見	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	鶴見	59	船舶製造、修理業	13	12	1	7	6	59	日本鋼管(株)鶴見事業所		2	
神奈川	鶴見								59	(株)サノセキエンジニアリング	1		
神奈川	鶴見	61	その他の製造業	14	13	1	9	5					
神奈川	鶴見	73	港湾貨物取扱事業	1	1			1					
神奈川	鶴見	91	清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
神奈川	鶴見	94	その他の各種事業	2	2		1	1					
神奈川	川崎南	47	化学工業	1	1			1					
神奈川	川崎南	50	金属精錬業	3	3		1	2	50	JFEスチール(株)東日本製鉄所		1	
神奈川	川崎南	52	金属材料品製造業	1	1			1					
神奈川	川崎南	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
神奈川	川崎南	57	電気機械器具製造業	4	4		1	3	57	(株)東芝堀川町工場	1		
神奈川	川崎南	59	船舶製造、修理業	2	2		1	1	59	日立造船(株)神奈川工場		1	
神奈川	川崎南	91	清掃、火葬、と畜の事業	1	0	1		1					
神奈川	川崎南	94	その他の各種事業	1	1			1					
神奈川	川崎北	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
神奈川	川崎北	48	ガラス、セメント製造業	1	1		1		48	日本板硝子(株)川崎工場		1	
神奈川	川崎北	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1	54	不二サッシ(株)本社工場		1	
神奈川	川崎北	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	川崎北	71	交通運輸業	1	1		1						
神奈川	川崎北	94	その他の各種事業	3	3		1	2					
神奈川	横須賀	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
神奈川	横須賀	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	横須賀	58	輸送用機械器具製造業	1	1		1						
神奈川	横須賀	59	船舶製造、修理業	31	31		19	11	1	59	(株)京浜自動制御	1	
神奈川	横須賀								59	住友重機械工業(株)横須賀製造所	3	10	
神奈川	横須賀								59	(株)和光商会		1	
神奈川	横須賀								59	(株)寿産業		1	
神奈川	横須賀								59	(有)寺島木工所	1		
神奈川	横須賀								59	(有)谷口内燃機工業		1	
神奈川	横須賀								59	(有)筑井造機	1		
神奈川	横須賀								59	極東マックレゴー(株)久里浜工場	1		
神奈川	横須賀								59	相模造船鉄工(株)	1		
神奈川	横須賀								59	要工業(株)		2	
神奈川	横須賀	91	清掃、火葬、と畜の事業	1		1		1					
神奈川	横須賀	94	その他の各種事業	16	16		12	4	94	横須賀防衛施設事務所	17	8	
神奈川	横浜北	47	化学工業	3	3		2	1					
神奈川	横浜北	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
神奈川	横浜北	57	電気機械器具製造業	1	1			1					

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
神奈川	横浜北	58 輸送用機械器具製造業	4	4		3	1					
神奈川	横浜北	59 船舶製造、修理業	13	13		4	9		59	日揮(株)横浜本社		1
神奈川	横浜北								59	日本鋼管(株)鶴見造船所		1
神奈川	横浜北	61 その他の製造業	2	1	1		2					
神奈川	横浜北	71 交通運輸業	1	1			1					
神奈川	横浜北								96	(株)日新	1	
神奈川	平塚	47 化学工業	2	2		1	1					
神奈川	平塚	56 機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	平塚	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	平塚	61 その他の製造業	2	2		1	1					
神奈川	平塚	72 貨物取扱事業	1	1				1				
神奈川	平塚	94 その他の各種事業	1	1		1						
神奈川	藤沢	47 化学工業	1	1			1					
神奈川	藤沢	48 ガラス、セメント製造業	1	1			1					
神奈川	藤沢	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
神奈川	藤沢	59 船舶製造、修理業	1	1			1					
神奈川	藤沢	72 貨物取扱事業	1	1			1					
神奈川	藤沢	94 その他の各種事業	1	1		1						
神奈川	小田原	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	(株)クボタ小田原工場		1
神奈川	小田原	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
神奈川	小田原	61 その他の製造業	4	4		3	1					
神奈川	厚木	47 化学工業	3	2	1	2	1					
神奈川	厚木								49	日本バルカー工業(株)厚木工場		1
神奈川	厚木								49	湘南スレート工業(株)		1
神奈川	厚木	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
神奈川	厚木	56 機械器具製造業	4	4			4					
神奈川	厚木								58	日本ラインツ(株)	1	
神奈川	厚木	61 その他の製造業	4	2	2		3	1				
神奈川	厚木	94 その他の各種事業	2	2			2					
神奈川	相模原	48 ガラス、セメント製造業	1	1		1						
神奈川	相模原	56 機械器具製造業	1	1			1					
新潟	新潟	51 非鉄金属精錬業	1	1			1					
新潟	新潟	53 鋳物業	2	2			1	1				
新潟	新潟	56 機械器具製造業	8	8		5	3					
新潟	新潟	58 輸送用機械器具製造業	3	3		1	2					
新潟	新潟	59 船舶製造、修理業	15	15		6	5	4	59	(株)新潟鐵工所新潟造船工場		1
新潟	新潟	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2			1	1				
新潟	新潟	94 その他の各種事業	1	1		1						
新潟	高田	47 化学工業	6	6		2	2	2				
新潟	柏崎	24 原油、天然ガス工業	1	1		1						
新潟	柏崎	56 機械器具製造業	1	1			1					
新潟	新発田	47 化学工業	1	1			1					
新潟	新発田								49	アイコー(株)新潟製造所		1
新潟	新発田	56 機械器具製造業	1	1			1					
新潟	新発田	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1						
新潟	小出	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
富山	富山	47 化学工業	1	1			1					
富山	富山	56 機械器具製造業	1	0	1			1				
富山	富山	59 船舶製造、修理業	3	3			3		59	日本海重工業(株)		1
富山	富山	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	0	1		1					
富山	高岡	51 非鉄金属精錬業	1	1			1					
富山	高岡	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
富山	高岡	56	機械器具製造業	1	1			1					
富山	魚津	41	食料品製造業	1	1			1					
富山	砺波	44	木材、木製品製造業	1	1		1						
石川	七尾	59	船舶製造、修理業	1	1				1				
石川	七尾	70	原簿の記述が「運送業」「運送事 業」	1	1				1				
福井	福井	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
福井	福井	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福井	敦賀	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
福井	武生	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
福井	武生	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
山梨	峡沢	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
長野	松本	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1					
長野	岡谷	44	木材、木製品製造業	1	1		1						
長野	上田	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等 製造業	1	1		1						
長野	大町	57	電気機械器具製造業	2	2			2					
長野	長野	49	石綿製品製造業等※1	7	7		2	5		49	トヨノセラテック(株)(ニチア スセラテック(株)トヨノ工場)	1	
長野	長野	58	輸送用機械器具製造業	11	5	6	8	2	1	58	東日本旅客鉄道(株)長野 支社		1
長野	長野									58	日本機材工業(株)((株)日本 機材)	1	
長野	長野	72	貨物取扱事業	1	1		1						
岐阜	岐阜	41	食料品製造業	1	1			1					
岐阜	岐阜	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
岐阜	岐阜	48	ガラス、セメント製造業	1	1		1						
岐阜	岐阜	49	石綿製品製造業等※1	15	13	2	11	4		49	ニチアス(株)羽島工場	7	10
岐阜	岐阜	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
岐阜	岐阜	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
岐阜	大垣	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1				1				
岐阜	大垣	61	その他の製造業	1	1			1					
岐阜	高山	21	金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1			1					
岐阜	関	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
静岡	浜松	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
静岡	浜松	56	機械器具製造業	1	1			1					
静岡	静岡	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
静岡	静岡	45	パルプ、紙製造業	1	1		1						
静岡	静岡	54	金属製品製造業、金属加工業	5	5			5					
静岡	静岡	56	機械器具製造業	2	2			2					
静岡	静岡	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
静岡	静岡	59	船舶製造、修理業	14	14		4	10		59	日本鋼管(株)清水製作所 (JFEエンジニアリング(株) 清水製作所)		1
静岡	静岡									59	本木工業所		1
静岡	静岡									72	鯨陽陸運(有)		1
静岡	静岡	74	港湾荷役事業	1	1			1					
静岡	沼津	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
静岡	三島	94	その他の各種事業	1	1			1					
静岡	富士	41	食料品製造業	1	1			1					
静岡	富士	45	パルプ、紙製造業	4	4		2	2					
静岡	富士	47	化学工業	12	11	1	4	7	1	47	富士化工(株)	1	
静岡	富士	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	ウベボード(株)富士工場		1
静岡	富士	66	コンクリート製造業	1	1				1				
静岡	富士	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1						

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 が ん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 が ん	中 皮 腫
静岡	磐田	49	石綿製品製造業等※1	4	3	1	1	3		49	ニチアス(株)袋井工場	1	3
静岡	磐田									49	三和パッキング工業(株)袋井工場		1
静岡	磐田	52	金属材料品製造業	1	1			1					
静岡	磐田	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
静岡	磐田	61	その他の製造業	1	0	1	1						
静岡	磐田	72	貨物取扱事業	1	1		1						
静岡	島田	44	木材、木製品製造業	1	0	1		1					
愛知	名古屋北	47	化学工業	1	1			1					
愛知	名古屋北	94	その他の各種事業	4	4		2	2					
愛知	名古屋南	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
愛知	名古屋南	47	化学工業	2	2		1		1				
愛知	名古屋南	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1		49	(有)中谷商店		1
愛知	名古屋南									49	共立マテリアル(株)		1
愛知	名古屋南	51	非鉄金属精錬業	2	2		1	1					
愛知	名古屋南									54	(有)昭南設備工業	1	
愛知	名古屋南									54	南州鉄工(株)	1	
愛知	名古屋南	56	機械器具製造業	3	3		2	1					
愛知	名古屋南	66	コンクリート製造業	2	2		1	1					
愛知	名古屋南	72	貨物取扱事業	1	1			1					
愛知	名古屋南	73	港湾貨物取扱事業	5	5		3	2					
愛知	名古屋南									74	大源海運(株)	1	
愛知	名古屋南	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
愛知	名古屋南	94	その他の各種事業	2	2		1	1					
愛知	名古屋東	58	輸送用機械器具製造業	5	5		1	4					
愛知	名古屋東	61	その他の製造業	1	1			1					
愛知	名古屋東	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
愛知	名古屋東	94	その他の各種事業	6	6		1	5					
愛知	名古屋東	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
愛知	豊橋	58	輸送用機械器具製造業	17	17		6	11					
愛知	岡崎	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
愛知	岡崎									47	日本エステル(株)岡崎工場		1
愛知	半田	44	木材、木製品製造業	1	1		1						
愛知	半田									49	(株)エーアンドエー愛知		1
愛知	半田	50	金属精錬業	2	2		1	1					
愛知	半田	54	金属製品製造業、金属加工業	5	5			5					
愛知	半田									59	石川島播磨重工業(株)旧名古屋工場・愛知工場		1
愛知	半田	72	貨物取扱事業	1	1				1				
愛知	津島	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
愛知	津島									49	三菱マテリアル建材(株)	1	
愛知	津島	56	機械器具製造業	1	1			1					
愛知	津島	66	コンクリート製造業	3	3		2		1				
愛知	瀬戸	62	陶磁器製品製造業	1	1			1					
愛知	刈谷	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
愛知	西尾支所	94	その他の各種事業	1	1			1					
愛知	江南	56	機械器具製造業	1	1			1					
愛知	江南	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
愛知	名古屋西	42	繊維工業、繊維製品製造業	2	2		1	1					
愛知	名古屋西									49	(株)ミヤデラ名古屋工場	1	
愛知	名古屋西	54	金属製品製造業、金属加工業	2	2			2					
愛知	名古屋西	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
愛知	名古屋西	94	その他の各種事業	1	1				1				
愛知	豊田	58	輸送用機械器具製造業	2	1	1	1	1					

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
愛知	豊田	94 その他の各種事業	2	2			2					
三重	四日市	48 ガラス、セメント製造業	2	2		1	1					
三重	四日市	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
三重	四日市	74 港湾荷役事業	1	1		1						
三重	津	47 化学工業	1	1		1						
三重	津								59	日本鋼管(株)津製作所	1	
三重	熊野	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
三重	伊賀	72 貨物取扱事業	1	1			1					
滋賀	大津	42 繊維工業、繊維製品製造業	8	8		3	5					
滋賀	大津	48 ガラス、セメント製造業	7	7		2	5		48	日本電気硝子(株)		1
滋賀	大津	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
滋賀	大津	56 機械器具製造業	1	1			1					
滋賀	大津	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
滋賀	大津	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
滋賀	彦根	61 その他の製造業	1	1			1					
滋賀	長浜	48 ガラス、セメント製造業	1	1			1					
滋賀	八日市								49	(株)クボタ滋賀工場	2	
京都	京都上	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
京都	京都上	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
京都	京都上	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
京都	京都上	60 計量器、光学器械、時計等製造業	1	1			1					
京都	京都下	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
京都	京都下	66 コンクリート製造業	1	1			1					
京都	京都下	94 その他の各種事業	1	1		1						
京都	京都南	42 繊維工業、繊維製品製造業	3	3			3					
京都	京都南	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
京都	京都南	94 その他の各種事業	1	1				1				
京都	舞鶴	48 ガラス、セメント製造業	1	1			1		48	日本板硝子(株)舞鶴工場		1
京都	舞鶴	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
京都	舞鶴	59 船舶製造、修理業	4	4			4		59	日立造船(株)舞鶴工場		1
京都	舞鶴	72 貨物取扱事業	1	1			1					
大阪	大阪中央	41 食料品製造業	1	0	1		1					
大阪	大阪中央	42 繊維工業、繊維製品製造業	2	1	1	1	1					
大阪	大阪中央	47 化学工業	2	2			2		47	大和産業(株)		1
大阪	大阪中央	49 石綿製品製造業等※1	1	1				1	49	東洋スレート(株)	1	
大阪	大阪中央	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2		1	1					
大阪	大阪中央	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
大阪	大阪中央	59 船舶製造、修理業	1	1			1					
大阪	大阪中央	71 交通運輸業	2	2		1	1					
大阪	大阪中央	93 ビルメンテナンス	1	1		1						
大阪	大阪中央	94 その他の各種事業	3	2	1		3					
大阪	大阪中央	96 倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除の事業、ゴルフ場の事業	1	1			1					
大阪	大阪中央	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	大阪南	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
大阪	大阪南	49 石綿製品製造業等※1	10	8	2	4	6					
大阪	大阪南	53 鋳物業	1	1		1						
大阪	大阪南	58 輸送用機械器具製造業	3	3		1	2					
大阪	大阪南	59 船舶製造、修理業	13	13		5	8					
大阪	大阪南	71 交通運輸業	1	1			1					
大阪	大阪南	94 その他の各種事業	2	2		2						
大阪	天満								49	浅野スレート(株)大阪工場	1	
大阪	天満	72 貨物取扱事業	1	1			1					
大阪	天満	94 その他の各種事業	5	5		1	4					

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
大阪	大阪西	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
大阪	大阪西								49	嘉島パッキング(株)		1
大阪	大阪西								54	勝栄鋼材(株)		1
大阪	大阪西	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
大阪	大阪西	59 船舶製造、修理業	17	17		12	5		59	ハイテック(株)	1	
大阪	大阪西								59	日立造船(株)大阪工場		1
大阪	大阪西	70 原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1		1						
大阪	大阪西	73 港湾貨物取扱事業	2	2		1	1					
大阪	大阪西	74 港湾荷役事業	1	1			1					
大阪	大阪西	94 その他の各種事業	3	3		1	2					
大阪	大阪西	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	西野田	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
大阪	西野田	47 化学工業	1	1			1					
大阪	西野田	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
大阪	西野田	50 金属精錬業	3	3			3					
大阪	西野田	52 金属材料品製造業	1	1			1					
大阪	西野田	56 機械器具製造業	4	4			4					
大阪	西野田	57 電気機械器具製造業	1	1			1					
大阪	西野田	59 船舶製造、修理業	4	4		1	3		59	日立造船(株)桜島工場		2
大阪	西野田	61 その他の製造業	1	1			1					
大阪	西野田	70 原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1			1					
大阪	西野田	72 貨物取扱事業	2	2		1	1					
大阪	西野田	93 ビルメンテナンス	2	2		1	1					
大阪	西野田	94 その他の各種事業	1	1			1					
大阪	西野田	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	淀川	47 化学工業	3	3		1	2					
大阪	淀川	50 金属精錬業	1	1			1					
大阪	淀川	54 金属製品製造業、金属加工業	3	3			3		54	(株)丸忠		1
大阪	淀川	56 機械器具製造業	5	5			5		56	(株)ベーカーズプロダクション		1
大阪	淀川	58 輸送用機械器具製造業	2	1	1	1	1					
大阪	淀川	61 その他の製造業	1	1				1				
大阪	淀川	71 交通運輸業	1	1		1						
大阪	淀川	94 その他の各種事業	2	1	1		2		94	(株)イケウチ	1	
大阪	淀川								?	ウラノ(株)		1
大阪	淀川								?	杉浦工業所		1
大阪	東大阪	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
大阪	東大阪	47 化学工業	10	10		5	5		47	大島応用化学工業(株)		1
大阪	東大阪	49 石綿製品製造業等※1	9	5	4	5	2	2	49	五陵石綿(株)		1
大阪	東大阪								49	日本バルカー工業(株)八尾工場	2	
大阪	東大阪	52 金属材料品製造業	1	1			1					
大阪	東大阪	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
大阪	東大阪	56 機械器具製造業	1	1			1		56	理化工業(株)	1	
大阪	東大阪	58 輸送用機械器具製造業	19	19		3	16		58	久代プレーキ工業(株)八尾工場	1	
大阪	東大阪	61 その他の製造業	1	1		1						
大阪	東大阪	72 貨物取扱事業	1	1		1						
大阪	東大阪	94 その他の各種事業	1	1			1					
大阪	岸和田	44 木材、木製品製造業	1	1		1						
大阪	岸和田	49 石綿製品製造業等※1	34	24	10	19	14	1	49	(株)栄屋石綿紡織所	3	
大阪	岸和田								49	(有)北浦瓦製作所	1	
大阪	岸和田								49	ミツイ	2	
大阪	岸和田								49	三好石綿工業(株)		2
大阪	岸和田								49	草竹産業(株)	1	

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫	
大阪	岸和田								49	竹村産業	1		
大阪	岸和田								49	南海パッキン工業(株)	1		
大阪	岸和田								49	米崎石綿工業所	1		
大阪	岸和田								49	理成石綿工業(株)	1		
大阪	岸和田	56 機械器具製造業	1	1			1						
大阪	岸和田	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1						
大阪	堺	42 繊維工業、繊維製品製造業	3	3		1	2		42	ヘッシャン商事(株)		1	
大阪	堺	44 木材、木製品製造業	1	1			1						
大阪	堺	49 石綿製品製造業等※1	2	1	1	1	1						
大阪	堺	51 非鉄金属精錬業	2	2		2							
大阪	堺	52 金属材料品製造業	1	1			1						
大阪	堺	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2			2						
大阪	堺	56 機械器具製造業	1	1			1						
大阪	堺	58 輸送用機械器具製造業	9	9			9						
大阪	堺	59 船舶製造、修理業	5	5		4	1						
大阪	堺	72 貨物取扱事業	4	3	1	1	3						
大阪	堺	94 その他の各種事業	1	1		1							
大阪	羽曳野	49 石綿製品製造業等※1	3	2	1		2	1					
大阪	北大阪	49 石綿製品製造業等※1	2	2		1	1		49	五陵石綿(株)	1		
大阪	北大阪	50 金属精錬業	2	2		2							
大阪	北大阪	54 金属製品製造業、金属加工業	4	4		1	3						
大阪	北大阪	56 機械器具製造業	4	4			3	1					
大阪	北大阪	57 電気機械器具製造業	1	1		1							
大阪	北大阪	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1						
大阪	北大阪	94 その他の各種事業	2	2			2						
大阪	北大阪	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1							
大阪	泉大津	44 木材、木製品製造業	1	0	1		1						
大阪	泉大津								47	オーツタイヤ(株)	1		
大阪	泉大津	56 機械器具製造業	1	1			1		56	渡辺工業(株)		1	
大阪	茨木	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	0	1		1						
大阪	茨木	44 木材、木製品製造業	1	1		1							
大阪	茨木	48 ガラス、セメント製造業	2	2		2							
大阪	茨木	49 石綿製品製造業等※1	2	2		1	1		49	(株) エーアンドエーマテリア ル大阪工場	1		
大阪	茨木	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1		54	日本スピンドル建材(株)		1	
大阪	茨木	56 機械器具製造業	1	1			1						
大阪	茨木	57 電気機械器具製造業	3	3			3						
大阪	茨木	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1						
大阪	茨木	66 コンクリート製造業	2	2		1	1						
大阪	茨木	94 その他の各種事業	1	1			1						
兵庫	神戸東	46 印刷、製本業	1	0	1		1						
兵庫	神戸東	47 化学工業	1	1			1						
兵庫	神戸東	50 金属精錬業	7	7		1	6		50	(株)神戸製鋼所神戸製鉄所	1	1	
兵庫	神戸東								50	川崎製鉄(株)阪神製造所		1	
兵庫	神戸東	52 金属材料品製造業	1	1			1						
兵庫	神戸東	56 機械器具製造業	7	7		3	3	1	56	石崎(株)		1	
兵庫	神戸東	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1						
兵庫	神戸東	59 船舶製造、修理業	20	20		5	14	1	59	川崎重工業(株)神戸工場		3	
兵庫	神戸東	73 港湾貨物取扱事業	4	4		2	2						
兵庫	神戸東	74 港湾荷役事業	18	17	1	9	9		74	幸進運輸		1	
兵庫	神戸東								74	甲陽運輸(株)		1	
兵庫	神戸東	94 その他の各種事業	7	7		4	3						
兵庫	神戸東	96 倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除 の事業、ゴルフ場の事業	4	4		2	2						

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
兵庫	神戸東	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1		98	(有)インテルナきたむら		1
兵庫	神戸西	47 化学工業	3	2	1	2		1				
兵庫	神戸西	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
兵庫	神戸西	50 金属精錬業	1	1			1					
兵庫	神戸西	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2		1	1					
兵庫	神戸西	56 機械器具製造業	28	28		12	16		56	ヨークジャパン(株)		1
兵庫	神戸西	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
兵庫	神戸西	58 輸送用機械器具製造業	21	21		3	18		58	川崎重工業(株)車輛カンパニー兵庫工場		8
兵庫	神戸西	59 船舶製造、修理工業	10	10		3	6	1	59	三菱重工業(株)神戸造船所		7
兵庫	神戸西								59	河原冷熱工業(株)		2
兵庫	神戸西								59	神戸船渠工業(株)		1
兵庫	神戸西	61 その他の製造業	1	1		1						
兵庫	神戸西	72 貨物取扱事業	1	1			1					
兵庫	神戸西	74 港湾荷役事業	1	1		1						
兵庫	神戸西	94 その他の各種事業	2	2			2					
兵庫	神戸西	98 清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
兵庫	神戸西								?	安藤工業(株)		1
兵庫	尼崎	41 食料品製造業	1	1			1					
兵庫	尼崎	45 パルプ、紙製造業	2	2			2					
兵庫	尼崎	47 化学工業	3	3		1	2					
兵庫	尼崎	49 石綿製品製造業等※1	28	27	1	14	13	1	49	(株)クボタ大浜工場神崎分工場	14	33
兵庫	尼崎								49	(株)中川工業所	2	
兵庫	尼崎								49	(株)クボタ阪神工場		1
兵庫	尼崎	50 金属精錬業	2	2			2					
兵庫	尼崎	51 非鉄金属精錬業	1	1			1					
兵庫	尼崎	52 金属材料品製造業	1	1			1		52	神鋼鋼線工業(株)		1
兵庫	尼崎	53 鋳物業	2	2		1	1					
兵庫	尼崎	54 金属製品製造業、金属加工業	7	7		1	6		54	岩住サッシ(株)		1
兵庫	尼崎								54	古市建設		1
兵庫	尼崎	56 機械器具製造業	19	18	1	2	15	2				
兵庫	尼崎	57 電気機械器具製造業	3	3			3		57	三菱電機(株)交通システム事業所		1
兵庫	尼崎	58 輸送用機械器具製造業	8	7	1		8					
兵庫	尼崎	61 その他の製造業	2	2		1	1					
兵庫	尼崎	72 貨物取扱事業	6	6		3	3		72	クボニ運送(株)	1	1
兵庫	尼崎								72	日本通運(株)阪神支店		1
兵庫	尼崎	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	7	7			6	1				
兵庫	尼崎	93 ビルメンテナンス	1	1			1					
兵庫	尼崎	94 その他の各種事業	19	19		10	9		94	(社)日本水道協会神崎検査所		1
兵庫	姫路								47	(株)日本触媒姫路製造所		1
兵庫	姫路	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
兵庫	姫路	50 金属精錬業	4	4			3	1	50	新日本製鐵(株)広畑製鐵所		2
兵庫	姫路	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1		81	関西電力(株)姫路第2火力発電所		1
兵庫	伊丹								49	日本ビラー工業(株)三田工場		1
兵庫	伊丹	53 鋳物業	1	1		1						
兵庫	伊丹	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2			2					
兵庫	伊丹	56 機械器具製造業	1	1			1					
兵庫	伊丹	61 その他の製造業	1	1		1						
兵庫	伊丹	94 その他の各種事業	1	1		1						
兵庫	西宮	41 食料品製造業	1	1			1					
兵庫	西宮	42 繊維工業、繊維製品製造業	1	1		1						

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)			
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
兵庫	西宮	49	石綿製品製造業等※1	3	3		1	2					
兵庫	西宮									50	川崎製鉄(株)千葉製鉄所 西宮工場		2
兵庫	西宮	52	金属材料品製造業	1	1			1					
兵庫	西宮	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
兵庫	西宮	56	機械器具製造業	4	4		1	3					
兵庫	西宮	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等 製造業	1	1			1					
兵庫	西宮	74	港湾荷役事業	1	1		1						
兵庫	西宮	94	その他の各種事業	3	3			3					
兵庫	西宮	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	0	1		1					
兵庫	加古川	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1				1				
兵庫	加古川	47	化学工業	7	7		2	4	1				
兵庫	加古川	49	石綿製品製造業等※1	8	8		5	2	1				
兵庫	加古川	54	金属製品製造業、金属加工業	5	5		2	3					
兵庫	加古川	56	機械器具製造業	11	11		3	6	2	56	三菱重工(株)高砂製作所		1
兵庫	加古川	60	計量器、光学器械、時計等製造業	2	2		1	1					
兵庫	加古川	72	貨物取扱事業	1	1		1						
兵庫	加古川	94	その他の各種事業	3	3		1	2					
兵庫	但馬									42	ゲンゼ(株)梁瀬工場		1
兵庫	但馬	94	その他の各種事業	1	1			1					
兵庫	相生	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
兵庫	相生	59	船舶製造、修理業	17	16	1	3	14		59	石川島播磨重工業(株)		2
兵庫	淡路	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
奈良	奈良	49	石綿製品製造業等※1	10	4		1	9		49	竜田工業(株)		2
奈良	奈良	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
奈良	奈良	61	その他の製造業	1	1		1						
奈良	葛城	49	石綿製品製造業等※1	32	18	14	18	12	2	49	ニチアス(株)王寺工場	8	6
奈良	葛城									49	(株)たつみや製作所	1	
奈良	葛城	72	貨物取扱事業	1	1			1		72	日本通運(株)奈良支店		1
和歌山	和歌山	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1		1						
和歌山	和歌山	50	金属精錬業	4	4		1	3					
和歌山	和歌山	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
和歌山	和歌山									56	辰和工業(株)和歌山事業所		1
和歌山	和歌山	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
和歌山	和歌山	61	その他の製造業	1	1			1		61	新興ブランテック(株)和歌山 事業所	1	
和歌山	和歌山	94	その他の各種事業	1	1			1					
和歌山	御坊	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	0	1	1						
和歌山	御坊	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
和歌山	御坊	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
和歌山	御坊	98	卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
和歌山	橋本	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	0	1	1						
和歌山	田辺	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
和歌山	新宮	45	パルプ、紙製造業	1	1			1					
和歌山	新宮	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
和歌山	新宮									61	前岡工作所		1
鳥取	米子	94	その他の各種事業	1	1			1					
鳥根	松江	50	金属精錬業	1	1		1						
鳥根	浜田	25	採石業	3	3		3						
岡山	岡山	42	繊維工業、繊維製品製造業	2	2		1	1					
岡山	岡山	59	船舶製造、修理業	32	32		15	16	1	59	小串造船	1	
岡山	岡山	61	その他の製造業	2	2		2						
岡山	岡山	66	コンクリート製造業	1	1			1					

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
岡山	岡山	72 貨物取扱事業	1	1		1						
岡山	岡山	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	5	4	1	4	1		81	中国電力(株)三播発電所	1	
岡山	岡山	94 その他の各種事業	2	2			2					
岡山	倉敷	42 繊維工業、繊維製品製造業	5	5		1	4					
岡山	倉敷	47 化学工業	1	1		1			47	(株)クラレ倉敷事業所		1
岡山	倉敷	49 石綿製品製造業等※1	3	2	1	3						
岡山	倉敷	50 金属精錬業	2	2		2						
岡山	倉敷	58 輸送用機械器具製造業	2	2		2						
岡山	倉敷	59 船舶製造、修理業	2	2		2			59	(株)サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所		1
岡山	倉敷								59	野島船舶(株)		1
岡山	倉敷								61	(株)ニシモト		1
岡山	倉敷								61	ルームクリーン岡山(株)		1
岡山	倉敷	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
岡山	倉敷	94 その他の各種事業	1	1			1					
岡山	玉野								49	関西工業(株)		1
岡山	玉野	59 船舶製造、修理業	7	6	1	3	4		59	(株)三造エムテック		1
岡山	玉野								59	(有)尾崎工業所	1	
岡山	玉野								59	三井造船(株)玉野事業所	9	8
岡山	玉野								59	三栄工業(株)	1	
岡山	玉野								59	三国工業(株)		1
岡山	玉野								59	山陽鑄機工業(株)	1	
岡山	玉野								61	大同塗装(株)		1
岡山	笠岡	47 化学工業	2	2			2					
岡山	笠岡	59 船舶製造、修理業	1	1			1					
岡山	和気	49 石綿製品製造業等※1	2	2		2			49	(株)セラテクノ		1
広島	広島中央	49 石綿製品製造業等※1	3	3		2	1					
広島	広島中央	56 機械器具製造業	5	5		1	4					
広島	広島中央	58 輸送用機械器具製造業	9	9			9		58	マツダ(株)本社工場		3
広島	広島中央	59 船舶製造、修理業	11	10	1	4	7		59	(株)宇品造船所		1
広島	広島中央								59	金輪船渠(株)		1
広島	広島中央	61 その他の製造業	1	0	1		1					
広島	広島中央	72 貨物取扱事業	1	1			1					
広島	広島中央	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
広島	広島中央	94 その他の各種事業	1	1			1					
広島	広島中央	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	4	4			4					
広島	呉	44 木材、木製品製造業	2	2		1	1					
広島	呉	47 化学工業	1	1			1					
広島	呉	50 金属精錬業	1	1			1					
広島	呉	54 金属製品製造業、金属加工業	4	4		2	2					
広島	呉	56 機械器具製造業	4	3	1	2	2					
広島	呉	57 電気機械器具製造業	1	1		1						
広島	呉	59 船舶製造、修理業	38	37	1	17	21		59	(株)IHIマリンユナイテッド呉工場(石川島播磨重工業(株)旧呉第一工場)	2	13
広島	呉								59	明星工業(株)(石川島播磨重工業(株)旧呉第1工場構内下請け)	1	
広島	呉								59	バブコック日立(株)呉事業所		1
広島	呉								59	国興産業(株)呉支店		1
広島	呉								59	播磨造船所(株)呉船渠		1
広島	呉	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
広島	福山	41 食料品製造業	1	1		1						
広島	福山	50 金属精錬業	1	1		1			50	JFEメカニカル(株)		1

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 が ん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 が ん	中 皮 腫
広島	福山	59	船舶製造、修理業	2	2		2			59	常石エンタープライズ(株)		1
広島	福山									56	萬成工業(株)		1
広島	三原	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
広島	三原	56	機械器具製造業	2	2			2					
広島	三原	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
広島	三原	58	輸送用機械器具製造業	1	0	1		1					
広島	三原	59	船舶製造、修理業	3	3			3					
広島	尾道	59	船舶製造、修理業	23	22	1	6	17		59	(株)ナカタ・マックコーポレー ション		1
広島	尾道									59	小川工業所	1	
広島	尾道									59	尾道造船(株)尾道造船所	1	
広島	尾道									59	日立造船(株)向島工場		1
広島	広島北	56	機械器具製造業	3	3			3					
広島	広島北	61	その他の製造業	1	1		1						
広島	廿日市	45	パルプ、紙製造業	1	1			1					
広島	廿日市	94	その他の各種事業	1	1			1					
山口	下関	59	船舶製造、修理業	6	6			6		59	三菱重工業(株)下関造船所		3
山口	下関									59	神戸船舶装備(株)下関工場		1
山口	宇部	47	化学工業	7	7		4	3					
山口	宇部									49	ふじステレート工業(株)		1
山口	宇部	66	コンクリート製造業	7	5	2	6	1					
山口	宇部	72	貨物取扱事業	1	1			1					
山口	宇部	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
山口	徳山	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1		1						
山口	徳山	47	化学工業	2	2			2					
山口	徳山									50	周南電工(株)		1
山口	徳山	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
山口	徳山	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
山口	徳山	94	その他の各種事業	2	1	1		1	1				
山口	下松	56	機械器具製造業	1	1			1					
山口	下松	58	輸送用機械器具製造業	12	12		3	9		58	(株)日立製作所笠戸工場		1
山口	下松	59	船舶製造、修理業	2	2			2					
山口	岩国	42	繊維工業、繊維製品製造業	2	2			2					
山口	岩国	56	機械器具製造業	2	2			2					
山口	岩国	94	その他の各種事業	3	3		1	2					
山口	小野田	47	化学工業	1	1			1					
山口	小野田	48	ガラス、セメント製造業	1	0	1		1					
山口	小野田	59	船舶製造、修理業	2	2		1		1				
山口	小野田	94	その他の各種事業	1	1				1				
山口	山口	41	食料品製造業	1	1			1					
山口	山口	72	貨物取扱事業	1	1			1					
徳島	徳島	94	その他の各種事業	1	1		1						
徳島	鳴門	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
徳島	鳴門	61	その他の製造業	1	1			1					
徳島	三好	56	機械器具製造業	1	1		1						
香川	高松	49	石綿製品製造業等※1	18	18		11	5	2	49	エタニットパイル(株)(旧日 本エタニットパイプ高松(四 国)工場)	3	8
香川	高松	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
香川	高松	58	輸送用機械器具製造業	2	2			2					
香川	高松	59	船舶製造、修理業	1	1			1					
香川	高松	72	貨物取扱事業	1	1			1					
香川	高松	74	港湾荷役事業	1	1		1			74	日本塩回送(株)高松出張所	1	
香川	高松	94	その他の各種事業	1	1			1		94	(社)日本水道協会		1

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 がん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 がん	中 皮 腫
香川	高松	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	2	2			2					
香川	丸亀	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
香川	丸亀	59 船舶製造、修理業	1	1		1						
香川	坂出	59 船舶製造、修理業	4	4		1	2	1	59	川崎重工(株)坂出工場	1	
香川	坂出	94 その他の各種事業	1	1			1					
香川	観音寺	47 化学工業	13	12	1	8	4	1	47	神島化学工業(株)	1	
香川	観音寺	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
香川	東かがわ	49 石綿製品製造業等※1	1	1				1				
香川	東かがわ								58	JA香川県		1
香川	東かがわ								58	ジェイエイ香川オートサービス		1
香川	東かがわ	59 船舶製造、修理業	2	2		1	1					
愛媛	松山	42 繊維工業、繊維製品製造業	6	6		4	2					
愛媛	松山	47 化学工業	1	1			1					
愛媛	新居浜	42 繊維工業、繊維製品製造業	2	2		1	1					
愛媛	新居浜	45 パルプ、紙製造業	1	1			1					
愛媛	新居浜	47 化学工業	8	8		5	3		47	クラレ西条(株)		1
愛媛	新居浜	51 非鉄金属精錬業	2	2		1	1					
愛媛	新居浜	56 機械器具製造業	1	1			1					
愛媛	新居浜	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2			2					
愛媛	今治	41 食料品製造業	1	1			1					
愛媛	今治	59 船舶製造、修理業	6	6		4	2		59	(株)エスケーディーサービス		1
愛媛	今治								?	坂上工業社	1	
愛媛	八幡浜								53	エヒメ鑄造(株)	1	
愛媛	八幡浜	59 船舶製造、修理業	1	1		1						
高知	高知	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
高知	高知	59 船舶製造、修理業	2	2		2						
高知	高知	99 金融業、保険業又は不動産業	1	1			1					
高知	安芸	51 非鉄金属精錬業	1	1			1					
福岡	福岡中央	44 木材、木製品製造業	1	1			1					
福岡	福岡中央	47 化学工業	1	1		1						
福岡	福岡中央								49	(株)エーアンドエーマテリアル九州支店		1
福岡	福岡中央								49	オタライト(株)		1
福岡	福岡中央											
福岡	福岡中央	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
福岡	福岡中央	58 輸送用機械器具製造業	1	1			1					
福岡	福岡中央								59	(株)エーアンドエーマテリアル(旧(株)アスク福岡支店所属)造船業の構内下請		1
福岡	福岡中央	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1		1						
福岡	福岡中央	94 その他の各種事業	1	1			1					
福岡	福岡中央	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	3	3		1	2					
福岡	大牟田	47 化学工業	2	2		2						
福岡	大牟田	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
福岡	久留米	49 石綿製品製造業等※1	1	1			1					
福岡	久留米	56 機械器具製造業	1	1			1					
福岡	久留米	71 交通運輸業	1	1			1					
福岡	北九州西	47 化学工業	2	2			2					
福岡	北九州西	48 ガラス、セメント製造業	4	4		1	3					
福岡	北九州西	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1						
福岡	北九州西	50 金属精錬業	2	2			2		50	黒崎播磨(株)	1	
福岡	北九州西								50	新日本製鐵(株)エンジニアリング事業本部プラント環境事業部		1

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)									2005年厚労省事業場名公表分(非建設)				
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 が ん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 が ん	中 皮 腫	
福岡	北九州西	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1							
福岡	北九州西	56 機械器具製造業	2	2			2						
福岡	北九州西								59	三業工業(株)	1		
福岡	北九州西	94 その他の各種事業	2	2			2						
福岡	北九州東	47 化学工業	1	1			1						
福岡	北九州東								49	(株)アスク門司工場(現エー アンドエーマテリアル(株))	2		
福岡	北九州東								49	(株)ノザワ門司工場	2		
福岡	北九州東								49	国光建材工業(株)	1		
福岡	北九州東								49	浅野スレート(株)門司工場		1	
福岡	北九州東	50 金属精錬業	1	1			1						
福岡	北九州東	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1						
福岡	北九州東	62 陶磁器製品製造業	1	1		1							
福岡	北九州東	72 貨物取扱事業	1	1			1						
福岡	北九州東	94 その他の各種事業	2	1	1		2						
福岡	北九州東 門司支署	49 石綿製品製造業等※1	5	5		3	2						
福岡	田川	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1			1						
福岡	田川	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1						
福岡	直方	54 金属製品製造業、金属加工業	1	1		1							
福岡	直方								50	日立金属(株)九州工場		1	
福岡	行橋	58 輸送用機械器具製造業	1	1		1							
福岡	八女	49 石綿製品製造業等※1	1	1				1					
福岡	福岡東	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	(有)福岡吸音板製作所	1		
福岡	福岡東	66 コンクリート製造業	1	1		1							
佐賀	佐賀	49 石綿製品製造業等※1	17	14	3	9	3	5	49	日本エタニットパイプ(株)	1	4	
佐賀	佐賀	66 コンクリート製造業	1	0	1			1					
佐賀	佐賀	72 貨物取扱事業	1	1			1						
佐賀	伊万里	59 船舶製造、修理業	1	1		1							
長崎	長崎	21 金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	0	1		1						
長崎	長崎	49 石綿製品製造業等※1	2	1	1	1	1						
長崎	長崎	54 金属製品製造業、金属加工業	4	4		2	2						
長崎	長崎	56 機械器具製造業	1	1		1							
長崎	長崎	59 船舶製造、修理業	63	61	2	36	27		59	三菱重工業(株)長崎造船所	4		
長崎	長崎								59	川南工業(株)香焼島造船所	1		
長崎	長崎								59	(株)日本冷熱三菱長船事 務所	2		
長崎	長崎								59	長崎船舶装備(株)		1	
長崎	長崎								59	長田工業(株)	1		
長崎	長崎	72 貨物取扱事業	1	1			1						
長崎	長崎	91 清掃、火葬、と畜の事業	1	1		1							
長崎	長崎	94 その他の各種事業	2	2			2						
長崎	長崎	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1							
長崎	佐世保	59 船舶製造、修理業	20	17	3	5	15						
長崎	佐世保	94 その他の各種事業	2	2			2						
長崎	江迎	56 機械器具製造業	1	1		1							
長崎	諫早	54 金属製品製造業、金属加工業	2	2		1	1						
長崎	諫早	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1							
熊本	八代	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1							
熊本	玉名	59 船舶製造、修理業	1	1			1						
熊本	菊池	71 交通運輸業	1	1				1					
大分	大分	49 石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	朝日珪酸工業(株)		1	
大分	佐伯								72	北九州運輸(株)佐伯支店(現在 (株)ジェネック佐伯支店)	1		

総特集/石綿被害と情報公開

今回部分開示「処理経過簿」(非建設)										2005年厚労省事業場名公表分(非建設)		
局名	署名	事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺 が ん	中 皮 腫	そ の 他	推 定 業 種 番 号	事業場名	肺 が ん	中 皮 腫
大分	佐伯	98 卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1						
大分	日田	44 木材、木製品製造業	3	3		1	2					
宮崎	宮崎								?	(株)兵頭製作所		1
宮崎	延岡	41 食料品製造業	1	1			1					
宮崎	延岡	42 繊維工業、繊維製品製造業	2	1	1		2					
宮崎	延岡	61 その他の製造業	1	1		1						
宮崎	延岡	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
鹿児島	鹿児島	59 船舶製造、修理業	1	1		1						
沖縄	那覇	71 交通運輸業	1	1			1					
沖縄	那覇	81 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
沖縄	那覇	94 その他の各種事業	4	4			3	1				
沖縄	沖縄	94 その他の各種事業	7	7		4		3				
合計			2,047	1,934	113	764	1,201	82				
建設関連業種			1,418	1,397	21	515	872	31				
業種不明			13	13		8	5					
総合計			3,478	3,344	134	1,287	2,078	113				

※1「その他の窯業又は土石製品製造業」

12月3日毎日新聞特報

毎日新聞では私たちからの情報提供に加えて、1労基署1業種で10件程度以上の認定件数になっているケースについて、目星をつけた企業に対する独自アンケート取材を行い、その結果も合わせて、12月3日朝刊で、全国各本社版の一面トップを含めて全5面構成で報じた。各紙もこれを追って報道、共同電を受けた地方紙でも報道された。紙面で全国各地域安全センターにつながるフリーダイヤルが紹介されたので、各地に相談電話もかかってきた。

被害隠蔽する造船業界

造船業（船舶製造又は修理業）での被害集中は予想されたことだったが、長崎署の造船業での認定件数が63件（肺がん36、中皮腫27）に上っているのには目を見張った。63件のうち、時効救済の新法認定は20件（肺がん15、中皮腫5）だった。地域性から、三菱重工長崎造船所とその下請企業のものであるのは疑いがない。

普通、ひとつの労基署の管内で造船会社といえど、事業場はまず特定できる。表11や各造船会社の事業場所在地などから、たとえば次のように推定

できる。

函館どつく（函館署、室蘭署）、IHI（呉署、亀戸署、相生署）、日本鋼管（鶴見署、静岡署）、新潟造船（現三井造船）（新潟署）、三井造船（玉野署、岡山署、大阪南署）、日立造船（尾道署、大阪西署、西野田署、舞鶴署）、川崎重工（川崎造船）（神戸東署、坂出署）、三菱重工（長崎署、下関署、神戸西署、横浜南署、広島中央署）、住友重機（横須賀署）、米軍横須賀基地（横須賀署）

毎日新聞が被害多数と推定し取材した36社中、13社が回答せず、そのうち9社が造船会社だったということである（記事2—48頁）。業界で一致して回答しなかったとみられる。大きな被害を出しながら被害情報を公開しないというのは、業界ぐるみで石綿被害を隠蔽しようとするものだ。

鉄道車両製造の被害顕在化

今回驚いたことのひとつは、今まで認定のなかった労基署・業種で、多数の認定事案を記録しているところがあったことである。

その典型的な例が、愛知・豊橋署の「輸送用機械器具製造業」17件だった。肺がん6件（労災1、新法5）、中皮腫11件（労災6、新法5）。労災経過簿では、労災7件すべてが鉄道車両製造業となっ

石綿被害者の団体が情報公開請求して新たに判明した、05・06年度の asbestos（石綿）由来の労働災害認定者も石綿健康被害救済法（労災時効救済法）は計3478人に上る。認定者と救済者は全都府県に広がっており、支援団体は労災関係する事業所が計2700カ所（建設を除く）を上回ると分析している。労働基準監督署の全事例と、毎日新聞に独自に取材した主な企業別事例を紹介する。支援団体は「中皮腫など関与疾患と診断された人で、該当する地域、業種で勤務経験のある人は問い合わせてほしい」と呼びかけている。

【樋口岳大、曽根田和久】

建設業関連では、この95人だった。認定者が1,249人、肺がんが1年間の中皮腫、肺がん認定・救済者が1,305人、うち長崎県が83人で全体の約18%を占めた。中でも長崎芳基署管内は83人中2%に達した。建設業の中でも、家屋の建設や中体、電気設備工事など、従事していた作業員が73人だった。

芳基署別の数で全国最悪の数字となった。他に、呉（広島県、38人）や、

断熱材として石綿が使用されてきた。車両製造の過程で、吹き付けや石綿製部品を加工する時に石綿が飛散した可能性がある。また、車両からの石綿除去作業でも被害者が出ている。

● 化学 繊維

建設業では過去に、耐 岡山(32人)、横須賀(神
・断熱性の高い石綿を 奈川(31人)など、造
した保温材や石こうボ 船業で栄えた地域が目立
ード、スレート板などの った。
材や石綿を含む吹き付 船舶では一般的に、船
材などが使用された。 内の居住スペースや機関
石綿の際に、飛散した石 部分を中心に、石綿を含
を吸い込み、関連疾患 んだ製品を断熱材として
発症する作業員が急増 使用していた。

化学工業での石綿関連
の認定者・救済者は12
人。繊維工業・繊維関連
品製造業も56人になる。
厚生労働省の04年度では
のデータ(厚生労働省で
化学工業で10人程度、織
維工業・繊維関連品製造
業は数人だった。また、パ

● 鉄道
省の昨年（77）度認定基準
石綿含有建材を使った建
築物の解体は続き、作業
時に誤って吸引する危険
性が指摘される。

鉄道用車輦製造などを
含むとみられる輸送用機
械器具製造業は、1977
年（昭和52）年々減少し
てきたが、このうち、輸
送用機械器具製造業は、
1977年（昭和52）年々
増加し、1978年（昭和
53）年には、1977年（
昭和52）年より、1.5倍
に達した。

石綿を使った部品を数多く利用してきた船舶製造業では、2年間の認定者・救済者数が計455人に達した。うち中皮腫患者は、2年間で約10人に達した。うち中皮腫患者は、2年間で約10人に達した。

		05、06年度の 石綿労災認定			06年度の 労災時効救済			石綿 労災時効救済		
企 業 名		合 計	肺が ん	中 皮 腫	そ の 他	合 計	肺が ん	中 皮 腫	そ の 他	
ニチアス										
	鶴見工場	14	8	6		1	1	0	0	
	王寺工場	22	14	8		3	1	2		
	羽島工場	14	10	4		2	2	0		
	袋井工場	2	2	0		0	0	0		
日本製鋼所										
	室蘭製作所	8	5	3						
マツダ										
	広島本社事業所	1	0	0	1					
関西電力										
	全事業所の総計	7				4				
エーアンドエーマテリアル										
	旧横浜工場(旧朝日石綿工業)	8	5	3		6	5	1		
	旧東京工場(同)	3	2	1		2	2	0		
	旧大阪工場(同)	1	0	1		1	0	1		
	旧玉島工場(同)	1	1	0		1	1	0		
	旧門司工場(同)	1	1	0		1	1	0		
	茨城工場(旧浅野スレート)	1	0	1						
	名古屋工場(同)	1	0	1						
	大阪工場(同)	2	1	1						
	旧門司工場(同)	1	1	0						
	支店、営業所など	13	11	2		2	1	1		
竜田工業										
		5	2	3		5	0	4	1	
帝人										
	岩国事業所	3	1	2		2	0	2		
	松山事業所	3	2	0	1	0	0	0		
	三原事業所	1	0	1		0	0	0		
	徳山事業所	1	1	0		0	0	0		
神島化学工業										
	託管工場	6	4	2		5	4	1		

住友化学		愛媛工場	7	4	3	1	1	0	0
		千葉工場	0	0	0	1	1	0	0
		大阪工場	1	0	1	0	0	0	0
		本社・その他	0	0	0	1	0	1	0
ヤンマー		特機エンジン事業本部	6	0	6	5	0	5	0
JR東日本		神奈川県内の職場	2	0	2				
富士重工業		宇都宮製作所	6	1	5	2	0	2	
中国電力		三幡発電所	5	4	1	1	1	0	
		坂発電所	1	1	0	0	0	0	
クシロブレーキ		八尾工場	4	3	1				
クボタ		旧神崎工場 (申請中も含む)	37	12	12	13	17	9	7
		小田原工場(同)	4	4	0	0	0	0	0
東レ		グループ総計	17			4			
05、06年度の申請数									
企 業 名	労 災 合 計	肺 が ん	中 皮 腫	そ の 他	救 済 合 計	肺 が ん	中 皮 腫	そ の 他	
近畿車輛	本社・東大阪	13	0	10	3	6	2	4	
日本車輛製造	豊川製作所	9	2	7	10	5	5		
05、06年度の実業主証明発行数									
東急車輛製造グループ		9							
日本機材(本社・長野)		10							
住友大阪セメントグループ	9(うち関西スレート関係1)								
※事業主証明は労災・時効救済の申請者が、事業所に在籍していたことを証明する書類。									

23社か回答

毎日新聞は、今回の資料をもとに、認定者と救済者が多いとみられる36社に取材し、①06年度年度の認定者数と病名の内訳②06年度の救済者数と病名の内訳——なについて聞いた。

うち23社が回答し、16社が事業所別・疾病別内訳などを明らかにした。また、認定者数・救済者数は不明」として劣災申請したかという不明として、申請に必要な事業主証明の発行数を回答し

[illegible]

浮き彫りになった。しかし、開示された文書の事業所名は黒塗りされ、厚生労働省の事業所公表も年前からストップしたまま。石橋の「門閥家」からは「非公表が、より多くの被害者を救済する障壁になっている」との厚労省への批判が出ている。C型肝炎問題の情状にけがったのはかりの厚労省は、これまでも何度も命にかかわる重要情報の隠ぺい問題で、その体面を問う声が噴出してきている。

【大森利、高木昭之】

事業所
非公表
被害発覚遅らす

業所名をなぞって表裏できないのか」「何と知らず、手厚い補償をいただける被害者が出てもいいの」。石橋が被害者という支援団体は昨年から4回、開た厚労省の直接交渉で、その訴えを唱へた。労働者や周辺民にとつて、事業所名明らかになる6月には大抵い。05年6月に車庫は2台のクボタ旧石橋工場たケツが多くある。

Figure 1 shows a 3D perspective view of a 15x15 grid-based board game. The board is divided into four quadrants by a central cross. Each quadrant contains a grid of squares, some of which are shaded black. The board is labeled with numbers 1 through 15 along the top and left edges. The central cross is labeled with numbers 1 through 15 along its edges. The board is tilted at an angle, showing its depth.

開示された石綿労災申請についての処理経過簿。事業所名などが黒塗りにされていた

直後の7、8月に厚労省が全国の石綿労災の発生事業所名を初公表。それにより各事業所の勤務経験者や周辺住民ら被害者への補償と救済が進み、がんの労災認定は95年度からの2年間で、過去2年の8倍に急増した。

厚労省は当時、「工場周辺住民や過去の勤務者、健康対策を立てる自治体への適切な情報を提供した」と公表理由を説明。ところがその後、

クローズアップ 2007

厚労省が国民の健康に関する情報を出さず、問題になった例は多い。

血液製剤には、薬害肝炎、血友病、エイズ問題で、厚労省が02年からC型肝炎感染者のリストを持ちながら、患者の特定は、血友病患者がエイズウイルスに感染した事、84年に知っていたのに「感傷者全員が発症するわけではない」などとし半年以上対策をとらなかった。旧厚生省はこの事実を各省内資料を隠し続け、96年に「厚生省は、承認後に国内の患者人が副作用死している事を、承認の可否を議論し、審議会に報告できなかった」と説明した。

抗レタナール「イレサ」の例が1例出ても、「国内死亡に関する判断には影響がないと考へた」と説明した。

職名や族姓は、結局、返した事でも気がない退きぬる。災認定に手厚い補償が受せられなくなる。特に、01年三月以前に死亡した全申請限は、時効3月に迫っており、何も救済の中請期限は、09年6月までの中起えと平成元年の労災認定数は2万5千

今後さらに増加する
40年とされ、発症する
は今後されている。
それをよつて06年の中
付けらるよう死者は初め
腫による死者は初めて
間1000人を超えて
06年度の人を皮層と肺
の労災認定数は2万5千

退職労働者や住民に十分な情報を開示する例は少ない。国が再び開示に踏み切らないと、企業情報は閉じこめられ、警告を失くす事実ある大企業は、今回の毎新聞の取に對し、国公表してないことを理由に詳細明らかにしなかつた。

病氣による労働者は労災認定一時放免され、この制度によって医療費・休業補償もあつたが、死後支給される遺族年金もあつたが、本来時給に減額する。労災に付きにくい中皮腫と子宮頸癌するため、石綿健康被害訴訟が06年8月に施行された。01年以前には特別家族年金が対象で、救済金に定められていた特別家族年金、時金を給れる。

非公表の立場に転じた。厚労省は「国民の不安に対する緊急措置だった」と、特例を強調した。

だが非公表による被害者の不利益は計り知れない。事業所で石綿を使用

知らず申請期限を過ぎてしまふ恐れがあるのだ。中皮腫の潜伏期間は約4人に膨れあがった。石綿問題に詳しい名雄司医師は「企業側から

で、腫と処
送

被災者が被災地、事業所名やその所在地、被災発生件数は、患者の病歴診断や治療をするうえで重要な情報となる。

石綿被害に詳しい奈良県立医科大学の車典男教授（産業疫学）は、医師が把握していた事業所を把握してあれば、患者の罹歴や居住歴をいざ、石綿病の可能性があると注意して診察すること（でき）と指摘する。

また、福岡田の住民に被害が及ぶ石綿公害調査でも事業所名は要だ。仮に中皮腫や肺がんになった場合、周辺に災害の事業所があれば関連を探ることができる。環境省や群馬、茨城、西栗が実施した調査では、被害者住所と事業所を減らすなど「原因不明

記事3 2007年12月3日付毎日

記事3 2007年12月3日付毎日新聞

新聞に回答している(記事1—47頁)。処理経過簿(表11)では、同署「輸送用機械器具製造業」で肺がん3件(労災1、新法2)、中皮腫16件(労災11、新法5)を認定している。労災経過簿では、中皮腫1件(自動車製造業)を除いて鉄道車両製造業と記されていた。したがって、近畿車輛の回答と処理経過簿(表11)の数字はほとんど符合している。

大阪・堺署では、処理経過簿(表11)上、「輸送

孤独の闘いに手を

石綿被害 全容判明

アヘスト(石綿)被害を巡り、事業所名の非公表を続ける厚生労働省。その陰で急増する労働災害の被害者……。石綿被害の実態は見えにくくなっているが、患者の緊急の訴えが厚い壁に風穴をあけた。被害者はまだたくさんいる。事業所の非公表を。被害者や支援団体の悲痛な叫びはいく国に届くのか。

【野田武

【野田武】

「非公表」怒り訴え

労災認定の62歳男性

会に対して石綿被害の実態をあいまいにしてしまふ。06年9月に肺がんで労災認定された長崎市の男性(62)は、そう言うのを募らせた。

男性は、三菱重工長崎造船所(同市)で長年勤務し、02年に肺がんと診断された。今回明らかに

「先週から別の抗がん剤治療を始めました。不

て行った」と証言する。
70年代に入ってから、

苦しみと涙透けて見えた

社。タンカーなどの組み立てを担当し、ガスバー

一膨大なデータには、
患者の苦しみや遺族の涙

半年がかり、執念の分析

片岡 明彦さん



アスベストによる肺がんや労災認定され、治療を続ける男性。事業所名を公表しない国の政策に疑問を呈した＝長崎市内で11月29日、徳野仁子撮影



開示文書を広げ患者からの相談
に応じる片岡明彦さん
三太阪市中央区の事務所で

がみ込んでゐる」。石綿被害の全容を浮かじへられた「中皮腫・じん肺・アスベストセンタ―」（東京都江東区）運営委員で市民団体職員の片岡明彦さん49は、執念とも言える半年以上の作業を終え、そう語った。片岡さんは昨年、患者団体などの政府交渉に立会い、厚労省の事業所名非公表を知った。「おかしい」。患者や家族と何度も担当者に迫った。が相手にされなかった。

「何かしなければ」との思いで、情報開示請求をする。今年4月末未だ取り組みな。当初は労災認定者数なり公表済みのデータばかりが出てきた。調べると、厚労省は請示事項を管理する処理経路過渡期を作成してこのことが判明されている。この記事を全国労務労働局に請求。事業所名などが集算された書類が送られてきた。片岡さんは母親のようにパソコンで4500人一人一人のデータを眺める。そのなかで、労働基準監督署の業務種別を整理し直す。と、船舶製造業、輸送用機械器具製造業などの分野が、同地域にずらり出てきた。と並べたところ、車庫をけし見えた。片岡さん、この書類に「労働基準監督署」とある。片岡さんは、厚労省に、共同作業を呼びかけている。【大島利】

【大島秀利】

男性

作業中は防塵マスクを着用するが、ごく徹底され、用いた。しかしマスクはあまり、じん肺対策のため、男性は、石綿の布を運ぶ、が体に悪いという意識は、石綿は低かった」と振り返る。

02年12月、手術で左肺の葉を全摘出し、03年2月から抗がん剤治療を始めた。石綿が原因と思っていたいなかったが、昨年

透けて見えた

7

用機械器具製造業」で中皮腫9件(労災4、新法5)を認定していて、労災経過簿では、すべて鉄道車両製造業と記されていた。東急車輛グループで9件の事業主証明をしたと毎日新聞に回答(記事1)しているので、よく符合している。同所管内には、東急車輛製造の大阪製作所(旧称:鳳工場)があった(鳳工場は帝國車輛工業を1968年に吸収合併したもの)。また、毎日新聞への回答(記事1)から、処理経過簿(表11)の栃木・宇都宮署6件(肺がん1、中皮腫5)は、富士重工宇都宮製作所が該当するとみられる。

そのほか処理経過簿(表11)上、「輸送用機械器具製造業」で認定事案の多かったのは、神戸西署21件-肺がん3件(労災-うち2件「鉄道車両製造業」との記載)、中皮腫18件(労災10-うち9件「鉄道車両製造業」との記載、新法8)、山口・下松署11件-肺がん2件(労災-すべて「鉄道車両製造業」との記載)、中皮腫(労災5-すべて「鉄道車両製造業」との記載、新法4)、東京・亀戸署-中皮腫5件(労災2-すべて「鉄道車両製造業」との記載、新法3)。

表11から、2004年度以前に労災認定があったところとして、神戸西署管内では、川崎重工(川崎車輛カンパニー)-中皮腫8件、下松署管内では、日立製作所笠戸工場-中皮腫1件がある。両社は毎日新聞には回答しなかったとみられるが、これらが処理経過簿での該当事業場とみられる。亀戸署管内には、かつて汽車製造株式会社があり、ここで認定事案があったことがわかっているので、5件はここではないかとみられる。汽車製造は、1972年に川崎重工に吸収合併された。

このような鉄道車両製造業での多数の石綿被害は、主に車両内部石綿吹き付け作業、蒸気機関車の製造、補修作業に関連するものと考えられる。私たちは、JR車輛の吹き付け石綿除去作業が原因で石綿肺を発症した明星工業下請労働者の支援を行っているが、鉄道車輛製造現場でこれほどの被害を発生させていた事実を、企業が隠してきたことの弊害は大きいと言わなければならない。

毎日新聞への回答(記事1—47頁)と表11を比較すると、それぞれ該当の労基署・業種が概ね推

定できるが、事業場名を回答していない「東レ」は、労災14件、新法7件と認定件数が多い。同社事業場の所在地から、大津署の繊維工業などが該当するとみられるが、本来なら事業場別に被害数を公表するべきだ。

マツダは、毎日新聞に2年間で「労災保険において、その他1件認定」と回答している(記事1—47頁)。マツダでは、2004年度以前では中皮腫3件の認定があり、処理経過簿では、広島中央署「輸送用機械器具製造業」で中皮腫9件(労災5、新法4)となっていて、労災5件は労災経過簿上すべて「自動車製造業」と記されていた(同時に、「自動車製造業」で肺がん1件、中皮腫1件の業務外事案があった)。マツダが正しい情報を回答していない、下請会社での認定になっているなどが推測されるが、過去の認定件数からみて、その他1件というのは不自然といえよう。

造船各社のように、毎日新聞の取材に対して回答を拒否した企業がある一方で、回答した企業も多かった点は重要である。回答企業の中にはニチアスなど以前からホームページ上で被害情報を開示してきた企業もあるが、毎日新聞の取材まで情報を公開していなかった企業もあった。

政府・厚労省が労災認定事業場情報の公表を拒否し続けることは、隠ぺい企業に口実やお墨付きを与えるだけでしかないこと、他方、隠ぺいをよしとしない企業もあることを、毎日新聞の取材は明らかにしたといえる。

女性の業務上事案

表12-1に、女性の134件の業務上事案の業種別集計を、表12-2に全事案を業種の種類の番号順に労基署順にして示す。労災、新法は、適用制度の別である。

業種的には、「49 その他の窯業又は土石製品製造業」(石綿紡織、保温材などの石綿製品製造業はここに入る)が4割をしめており、地域的な偏りから、ニチアス(羽島工場:岐阜署、袋井工場:磐田署、王寺工場:葛城署)、竜田工業(ニチアス子会社)(奈良書)、泉南地域の石綿工場群(岸和

田署)、旧日本エタニットパイプ(鳥栖工場:佐賀署)などで多発したことが推定される。

長野署で「58 輸送用機械器具製造業」肺がん5件、中皮腫1件の認定がある。毎日新聞への回答(記事1)で日本機材が計10件の事業主証明をしたと回答しており、これが該当するとみられる。

「9101 清掃業」中皮腫3名(川崎南署、横須賀署、富山署)、「4107 パン又は菓子製造業」中皮腫1名(大阪中央署)、「44 印刷又は製本業」中皮腫1名(神戸東署)のばく露情報なども重要とみられる。

処理経過簿の改善を

業務外の場合の処理経過簿記載要領は、労災と新法で異なっている。

前掲した事務連絡にあるように、労災経過簿では、業務外の場合は

- ① 業務外の理由が、1=労働者非該当、2=認定基準非該当、3=時効・その他と分類される。
- ② 業種が記載される。

新法経過簿では、業務外の場合は

- ① 業務外の理由が、1=労働者非該当、2=ばく露作業歴なし、3=ばく露作業歴の不足、4=医学的所見なし、5=医学的資料なし、6=対象疾病外、7=その他と分類される。
- ② 業種番号を記載しない。

業務外事案については、「ばく歴調査が尽くされないで不支給とされているのではないか」「ばく露が明らかであるのに、医学資料の不足や欠如だけで不支給とされているのではないか」という懸念がつきまとって、実際にそうした事案も発生しており、審査請求で原処分取り消しとなる事例も出ている。

処理経過簿をもとに認定作業の妥当性や認定基準の合理性を検証する場合、業務外事案の情報も重要となってくるが、処理経過簿のこうした記載内容では議論をするのがむずかしい。

たとえば、中皮腫不支給事案の中に石綿ばく露が一般的に推定される建設関連や造船関連でのものがあるとしても、中皮腫という診断が間違っ

いたために不支給にしたかどうか分類して記載されていないと、議論するのは難しいだろう。新法経過簿では、業務外理由をより詳しく記載することになっているが、業務外の場合は業種を記載しないことになっている点もいただけない。

処理経過簿がどのように活用されてきたのかはわからない。都道府県別の集計のための元資料とだけにしかなくなっていると、まことにもったいないことである。活用方法を含めて、改善していくことが必要だろう。

ただ、今回の新法経過簿の業務外事案について整理すると、次のようなことがわかった。

- ① 業務外事案の内訳は、肺がん293件、中皮腫63件、その他107件(表1)。
- ② 肺がん293件と中皮腫63件について業務外理由を整理すると表13のようになる。
- ③ 肺がんでは、88件(30%)が「医学的資料なし」だけを、135件(46.1%)が「医学的所見なし」だけを理由として業務外とされている。肺がんでは、認定基準上、医学的所見(石綿肺所見、胸

表12-1 女性の業務上事案のまとめ

		件数	%
21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	1	0.7
30～38	建設関連	21	15.7
41	食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)	1	0.7
42	繊維工業又は繊維製品製造業	5	3.7
44	木材又は木製品製造業	3	2.2
46	印刷又は製本業	1	0.7
47	化学工業	4	3.0
48	ガラス又はセメント製造業	1	0.7
49	その他の窯業又は土石製品製造業	49	36.6
56	機械器具製造業	4	3.0
58	輸送用機械器具製造業	13	9.7
59	船舶製造又は修理業	11	8.2
61	その他の製造業	6	4.5
66	コンクリート製造業	3	2.2
72	貨物取扱事業(港湾関係除く)	1	0.7
74	港湾荷役事業	1	0.7
81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1	0.7
91	清掃、火葬又はと畜の事業	3	2.2
94	その他の各種事業	4	3.0
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1	0.7
計		134	100

表12-2 女性の業務上134事案の内訳(業種番号別、労基署別)

種別	局名	署名	疾患名	事業の種類	事業の種類の詳細	
新法	長崎	長崎	中皮腫	21 金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業		
労災	岩手	花巻	中皮腫	30 ※建設事業など名称で建設関連が明なもの		
労災	富山	富山	中皮腫	30 ※建設事業など名称で建設関連が明なもの		
労災	広島	広島中央	中皮腫	30 ※建設事業など名称で建設関連が明なもの		
労災	北海道	釧路	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	宮城	仙台	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	茨城	龍ヶ崎	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	東京	上野	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	3506	その他の建築事業
労災	東京	大田	肺がん	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	3501	鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業及びそれに付帯して行われる事業
労災	神奈川	横浜南	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	神奈川	横浜南	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	岐阜	多治見	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)	3501	鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業及びそれに付帯して行われる事業
労災	静岡	浜松	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	京都	京都上	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	兵庫	姫路	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
新法	兵庫	西宮	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
新法	鳥取	米子	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	広島	広島北	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
新法	長崎	長崎	中皮腫	35 建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)		
労災	広島	呉	中皮腫	37 その他の建設事業		
労災	福岡	福岡中央	肺がん	38 既設建築物設備工事業		
労災	長崎	佐世保	中皮腫	38 既設建築物設備工事業		
労災	大阪	大阪中央	中皮腫	41 食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)	4107	パン又は菓子製造業
労災	大阪	大阪中央	中皮腫	42 繊維工業又は繊維製品製造業	4208	その他の繊維工業又は繊維製品製造業
労災	大阪	茨木	中皮腫	42 繊維工業又は繊維製品製造業		
労災	和歌山	御坊	肺がん	42 繊維工業又は繊維製品製造業		
労災	和歌山	橋本	肺がん	42 繊維工業又は繊維製品製造業		
労災	宮崎	延岡	中皮腫	42 繊維工業又は繊維製品製造業	4202	化学繊維製造業
新法	東京	足立	中皮腫	44 木材又は木製品製造業		
労災	静岡	島田	中皮腫	44 木材又は木製品製造業		
労災	大阪	泉大津	中皮腫	44 木材又は木製品製造業	4403	造作材、合板その他建築用組立て材料製造業
新法	兵庫	神戸東	中皮腫	46 印刷又は製本業		
新法	神奈川	厚木	中皮腫	47 化学工業		
労災	静岡	富士	中皮腫	47 化学工業		
新法	兵庫	神戸西	肺がん	47 化学工業		

総特集/石綿被害と情報公開

種別	局名	署名	疾患名		事業の種類		事業の種類の詳細
新法	香川	観音寺	肺がん	47	化学工業		
新法	山口	小野田	中皮腫	48	ガラス又はセメント製造業		
労災	千葉	茂原	肺がん	49			
新法	神奈川	鶴見	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	岐阜	岐阜	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	岐阜	岐阜	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法	静岡	磐田	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	大阪	大阪南	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法	大阪	大阪南	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	大阪	東大阪	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	大阪	東大阪	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法	大阪	東大阪	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法	大阪	東大阪	石綿肺	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	大阪	岸和田	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	大阪	岸和田	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	大阪	岸和田	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	大阪	岸和田	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	大阪	岸和田	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	大阪	岸和田	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法	大阪	岸和田	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	大阪	岸和田	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	大阪	岸和田	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	大阪	岸和田	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法	大阪	堺	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法	大阪	羽曳野	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	兵庫	尼崎	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	奈良	奈良	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	奈良	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	奈良	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	奈良	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法	奈良	奈良	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法	奈良	奈良	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	奈良	葛城	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法	奈良	葛城	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法	奈良	葛城	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	奈良	葛城	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	奈良	葛城	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法	奈良	葛城	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法	岡山	倉敷	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法	佐賀	佐賀	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	佐賀	佐賀	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法	佐賀	佐賀	中皮腫	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	長崎	長崎	肺がん	49	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災	東京	三田	中皮腫	56	機械器具製造業	5611	各種機械又は同部分品製造修理業
新法	富山	富山	石綿肺	56	機械器具製造業		
労災	兵庫	尼崎	中皮腫	56	機械器具製造業		
新法	広島	呉	中皮腫	56	機械器具製造業		
労災	千葉	千葉	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業	5801	自動車製造業

種別	局名	署名	疾患名	事業の種類		事業の種類の詳細	
新法	東京	足立	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
新法	東京	足立	石綿肺	58	輸送用機械器具製造業		
労災	長野	長野	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
労災	長野	長野	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
新法	長野	長野	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
新法	長野	長野	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
新法	長野	長野	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
労災	長野	長野	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業		
新法	愛知	豊田	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業		
労災	大阪	淀川	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業	5801	自動車製造業
労災	兵庫	尼崎	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業		
労災	広島	三原	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業	5802	鉄道車両製造業
労災	神奈川	鶴見	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
労災	兵庫	相生	肺がん	59	船舶製造又は修理業		
労災	岡山	玉野	肺がん	59	船舶製造又は修理業		
労災	広島	広島中央	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
新法	広島	呉	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
労災	広島	尾道	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
労災	長崎	長崎	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
新法	長崎	長崎	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
新法	長崎	佐世保	肺がん	59	船舶製造又は修理業		
労災	長崎	佐世保	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
労災	長崎	佐世保	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
労災	神奈川	鶴見	肺がん	61	その他の製造業		
労災	神奈川	横浜北	中皮腫	61	その他の製造業		
新法	神奈川	厚木	中皮腫	61	その他の製造業		
新法	神奈川	厚木	中皮腫	61	その他の製造業		
労災	静岡	磐田	肺がん	61	その他の製造業	6116	その他の各種製造業
新法	広島	広島中央	中皮腫	61	その他の製造業		
労災	山口	宇部	肺がん	66	コンクリート製造業	6601	コンクリート製造業
労災	山口	宇部	中皮腫	66	コンクリート製造業	6601	コンクリート製造業
労災	佐賀	佐賀	その他	66	コンクリート製造業	6601	コンクリート製造業
労災	大阪	堺	肺がん	72	貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)	7201	停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業
新法	兵庫	神戸東	中皮腫	74	港湾荷役事業		
労災	岡山	岡山	中皮腫	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		
労災	神奈川	川崎南	中皮腫	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101	清掃業
労災	神奈川	横須賀	中皮腫	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101	清掃業
労災	富山	富山	中皮腫	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101	清掃業
労災	大阪	大阪中央	中皮腫	94	その他の各種事業	9416	前各項に該当しない「その他各種事業」
労災	大阪	淀川	中皮腫	94	その他の各種事業	9416	前各項に該当しない「その他各種事業」
労災	山口	徳山	中皮腫	94	その他の各種事業	9420	洗濯、洗張又は染物の事業
労災	福岡	北九州東	中皮腫	94	その他の各種事業		
新法	兵庫	西宮	中皮腫	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		

膜ブランク、石綿小体、石綿繊維)が必須とされており、死亡後5年(カルテの義務的保存年数)以上を経過した事案では明かな石綿ばく露があっても、「カルテもレントゲン写真もないためにやむを得ず不支給」という不条理なケースが続発すると指摘されていたことが、現実になっているのではないかとみられる。

④ 中皮腫では、52件(82.5%)が「ばく露作業歴なし」を理由として不支給となっている。業種の記入があったのがわずかに7件あった。「ビルメンテナンス」男性(仙台署)、「繊維工業又は繊維製品製造業」女性(亀戸署)、「電機機械器具製造業」男性(三鷹署)、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」男性(三鷹署)、「建築事業」

男性(観音寺署)、「貨物取扱事業」男性(高知署)、「鋳物業」男性(高知署)と、全国的に見るといずれも中皮腫認定事例のある業種であっても、個別に「ばく露作業歴なし」とされていることになる。労災経過簿においては、「ばく露作業歴なし」などは「認定基準非該当」とコード化されるのでこうした検討はできないが、新法事案と合わせて、これまでの認定事例を参考に、業務外とされた事案のばく露歴を再精査するべきではないだろうか。関西センターでも、原処分でばく露歴なしとされ不支給とされた中皮腫事案が、審査請求でばく露歴が確認され原処分取消しとされた例を経験している。このケースは、空調機器メーカーのメンテナンス作業員が出先の建築物内の作業現場でばく露があった可能性を原処分庁が見逃していたものだった。

春までの公表を大臣が明言

毎日新聞の報道を受けて翌12月4日、閣議のぶら下がり会見で舛添厚労大臣は、記者の質問に次のように答えた(ただし、記者の質問は明らかに不正確。「名前を公表した」わけではない)(<http://www.mhlw.go.jp/kaiken/daijin/2007/12/k1204.html>)。

(記者) アスベストの被害があった事業所の名前を民間の市民団体が情報公開請求を使って公表しましたけれども、厚生労働省としてあらためて公表するという考えは。

(大臣) これはもの凄いい数だそうですね。いろんな事業所がありますから、今一所懸命集計をさせて、できるだけ早く出したいということで、その指示で今作業をさせております。

さらに、同日午前中の参議院厚生労働委員会でも、足立信也議員が大臣に決断を迫った

○足立信也君 …中略…頑張ってやられたわけです。それに毎日新聞の取材、これ加えて新たに分かったことで非常に重要なことがあるんですよ。それを三点申し上げます。

表13 新法業務外事案の業務外理由

【肺がん】			
コード		件数	%
1	労働者非該当	5	1.7
2	ばく露作業歴なし	13	4.4
3	ばく露作業歴不足	3	1.0
4	医学的所見なし	135	46.1
5	医学的資料なし	88	30.0
7	その他	3	1.0
1,4		2	0.7
2,4		5	1.7
2,4,5		1	0.3
2,5		2	0.7
3,4		4	1.4
3,5		6	2.0
3,7		1	0.3
4,5		15	5.1
記入なし		10	3.4
計		293	100
【中皮腫】			
コード		件数	%
1	労働者非該当	4	6.3
2	ばく露作業歴なし	52	82.5
3	ばく露作業歴不足	1	1.6
7	その他	3	4.8
記入なし		3	4.8
計		63	100

一つは、過去には知られていなかった業種があるということです。例えば、製紙、印刷、家具製造、航空機製造。金融機関もあります。二番目に、国際的な文献的には知られていますが日本では労災認定されてこなかった業種、これがあります。文献的にはもう知られていることです。例えば、製鉄、化学、鉄道車両製造、自動車製造。三番目が、今まで認識されていた、危険性が高いと知られていた石綿を直接製造する、あるいは造船業、建築業で非常に認定者が多いということです。これ、認定者が非常に多いということ



12月4日、参議院厚生労働委員会で質問する足立信也参議院議員(左)と答弁する舛添厚生労働大臣(右、NHK首都圏ニュース)



は、暴露量が多いということです。つまり、周辺の住民もかなり暴露している可能性があるということです。だから、公表する必要がある。この三点が非常に大きい要素だと、私はこの分析の結果でそう見ました。

そこで、今まで公表されてこなかった。では、厚生労働省としては、実際に発生している、認定が非常に多い地域の自治体あるいは保健所あるいはその当該地域の医師、これ、診断のためには非常に有意義な情報だと思いますよ、早期発見のためにも、その人たちに情報は伝えているんですか。

○政府参考人(青木豊君) 平成17年度に公表した石綿の暴露作業についての労災認定事業場の情報につきましては、公表以来、継続して厚生労働省のホームページに掲載しておりまして、自治体や医師に限定することなく、広く国民への周知を図っているところでございます。

なお、それぞれ医療機関や医師に対しても、先ほど申し上げましたようなリーフレットや専門図書、あるいは研修なども実施いたしまして、石綿関連疾患の診断を的確に行われるようにすることとしているところでございます。

○足立信也君 今お答えになったのは一般論であって、この地域のこの事業場は非常に多いという情報がやはり大事なんです。そのことが、例えば自治体ややる地域住民の健康診断にも直結するでしょうし、その地域にいる医師のやっぱり啓蒙にもなるでしょう。私たちは学生のときから中皮腫を見たらアスベストを考えろというふう

に教わってきました。でも、そう思っていない人たちも、医師も結構いるんですよね。個別にやはりその事業場、この地域には発生が多いんですよということを伝える、具体の例を伝える、このことが一般論ではなくて大事だと私は思っていますし、それは間違いないことだと思いますよ。

そこで、最後に大臣にお聞きするわけですが、2002年の418人の問題、そして大臣は今、相当あのとき何やっていたんだろうかなと疑問を持たれていると思います。とすれば、現時点で石綿による労災認定された方々がこれだけ増えている、事業所を公表していない、このことは多分、後代になると、2007年何やっていたんだという話に私はなると思いますよ。

そして、大事なポイントは、昨年できた新法で、2001年以前に死亡した方が新法による時効救済が申請できるのはあと1年4か月後までなんです。平成21年の3月までなんです。そこまでしか期間がないんですね。だとしたら、これを公表して、自分がひょっとしてそこに関係しているんじゃないか、あるいは以前亡くなった方がそれが原因だったのではないかというのは少なくとも一年掛かると思いますよ。ということは、もうタイムリミットになっているということです。

そして、2007年時点で日本が何やっていたと後世の人に言われぬように、また、私は度々この問題については言っているんですが、今後世界で一番中皮腫あるいは石綿が原因の肺がんが発生してくるのは中国ですよ、間違いなく、使

石綿労災

事業所名早期に公表

厚労相表明

「来春までに」

中皮腫や肺がんなどアスベスト(石綿)関連がんが発生した事業所名を厚生労働省が公表している問題で、舛添要一厚労相は4日、閣議後の記者会見で「できるだけ早く公表するよう指示した」と述べ、早期に公表する方針を示した。また、この日の参院厚生労働委員会でも、この問題を取り上げられ、舛添厚労相は来春までに公表する意向を示した。【大島秀利】

石綿被害を巡っては、より広い患者救済の妨げになる」と批判していた。舛添厚労相は会員の中心で、公表を前提に「(石綿健康被害救済法のうち、01年3月以前に死亡した人を対象にした労災時効の救済申請期限が

09年3月に迫っていることを挙げ、被害者が関心を持つように事業所名を公表するよう求めた。舛添厚労相は「早急に調べ、膨大な数があることを踏まえて、なんとか来春までに実施したい」と答えた。

厚労省は、旧石綿工場労働者や周辺住民の間で中皮腫が多発した「クボタショック」発覚1カ月後の05年7月末と8月に、04年度以前に石綿関

連がんで労災認定された445事業所と被害者数を公表した。公表に伴い、05年度から2年間の石綿関連がんの労災認定数は過去2年の8倍に急増。救済法に基づく請求時効の救済を含めると、計3478人が被害を認定された。

で、お隣の友好国としてできるだけ支援をする、そのための前提としても私たちの経験を生かしたいと思います。

○足立信也君 ありがとうございます。

できるだけ早くとおっしゃいました。先ほど具体的なタイムスケジュールで私が申し上げたのは平成21年、2009年の3月までしか2001年以前に亡くなられた方は申請できない、このリミットがあるわけです。とするならば、少なくとも1年以上はそのことに対して皆さんが関心を持ち、申請できる期間が必要です。

ということで、どれぐらいまで、できるだけ早くというのは分かりますが、どれぐらいの見当でされていますか。

○国務大臣(舛添要一君) 今の新法の請求期限もきちんと踏まえて考えないといけないですが、膨大な数の事業所の数があるということなことも踏まえて、何とか来

年の春ぐらいまでには実現したい。これ何月何日と、ちょっと今作業中でもあり明言できませんが、そういう思いで頑張りたいと思います。

○足立信也君 少なくとも申請の時効期限、申請期限が切れる再来年の3月、それまでには1年以上の申請期間があると、このことを確保していただきたい、そのことをお願いします。

9月の全国安全センターの厚生労働省交渉で厚労省は、事業場名公表について、それまでの「検討中」という回答をさらに後退させて、「公表しないことにした」とまで言い切ったため非常に紛糾し、出席した阿部知子衆院議員や川田龍平参院議

用量が圧倒的に多いですから。これに対して日本がどういう対策を取ってきてどういう姿勢を示してきたかというのは非常に私は大事だと思います、国際協力の意味でも。

その観点から、ここは大臣、やはり公表すべきですよ。それが国民のためになりますよ。そのことを踏まえて大臣の決断をお願いしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 早急に調べて、できるだけ早くこれは公表したいと、そういう方向で指示を出したいと思います。

そしてまた、中国、これは環境問題、いろんな問題、今、石綿の問題もそうですが、ありますの

2007年12月4日付毎日新聞夕刊

員から、「犯罪的だ、徹底的に追及する」と迫られる事態となっていた。

これを受ける形で川田龍平議員が提出した質問主意書(11月15日付)の「政府は、アスベストに関する労働災害認定した事業場名について、2005年度以降についても公表するべきではないか」との質問に対して、政府は内閣総理大臣名の答弁書で、「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意喚起につながるものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立つものであると考えていることから、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る請求の促進という観点も踏まえ、平成17年度以降に行われた石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表に向けて検討を進めてまいりたい」と、前向きな見解を出すようにはなっていたが具体的な目処はまったくなかった。

参議院選挙における自民党の大敗という政治情勢、国会議員からの追及という事態のなか厚生労働省が公表を意識した、まさにその時期に毎日新聞の特報記事が報道され、国会で一気に大臣答弁を引き出すことができたと言えるだろう。

より意味のある公表にむけて

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、全国安全センター、中皮腫・じん肺・アスベストセンターは12月5日に、舩添厚生労働大臣に対して、以下の申し入れを行った。

2007年12月5日

厚生労働大臣 舩添要一様

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

会長代行 古川和子

全国労働安全衛生センター連絡会議

議長 天明佳臣

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

所長 名取雄司

要望書

平成17・18(2005～06)年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を求めます。

2005(平成17)年7月厚生労働省労働基準局労災補償部労災補償課の事業所名公開により、周辺住民で中皮腫や胸膜肥厚斑の原因がわからなかった方についてその理由が判明したり、同じ事業所で過去に勤務していた中皮腫の方が原因に気づいたりしました。特に肺がんの方は喫煙等が原因とされてきた訳ですが、事業所に中皮腫の方が発症していることを知り、自分の肺がんの原因に気づき多くの方が、この2年間で数千人の方が労災補償を受けられました。この際に国が開示に踏み切った理由は3点あり、1) 周辺住民の方への適切な情報提供、2) 過去に勤務していた方への情報提供、3) 自治体にとり適切な健康対策を立てるための情報提供でした。

厚生労働省のこの間の情報非開示を受けて、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの運営委員が中心となり、2007年4月から47都道府県労働局に、平成17・18年度の「中皮腫・肺がんの労災認定事案」の情報公開を求めました。資料の多くは墨塗りで開示されているため、一部しか知りませんが、重要な情報が得られてきました。しかし、本当に知りたい作業や曝露形態の情報は全く開示されていません。またこの情報は、国の機関である労働基準監督署のみ知る事実で、当該地域の保健関係者や自治体関係者も知らない情報である事も、極めて問題だと思います。

したがって、貴職におかれましては、

- 1) 平成17・18(2005～06)年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を早急に実施されるよう、また、開示時期を明らかにされること
- 2) 公表事例が少ない産業及び職種では石綿曝露形態と使用石綿製品の情報を所轄監督署・労働局から収集し開示すること。
- 3) 開示疾患別件数の対象疾患に石綿肺・合併

症を含めること。

- 4) 建設業においては労災認定事業場と所属事業場が異なることが多いが、所属事業場について明らかにすることは、ともに働いていた労働者等に対しては公表の意義があるので、従来どおり公表すること。同時に、元請事業場名となる場合は、直接所属事業場名についても公表すること。
 - 5) 製造業など常態的にその事業場で就労を行っている場合が多い構内下請労働者、派遣労働者の場合は、元請事業場名や派遣先事業場名も合わせて公表すること。
 - 6) 死亡年度別の、男女別・都道府県別の認定件数を公表すること。
 - 7) 石綿ばく露状況について、職種とばく露状況をよりわかりやすくすること。
- を要望いたします。

かくして2005年度以降の労災認定事業場が公表されることが明確になったとはいえ、内容的に「春まで」かかるものとは到底考えられない。厚労省がまたしても非公表、限定公表へと方針転換をすることも考えられないことではない。政府・厚労省に対して、以下の諸点をポイントとしながら、迅速な公表と

より意味のある情報開示を強く求めている。

第1に、事業場名とともに、所在地住所を公表することである。また、開示対象疾患に石綿によるじん肺・合併症を含めることも、石綿被害の全体像を明らかにするために重要である。

第2に、処理経過簿における死亡事案の死亡年月の公表である。これによって、中皮腫のその年の死亡数と比較することで、中皮腫死亡者の救済率がより正確に推定することができる。認定件数は増えたが、過去分を含めて、きちんと救済できているのか？。石綿新法における労災以外の認定事案と合わせて分析することが、クボタショック以降の救済対策の政策評価にとって、不可欠である。

第3に、処理経過簿における業務外事案の分析である。前述したように、新法の肺がんでは、業務上件数が業務外件数を下回っており、業務外理由の約3分の1が「医学資料なし」のみであることが判明している。石綿製品製造業に勤務していて同僚に多数の被害者が出ていたとしても、資料がないだけで不支給といった、極端な事例も発生しているとみられ、早急な認定基準の改善が求められている。その意味でも、業務外事案の詳細な検討が必要である。

労災認定事業場の公表を強く主張してきたアスベストセンター・名取雄司所長の話

——2005年クボタショック後に労災認定事業場名が公表されました。どのように思われましたか？

【名取】 2005年7月に、中皮腫・じん肺・アスベストセンターとして緊急に要望した事でしたので、過去の従業員のためになり、工場周辺の住民のためになり、地域の保健医療行政のためになる開示を決断した、厚生労働省労災補償課に感謝しました。

——厚労省発行の「石綿ばく露歴把握のための手引」（2006年10月）の作成に協力されています。そのとき過去の労災認定事例に基づく情報はどのように活用されたのでしょうか。

【名取】 過去の労災認定事例の詳細例は、過去の報道公開事例に限定する事になりました。ですから過去で前例がない事例は報道して頂くしかなくなりました。もちろん労災認定事業場名の公表例は、資料として巻末に掲載させて頂きました。

——「処理経過簿」の存在と「一部開示情報」の重要性に気づかれたのはいつ頃からですか？

【名取】 関西安全センターの8月末頃のニュースで、「一部開示情報」の中の業種の開示を知った時です。これは極めて重要な請求であることに気づき、片岡さんに電話をかけた時でしょう。

——この問題を取り上げるために集中して取り組まれ、大臣答弁を引き出すことができました。ただ、わたしたちもこれまで決め手が無く結局、2年度分まるまる隠蔽されてきました。そのへんのことを含めて感想と今

第4に、具体的な石綿ばく露状況に関する情報開示である。どのような場面、職種でばく露したのか、多くの事案の情報を公表していくことが大切だ。労基署のずさんな調査で「ばく露が確認できない」と安易に業務外とされている中皮腫事案が相当数あるとみられ、情報開示が急務である。

第5に、わかりやすく利用しやすい情報の提供である。なにしろ数が膨大になっており、患者・家族、医療・公衆衛生関係者、NGO、そして労基署職員の便宜を最大限に図ることが重要だ。労災認定事業場の公表と合わせてばく露情報の詳細を本省レベルでまとめ、厚労省が発行している「石綿ばくろ歴把握のための手引き」の大幅増補などを行うことやデータベース化して一般に供するべきである。

今後、こうした点を踏まえ大臣答弁に従った早期公表を実現させるべく積極的に取り組んでいきたい。

疫学調査実施、 企業・産業保健従事者の 被害通知のための法整備を

政府・厚労省など認定や対策に実施権限をもつ当局が、石綿被害を発生させたり、発生させる可

能性がある事業場、場所（吹き付け石綿のある建物、除去工事实施建築物）の情報を公開することは、石綿対策の基本にならなければならないはずである。しかし、労災認定事業場未公表問題をめぐる経緯に端的に示されるように、クボタショック後の当局の取り組みの基本姿勢は徐々に悪くなってきている。未公表問題については開示への方針転換が図られることになったとはいえ、政府・厚労省とともに、被害を発生させた当事者である企業、事業者の姿勢・責任も、あらためて問題にされなければならない。

「情報公開」「被害の実態・全容解明」に向けた取り組みを、企業と政府に行わせていくことは、私たちの重要な課題である。

石綿被害の実態調査について、事業場周辺被害については、環境省の「石綿の健康影響に関する検討会」が全く不十分ながらフォローしているが、事業場の疫学調査については、厚労省、当該企業ともまったくやる気がない。

やる気を出した日本産業衛生学会がクボタ旧神崎工場の疫学調査実施を厚労省に申し入れたが、厚労省はこれを断ったというのであるから呆れてる。多数の石綿被害を出し、周りにも大迷惑を

後の取り組みについての抱負は？

【名取】 本来石綿を扱った使用企業は1950年代から従業員に伝えないといけない石綿リスクの情報を伝えなかった、その負債。個々の企業が50年近く十分関係者に伝えなかった負の財産があったという事です。1975年には、労働省は特化則関連調査で個別企業情報を知っていたので、当然そこで十分周知していれば、補償・救済された人がかなり多かったと思います。今後でいうと、3月までに公開される情報の内容を把握して、石綿新法の改正に是非つなげたいと思います。

特に今まで報告のない、もしくは少ない石綿製品と石綿作業の詳細は、厚労省として監督署及び労働局から情報を収集して頂きたいと強く願います。発病や残念ながら死亡された「年月」の情報については、補償・救済を年度別に把握して政策決定するためには是非とも必要でしょう。今後も前年の認定情報を開示するのが当然の、21世紀型の日本に早くなってほしいと思っています。



名取雄司・アスベストセンター所長（12月3日記者会見 NHK首都圏ニュース）



かけた石綿関連企業で、退職者や周辺住民の健康診断は行っても、専門家に疫学調査をさせるところはどこにもない。「企業の社会的責任」ということを言い、見栄えのするCSR報告書を発行しても、石綿被害についての社会的責任の認識レベルは低次元に止まっているのである。

労災認定事業場の未公表問題の根っここのところには、ひとことでいえば、「臭いものにはふた」意識がある。この際、こうした意識を根底からなくしてしまう努力が必要である。

石綿被害の実態がようやく明らかになりつつあり、また、将来の被害発生が確実視される今、①石綿被害を多発している企業や事業場を対象とした疫学調査の実施、②企業・産業保健従事者が職域石綿被害情報を自治体・保健行政担当当局へ通知する制度の確立、③石綿被害の歴史を教訓として①②を義務化する法改正、を実現するべきである。

政府・厚労省の徹底批判を

クボタショックから2年間、労災認定事業場を公表してこなかった影響は大きい。

大切な情報を厚労省が隠し、企業は情報開示をせず、ほとんどのマスコミはネタをもらえないので報道せず、被害者にまたしても社会的孤立の暗闇を歩かそうというのだろうか。国会での大臣答弁があっても厚労省の意識は低く、動きは鈍い。徹底的に批判しなければならない。

企業・事業者の情報開示の進展についてはマスコミの努力に追うところが大きい、労災認定事業場情報未公表問題をめぐる12月3日の毎日新聞の特報以降、石綿被害情報に関する報道がいくつか続いている

【2007年12月4日毎日新聞朝刊】

石綿労災・米軍基地79人申請 旧施設庁雇用 厚労省は公表拒否

「05～06年度にアスベスト（石綿）による労災や時効救済が認定された事業所情報の中に、沖縄県

や神奈川県、米軍基地で働く労働者を事業主として雇用した防衛省（旧防衛施設庁）の施設とデータが含まれていることが分かった。防衛省は同期間、労災申請時に必要な事業主証明を計79人分発行したことを認めた。しかし、厚生労働省は事業所名などを非公表とし、認定者数などのデータ公表も拒否している。民間だけでなく、雇用責任がある政府機関の被害実態を明らかにしない厚労省の姿勢に、批判が出ている。

米軍基地では耐火材の石綿が艦船などに使われ、修理した労働者らが石綿がんにかかっている。患者支援団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」（東京都江東区）が入手した開示情報の分析では▽横須賀労働基準監督署（神奈川県）では「船舶製造・修理業」で31人▽基地作業に関係する「その他の各種事業」で16人が、それぞれ中皮腫や肺がんなどで認定された。沖縄、那覇労基署でも計11人が認定。これらが防衛省と関係する可能性があると想定した。

防衛省は取材に、石綿関連で05～06年、事業主証明を横須賀で38人、岩国（山口県）で1人、沖縄労働局内で40人に発行した、と回答した。一方、神奈川労働局は「防衛省の横須賀での事業主証明の大半は、船舶修理業に該当する。認定数などは一般事業所名と同様に言えない」と説明。沖縄労働局も回答していない。

【大島秀利、曾根田和久】

すでに大臣答弁があり方針転換がなされ、かつ、政府部内の申請、認定状況のため情報も正確に把握できているにもかかわらず、厚労省は情報公開を拒んでいる。

毎日新聞の分析が的を射ているとすれば、横須賀と沖縄の基地関係で50名程度の認定者を出していることになり、あらためて驚くべき数字と言わなければならない。

積極的に認定情報を公表することが、潜在被害者の掘り起こしにつながる可能性はきわめて高い。なにしろ、こうした2年間の申請者、認定者そのものが、クボタショック以降の情報公開の賜物なのである。政府・厚労省は、できるところからはじめていくとい

う当たり前のことが未だにできないのである。

国鉄清算事業本部の資料

政府関係でも、旧国鉄での被害補償を担当している独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部は、事業場ごとの認定者数をすでに公表している(表14)。政府交渉の場で国交省に要求して実現したものだが、政府関係での被害状況は政府全体でまとめ、率先して公表していくべきものである。これができていないことがまず問題なのである。

社会保険庁の資料

船員の石綿被害については、船員保険を所管する社会保険庁が情報を把握している。しかし、社会保険庁はいまだに石綿被害についての総括的な情報を把握しておらず、私たちの開示請求に対して該当資料がないとして「とりあえずある資料をお渡しします」ということになった。送られてきた資料は、①2006年8月30日付「船員健康管理手帳の申請・交付件数都道府県別一覧」「職務上給付申請・決定・不支給件数都道府県別一覧」「職務上遺族年金申請・決定・不支給件数都道府県別一覧」、②2007年+6月28日付「アスベスト関連遺族裁定請求書受付決定状況」(都道府県別)だった。①②をまとめたのが表15で、次のことがわかった。

- (1) 2006年8月30日時点で、船員健康管理手帳の交付件数が310件であり、療養中の患者については20件、死亡については17件の労災認定が行われていた。ただし、「20件」と「17件」にだぶりがあるのかどうかは不明。船員健康管理手帳制度とは、クボタショックの少し前から船員の被害が顕在化してきたことを受け、クボタショック後の対策として、2005年12月15日から労働安全衛生法による健康管理手帳に準じる制度を開始し

船員石綿死8.5倍に

25年間で
病変も418人

アスベスト(石綿)を吸引し中皮腫などで死亡し労災認定された元船員が、少なくとも34人いることが、患者支援団体の情報開示請求で分かった。05年夏に公表された船員の石綿死認定は4人で、2年余りで8.5倍になった。また、石綿関連の病変があり、船員健康管理手帳が交付された人も400人を超え、被害の拡大が懸念される。支援団体は、労災に気が付かない人のため船会社の疾病名の公表を求めている。

船舶ではかつて機関室のボイラーや配管、船室の隔壁などに石綿が使われ、補修作業などで石綿が舞ったことによる健康被害が出て

いる。しかし、明るみに出たのが比較的遅く、政府が対策を打ち出したのが05年。報道「アスベストセンター」(東京都東区)が、船員健康保険を扱う社会保

険庁に情報開示請求した。同センターによると、07年6月28日までには労災認定で遺族給付(遺族補償)決定が出たのは05年公表の対象者を含め34人。内訳は東京社会保険事務局が16人、神戸、長崎が各3人、などだった。ただ、社保は治療中の人も含めた認定者の人数や病名は把握していない。船会社の名

たもので、所管は国土交通省、現在の担当は運行労務課。手帳の申請は各地方運輸局等の窓口で行っている。なお、運行労務課によれば、健康管理手帳の2007年12月14日時点の交付件数

表14 元国鉄職員に対するアスベストを起因とする業務災害補償等認定実績

(1) 業務災害補償等認定状況

(平成19年11月9日現在)

認定者数	124	(42)
不認定者数	58	(27)
審査中	46	(24)
計	228	(93)

※()内の数字は救済新法に係る内訳数

総特集/石綿被害と情報公開

(2) 所属職場及び疾病別認定実績（平成19年11月9日現在）

所属職場	都道府県	疾病別内訳				認定者数 ()内は認定時の死亡者数	
		石綿肺	肺がん	中皮腫	びまん性胸膜肥厚		
札幌客貨車区	北海道			1	1	2	(1)
釧路機関区	北海道			1		1	(0)
池田機関区	北海道			1		1	(1)
釧路工場	北海道			1		1	(1)
函館船員区	北海道		2	3		5	(3)
苗穂工場	北海道	2	5	3	6	16	(7)
盛岡工場	岩手県			1		1	(1)
土崎工場	秋田県		3	1	2	6	(3)
原ノ町機関区	宮城県	1				1	(0)
福島機関区	福島県			1		1	(1)
小山電車区	栃木県		1			1	(0)
大宮工場	埼玉県			2		2	(1)
品川電車区	東京都			1		1	(1)
品川電力区	東京都				1	1	(0)
品川客車区	東京都	1				1	(0)
大井工場	東京都			2		2	(2)
武蔵野電気区	東京都			1		1	(1)
八王子機関区	東京都			1		1	(1)
大船工場	神奈川県	1		5		6	(5)
横浜機関区	神奈川県		1			1	(1)
新鶴見機関区	神奈川県			1		1	(1)
新津工場	新潟県		1	1		2	(2)
長野工場	長野県		3	4	1	8	(8)
篠ノ井機関区	長野県	1				1	(0)
木曾福島機関区	長野県			1		1	(1)
長野運転所	長野県			1		1	(1)
浜松工場	静岡県	2		3	2	7	(4)
向日町運転所	京都府			1		1	(0)
吹田工場	大阪府			2		2	(2)
吹田機関区	大阪府		1			1	(0)
吹田第一機関区	大阪府		1			1	(1)
鷹取工場	兵庫県		1	4		5	(3)
鷹取機関区	兵庫県		1	1		2	(2)
姫路第二機関区	兵庫県		1			1	(1)
和歌山機関区	和歌山県	1				1	(0)
後藤工場	鳥取県		2	1	1	4	(2)
岡山機関区	岡山県		1	1		2	(2)
糸崎機関区	広島県			1		1	(1)
広島工場	広島県			3		3	(2)
岩国機関区	山口県		1			1	(1)
中国地方自動車局	山口県		1			1	(0)
幡生工場	山口県			1		1	(0)
多度津工場	香川県			2		2	(1)
佐川自動車営業所	高知県			1		1	(1)
小倉工場	福岡県		1	3		4	(2)
長崎客貨車区	長崎県		1			1	(1)
山鹿自動車営業所	熊本県			1		1	(0)
南延岡機関区	宮崎県		1			1	(1)
鹿児島機関区	鹿児島県			1		1	(0)
その他	—		1	11	1	13	(10)
計		9	30	70	15	124	(80)

(3) 健康診断受診及び健康管理手帳交付実績

ア. 健康診断受診（平成19年11月9日現在）

承認者数	889
受診者数	630
有所見者数	124

イ. 健康管理手帳（平成19年11月9日現在）

交付希望者数	211
手帳交付者数	162

※交付者数は、平成19年10月末現在で厚生労働省からの通知による。

ウ. 所属職場別健康管理手帳交付者

（平成19年11月9日現在）

所属職場	交付者数
苗穂工場	11
釧路車両所	3
苗穂機関区	1
長万部機関区	1
青函船員区	1
函館運転所	1
旭川車両センター	3
稚内機関区	1
釧路機関区	2
旭川客貨車区	1
五稜郭車両所	1
弘前運転区	2
仙台工場	1
古川駅	1
長町レールセンター	2
郡山工場	4
郡山運転所	1
新潟車両センター	1
直江津機関区	1
象潟自動車営業所	1
大宮車両所	1
大宮工場	6
尾久機関区	1
武蔵野機関区	1

新橋自動車営業所	1
八王子機関区	1
東京機関区	1
大井工場	6
長野工場	5
浜松工場	12
名古屋第一機関区	1
名古屋工場	1
名古屋機械区	1
松任工場	8
向日町運転所	1
高槻電車区	1
王寺駅	1
大阪第一運転所	1
鷹取工場	4
大阪運転区	1
米子機関区	1
岡山機関区	1
多度津工場	5
松山自動車営業所	1
高松駅	1
後藤工場	7
広島車両所	7
広島工場	5
広島機関区	2
三次運転区	1
岩国機関区	2
岩国自動車営業所	1
幡生工場	2
博多総合車両部	2
小倉工場	15
東小倉駅	1
熊本機関区	1
宮崎機関区	1
西鹿児島工場	1
その他	10
計	162

※交付者数は、平成19年10月末現在で厚生労働省からの通知による。

総特集/石綿被害と情報公開

表15 船員保険情報提供資料まとめ(社会保険庁)

都道府県	2006年8月30日現在									2007年6月28日現在						2007年12月14日現在
	船員健康管理手帳			職務上給付 (傷手・療養)			職務上遺族年金			アスベスト関連遺族給付 裁定請求書受付決定状況						船員健康管理手帳
	申請	交付	不該当	申請	決定	不支給	申請	決定	不支給	受付	裁定	不支給	却下	審査中		交付
北海道	2	1	1	1	0	1				1				1		2
青森	1		1													
岩手																
宮城	7	6	1				1	0	0	1	1					7
秋田	1	1														1
山形																1
福島							1	1	0	1	1					
茨城	3	3														3
栃木																1
群馬	1	1														1
埼玉	1	1														1
千葉	11	11														12
東京	7	7		27	17	7	12	10	0	19	16	1		2		9
神奈川	33	25	2				1	0	1	2	1	1				42
山梨	1	1														1
長野																1
新潟	3	3														6
富山	10	10														10
石川	6	4														7
福井	2	1	1													1
岐阜																
静岡	2	2														5
愛知	1	1								1				1		2
三重																
滋賀	1	1														1
京都	2	2														3
大阪	14	12	1	3	3	0	2	2	0	2	2					15
兵庫	63	50	7				2	0	0	4	3		1			71
奈良	3	3														3
和歌山	4	2														4
鳥取	5	5														6
島根	12	11	1													12
岡山	57	56								1	1					67
広島	19	14	4				1	1	0	4	2		2			20
山口	14	14					2	2	0	2	2					20
徳島	2	2														3
香川	16	14	1	2	0	2				1	1					21
愛媛	11	10														12
高知	4	4								1			1			4
福岡	11	11					1	1	0	1	1					13
佐賀	3	2														3
長崎	10	9	1	1	0	1	1	0	0	4	3		1			12
熊本	3	3														4
大分	3	3														3
宮崎	1	1														1
鹿児島	4	3														7
沖縄																
合計	354	310	21	34	20	11	24	17	1	45	34	2	5	4		418

注1:審査中には返礼中のものを含む。 注2:長崎の却下欄の1件は「取下」である。

は418件(申請450件)とのことである。

- (2) 2007年6月28日時点までに、アスベスト関連疾患についての遺族給付に関する申請が45件あり、うち34件が業務上として認定された。療養中の方の認定件数のデータは明らかにされなかった。

いまだに被害件数が結局何名なのか、疾患別にはどうなっているのかも整理されていない模様で。ある意味、これぞ社会保険庁というべき呆れた状況が続いている。

ただし、2005年の労災認定事業場開示の際には、4件の認定(日本郵船:中皮腫2件、第一中央汽船で中皮腫1件-東京社会保険事務局管轄、日本水産:中皮腫1件-福岡社会保険事務局管轄)が公表されており、2007年6月28日までにこれを含めて34件の遺族認定があったということは判明したことになる。療養中の事案を含めるとさらに件数は増えるとみられ、クボタショックは船員の石綿被害顕在化にも大きな影響を与えたのである。

この件についても報道され、取材に対して『社保庁は「治療中の人も含めた認定者数や病名は把握していない。船会社の名前は今はいえない。」として、詳細な説明を拒んでいる』という。少しぐらいやる気を見せたらどうなのでしょう、社保庁！

クボタ疫学調査拒む厚労省

日本産業衛生学会が、旧神崎工場の石綿被害の疫学調査を厚労省に要望して、厚労省が断っている事実がある。厚労省は、労災認定事業場未公表問題の裏側で、とんでもないことをやらかしていた。産衛学会は、理事長名で次の要望書を、厚労省に昨年7月に提出した。

平成19年7月6日

厚生労働大臣 柳澤伯夫殿

社団法人日本産業衛生学会
理事長 清水英佑

石綿取り扱い労働者の疫学調査 実施に関する要望書

謹啓

貴職におかれましては、国民・労働者の健康と福祉を守り、向上させる職務に邁進されていることに心から敬意を表します。

さて、わが国の国民の生命と健康を脅かし、深刻な社会問題化した石綿問題に関して、労働者の健康問題を研究する専門学会としてお願いがございます。

兵庫県尼崎市クボタ旧神崎工場の労働者に石綿関連疾患が多発していることを伝えた新聞報道をきっかけに、石綿による健康影響に対する不安は、石綿を取り扱ってきた多くの労働者だけでなく、石綿が使用されている公共および一般施設などを利用する住民にまで広がり、今なお重大な社会的課題となっています。私ども日本産業衛生学会では石綿と健康障害に関する数多くの研究成果を基に、疾病の発生予防や改善対策に微力ながら貢献してまいりました。しかしながら、報道されたクボタ旧神崎工場の労働者における石綿関連疾患の発生状況をみるに、石綿関連疾患の多さに驚かされます。たとえば、同工場での就労経験者は千名程度と仄聞していますが、このうち石綿曝露と特異的な関係にある中皮腫の死亡者は60名前後に達していることが報道されています。中皮腫死亡の最近の全国平均が年間約14万人当たり一人であることを考慮すれば、過去20年間の結果としても、いかに同工場で極めて多数の中皮腫死亡が生じているかが容易に推測できます。しかも新たな中皮腫の発生が続いていると言われています。また、石綿肺、石綿関連肺癌の発生も報道されています。

これらの患者発生は、同工場で使用されていた石綿の種類や作業環境、労働条件と密接にかかわっていると思われ、その実態を科学的に検証することは、同工場労働者の健康管理のあり方だけではなく、多数の中皮腫発生を見ている近隣住民の健康管理のあり方を検討する上で、貴重な情報をもたらすはずです。加えて、わが国の石綿関連疾病の予防策や現存する、ないしは使用済みの石綿の廃棄処理などの安全な取り扱いについても、重要な示唆を与えるものと考えます。また、国民の漠然とした不安を解消する上にも、役立つと考えます。

残念ながら、現時点においても、同工場での中皮腫を含めた石綿関連疾患の疫学調査は試みられておりません。全国の石綿製品製造工場での疫学調査が必要であります、今回石綿関連疾患が多発したクボタ旧神崎工場に対して、その実態を明らかにするため労働安全衛生法第108条の2に規定されている「疫学的調査等の実施」を発動されることを要望するものです。

なお本学会は、専門学会としてその調査を担うことが可能であり、またその準備も既にできております。謹白。

要望書にある「労働安全衛生法第108条の2」は次のものである。

【労働安全衛生法】 (疫学的調査等)

第108条の2 厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査（以下この条において「疫学的調査等」という。）を行うことができる。

関係者によると、要望を受けた厚生労働省は、「108条の調査は、因果関係がわからないときに行うものであり、クボタ旧神崎工場については因果関係がわかっているのが該当しない」と答えたということである。

口実を設けて法律で認められた権限すら行使しようとする厚労省、具体的には安全衛生部は、クボタ事件の全容解明を阻もうとしているとしか考えられない。世界的にも類例をみない石綿公害を引き起こし、工場内に100名を優に超える被害者を発生させた工場にかかる徹底した疫学調査を実施することの意義は誰の目に明らかだろう。

これまで報道されていないが、労災補償部による労災認定事業場未公表問題に匹敵する、重大事件と言わなければならない。

旧日本エタニットパイプ

クボタよりも古くから青石綿を使用した石綿水道管を製造していた日本エタニットパイプ（現リゾートソリューション）では、クボタ旧神崎工場と同様の被害を発生させてきた。

12月3日付け毎日新聞の記事中の企業回答にはリゾートソリューションのものがなかったが、12月7日に次の記事が掲載され、大規模な被害状況があらためて明らかにされた。

【2007年12月7日毎日新聞夕刊】

石綿労災・救済認定108人 全国3番目の規模 水道管製造 旧エタニット

「高松市など全国3カ所でアスベスト（石綿）を用いた水道管を製造していた旧日本エタニットパイプの元従業員のうち、中皮腫などの石綿健康被害で労災認定などを受けた人が少なくとも108人に上ることが7日、分かった。民間企業としては被害を公表しているニチアスの307人（子会社含む）、クボタの147人に次ぐ規模。従業員名簿などが残っていないため認定者数の確定は難しく、実際には被害が広がっている可能性もある。

旧社の経営を引き継いだ「リゾートソリューション」（東京都）が、元従業員と遺族が起こした損害賠償訴訟に対応するため調査。元従業員で原告となった人ら28人を除く80人が、労災認定と石綿救済新法による救済認定を受けていたことが新たに判明した。病名の内訳は、中皮腫23人▽肺がん25人▽じん肺32人。労働年数は4～約35年で、多くの人が既に死亡。全員、同社による950万～2890万円の上乗せ補償を受けている。

旧会社は大宮・鷺宮工場（さいたま市など）で1933～85年、高松工場で34～71年、鳥栖工場（佐賀県鳥栖市）で54～85年に、石綿を用いた水道管を製造していた。毒性が強い青石綿も使用しており、ピーク時の50～60年代には700人以上の従業員がいた。

同社は労災認定などを受けた元従業員らに上乗せ補償しているが、一部について交渉が決裂。昨年10月、60～80歳代の元従業員や遺族計57

人が、元従業員1人当たり3850万円の損害賠償を求め高松地裁に提訴した。

同社は「健康被害に遭った人には誠意を持って対応し補償したい」としている。

【大久保昂】

高松地裁に元従業員・遺族（関係労働者29人）が提訴しているが、これとは別に少なくとも80人が労災認定・新法救済認定を受け、かつ会社から労災上積み補償を受けていたというのである。裁判原告関係の29人のうち1人は労災認定を受けていないじん肺患者であるので、労災認定を受けているのは、少なくとも108人ということになる。報道等から、疾病別の内訳は和解80人については、中皮腫23人、肺がん25人、じん肺及び合併症32人であり、原告関係28人については中皮腫6人、じん肺及び合併症22人とみられる。

旧日本エタニットをめぐっては、小菅さんという労働者で労災認定を受けた方の子供が、家族ばく露による中皮腫を発症、死亡したことをめぐる損害賠償裁判（最高裁で遺族が敗訴。裁判では「中皮腫」であることがみとめられなかったが、「中皮腫」としか考えられないと専門家に厳しく批判された。石綿新法施行後、小菅さんの遺族は中皮腫として救済認定を受けた）を含む複数の裁判が提訴されてきたこともあり、経営を引き継いだリゾートソリューションには、一定の資料が残存していると推測される。また、アスベスト問題に取り組んでいる元労働者、労働組合も活動を続けている。

したがって、専門家による疫学調査が実施可能であり、すでにそうした調査が進められているとも伝えられている。被害発生企業での疫学調査実施の情報はここくらいという、まことに寒い状況である。

クボタ、ニチアス…

クボタショック後、一挙に被害が顕在化したことを受けて、被害が多発した石綿関連企業は専門家による疫学調査を実施し、被害の実態と全容の解明を行い調査結果を社会に明らかにして、石綿

被害の救済と被害防止対策に貢献する責任がある、という主張には十分根拠がある。多くの被害者、遺族はこのことを願っている。

現状において各企業は、法律で義務づけられていないことを奇貨として、これを実施しようとはしない。重要な企業はクボタ、そして、ニチアスなど石綿製品製造各社、造船各社、鉄道車両製造各社、旧国鉄など大企業であるが、一定の補償と救済、健康診断実施などに限定した取り組みしかしていない。ニチアスに至っては、退職者の労働組合に対して団交拒否で応じるという、卑劣な被害者分断政策に汲々としている。

そんな中で行われたのが産衛学会の要望だったが、厚労省は見事に隠ぺい体質を発揮し、加害企業の意志を代弁したのである。

法改正と産衛学会要望の実現を！

「新聞報道まで何も知らなかった」というのは、尼崎市の行政責任者の言葉である。

二度とこういうことが起こってはいけなくて、職域の石綿被害の情報を自治体、保健所などにも連絡するようにするべきであるのに、未だに制度化されていない。自治体には環境省の石綿新法の認定情報も伝えられていない。最も情報を把握している厚労省は、被害情報を隠ぺいし、法律に基づく疫学調査を実施することを拒否してきた。

こうした状況を変えるには、法律、制度を変えなければちがいがあかないことがはっきりした。

被害は企業や産業医などの産業保健従事者から自治体に連絡「しなければならぬ」、政府は石綿被害の発生した企業の疫学調査を実施「しなければならぬ」という法改正に取り組もうではないかというわけである。皆さんのご意見とご協力をお願いしたい。

そして、まずは、厚労省が断った産衛学会の要望を是非とも実現しようではありませんか。



（なお、本稿の内容は、立命館大学政策科学会発行『政策科学』に掲載予定である。）

欧州の社会パートナーは労働におけるハラスメント及び暴力と闘う協定に署名

2007年4月26日、ブリュッセル—今日、[欧州] 委員 Spidra の立ち会いのもと、ETUC (欧州労連)、BUSINESSEUROPE (欧州経営者連盟)、UEAPME (欧州職人中小企業連盟) 及び CEEP (欧州公共企業体センター) の事務局長は公式に、労働におけるハラスメント及び暴力と闘う自主的な枠組み協定に署名した。10か月間の交渉を経て締結された本文書は、署名当事者のすべてのメンバーに、労働現場におけるハラスメント及び暴力につながる可能性のあるあらゆる容認できないふるまいと闘うことを義務づける。

この協定によって欧州の社会パートナーは、その全ての事業所におけるあらゆる形態のハラスメント及び暴力をきっぱりと非難し、また、現実にはいくつかの集団及び部門がよりリスクにさらされている可能性があるとはいえ、ハラスメント及び暴力が潜在的にいかなる労働現場及び労働者にも影響を及ぼす可能性があることを認める。なかでも、協定は、以下のような、労働におけるハラスメント及び暴力の問題を予防、把握及び管理する方法を提供している。

—企業に、労働現場におけるハラスメント及び暴力を黙許されないことを概述し、また、問題が発生

した場合にとられるべき手続を明示した、明解な声明を持つことを求め、

—労働者及び/または労働者代表と協議しながら、適切な措置を決定し、見直し、及び監視する責任が使用者にあることを認める

—協定の諸条項が、適当な場合には暴力の事例が第三者によって処理されることを許す

この枠組み協定は、20年前に欧州社会対話が始まって以来、欧州社会パートナーにより署名された6度目のものである。交渉は、条約によって求められている欧州社会立法を提出する前の手順に従って、2005年1月のハラスメント及び暴力に関する[欧州] 委員会の社会パートナーとの正式な協議を踏まえて開始された。この交渉が成功裏に決着したことは、2006-2008年欧州社会対話プログラムの重要な成果のひとつである。

BUSINESSEUROPE、UEAPME、CEEP 及び ETUC のメンバーは、自国における労使の所定の手続及び慣行に従って、2010年4月までに、この自主的な協定の諸条項を実施する義務を負った。

※<http://hesa.etui-rehs.org/uk/newsevents/files/PR%20harassment%20and%20violence%20dft.pdf>

労働におけるハラスメント及び暴力に関する欧州枠組み協定を送付する委員会から理事会及び欧州議会に対する通知

2007年11月8日 ブリュッセル COM(2007)686 final

本通知の目的は、欧州議会及び欧州連合理

事会に、2007年4月26日にETUC (欧州労連)、

BUSINESSEUROPE（欧州経営者連盟）、UEAPME（欧州職人中小企業連盟）、CEEP（欧州公共企業体センター）により署名された、労働におけるハラスメント及び暴力に関する欧州枠組み協定について知らせることである。これは、EC条約第138条に基づく欧州委員会による協議を踏まえ、欧州の産業を横断した社会パートナー間で取り決められた3つ目の自主的協定である。

2004年12月23日に委員会は、2002-2006年労働安全衛生に関する共同体戦略で設定された労働安全衛生分野における委員会自らの課題に照らして、職場における暴力及びその労働安全衛生に対する影響に関して、社会パートナー間の第1段階の協議を開始することを決定した¹。

これに対して欧州の産業を横断する社会パートナーたちは、その2003-2005年社会対話プログラムに沿って、自主的協定の可能性を探るためにこの問題に関するセミナーを開催すると委員会に通知した¹。このセミナーを踏まえて、諸団体は交渉権限を準備し、2006年2月6日に正式に交渉を開始した。枠組み協定に関する交渉は10か月にわたって続けられ、2006年12月15日に首尾よく終結した。交渉に加わった4つの社会パートナーの内部意思決定機関の承認を経て、本協定は2007年4月27日、雇用・社会問題及び機会均等問題担当の欧州委員Vladimir Spidla立ち会いのもとで正式に署名され、報道機関に公表された。

本協定は、職場におけるいじめ、セクシャル・ハラスメント及び身体的暴力の問題を予防し、かつ必要な場合に管理することを目的としたものである。それは、あらゆる形態のハラスメント及び暴力を非難し、労働者をそれらから防護する使用者の義務を確認している。欧州の企業は、そのようなふるまいに対する不寛容（zero tolerance）方針を採用し、また、それらが発生した場合にハラスメント及び暴力の事例に対処する手続を明定することを求められる。これらの手続には、経営者及び全労働者に信任された人物が関与する非公式の段階を含むことができる。申立は迅速に調査、対処されるべきである。尊厳を尊重し、秘密厳守、公明正大かつ公正な取り扱いの原則が尊重される必要があ

る。解雇に至るまでの懲戒処分を含め、加害者に対して適切な措置がとられ、必要な場合には、被害者は復職の支援を受ける。

本自主的協定は、EC条約第139(2)条中の最初の選択肢によって与えられているように、労使及び加盟諸国の定められた手続及び慣行に従って、署名当事者の構成員、すなわち各国の社会パートナー団体により実行されるべきである。それは署名から3年以内に実行されなければならない。4年目に社会対話委員会は、同協定の実行に関する報告書を用意する。

社会パートナーの自主性の原則を尊重しつつも、委員会は、協定が第138条による協議の結果である場合には、第139(2)条中の最初の選択肢に従って実行される自主的協定の一定の場合において果たす特別の役割をもっている²。とりわけ委員会は、文章の事前評価を行ったうえで、自主的協定の出版、及び、欧州議会及び理事会への通知に関与してきた。この事前評価は、署名当事者の代表性及び協定の内容をカバーしている。

代表性：委員会は、以前の検討で調べたように、署名当事者は、欧州レベルにおける産業横断協定に署名するのに、集合的で、十分な代表³であると考えられる。過去に幾度も、彼らは欧州枠組み協定締結する能力を示してきた。すべての署名当事者は、社会対話交渉においてそのメンバーを代表する権限を持ち、その内部意思決定手続に従って協定を承認した。

内容：労働におけるハラスメント及び暴力に関する欧州枠組み協定の個々の条項は委員会の法律に一致しており、その目的は労働安全衛生に関する欧州方針の目標に沿っている。協定は、企業レベルにおいてハラスメント及び暴力に取り組むための、法的アプローチというよりも、行動志向型のアプローチをとっている。委員会は本協定を、安全衛生だけでなく労働者の尊厳を守り、現代的な労働組織を促進するための、社会パートナーによる有用な貢献であると考えている。そのようなものとして本協定は、委員会の協議文書が示した方向に沿って、関連するEU及び各国の法令に付加価値を与えるものである。

この事前評価に照らして、委員会は、労働におけるハラスメント及び暴力に関する欧州枠組み協定を欧州議会及び理事会に通知することを決定した。さらに委員会は欧州諸機関に対して、その宣伝普及及び国レベルにおける実行の支援の双方によって、各々自身の手段を通じて本協定を促進するよう求めるものである。

委員会は、この実行プロセスにおいて社会パー

トナーに対する必要な支援を提供するだろう。また、実行期限が満了した場合、委員会は、社会パートナー自身により行われるモニタリングを優先しつつも、共同体の目標を達成するのに本協定が寄与した程度を評価するための独自のモニタリングを実施する。



※http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2007/com2007_0686en01.pdf

別添：労働におけるハラスメント及び暴力に関する 欧州枠組み協定

2007年4月26日

1. はじめに

労働現場内のすべてのレベルにおける他者の尊厳の相互尊重は、成功する組織の主要特性のひとつである。これが、ハラスメント及び暴力が容認できない理由である。BUSINESSEUROPE（欧州経営者連盟）、UEAPME（欧州職人中小企業連盟）、CEEP（欧州公共企業体センター）及びETUC（欧州労連）（及びEUROCADRES（欧州専門家・経営者審議会）/CEC（欧州幹部・管理職連盟）連絡委員会）は、あらゆる形態におけるそれらを非難する。深刻な社会的及び経済的結果をもたらす可能性のある、この問題に対処することは使用者及び労働者の共通の関心事であると考ええる。

EU⁴及び国の法律は、労働現場におけるハラスメント及び暴力から労働者を防護する使用者の義務を定めている。

様々な形態のハラスメント及び暴力が労働現場に影響を及ぼす可能性がある。それらは、以下である可能性がある。

- 身体的、心理的及び/または性的である
- 一回限りの出来事またはより系統的な態度の繰り返しである
- 同僚の間の、上位者と下位者との間の、または顧客、取引先、患者、生徒等第三者によるものである

一ささいな無礼な態度から、公的当局の介入を必要とする刑事犯罪を含めたより重大な行動まで多岐にわたる

欧州の社会パートナーは、ハラスメント及び暴力が、企業規模、事業分野または雇用契約・関係の種類に関わりなく、潜在的にいかなる労働現場及びいかなる労働者にも影響を及ぼす可能性があることを認識している。しかしながら、一定の集団及び部門がよりリスクにさらされている可能性がある。現実問題として、すべての労働現場及びすべての労働者が影響を受けているわけではない。

本協定は、社会パートナーの能力の範囲内の、また、以下の第3節で示される説明と一致するハラスメント及び暴力の諸形態を取り扱う。

2 目的

現時点の協定の目的は、以下にある。

- 労働現場におけるハラスメント及び暴力に関する使用者、労働者及び彼らの代表の注意及び理解を高めること。
- 全てのレベルの使用者、労働者及び彼らの代表に、労働におけるハラスメント及び暴力の問題を把握、予防及び管理するための行動志向型の枠組みを提供すること。

3 説明

ハラスメント及び暴力は、一人または複数の個人による容認できないふるまいによるものであり、多くの異なる形態をとる可能性があり、いくつかのものは他のものよりもより容易に確認できるかもしれない。労働環境は、人々のハラスメント及び暴力への曝露に影響を及ぼす可能性がある。

ハラスメントは、一人または複数の労働者または管理者が、労働に関連した状況において、繰り返し、意図的に、ののしられ、脅かされ、及び/または自尊心を傷つけられる場合に起こる。

暴力は、一人または複数の労働者または管理者が、労働に関連した状況において、暴行を受けた場合に起こる。

ハラスメント及び暴力は、管理者または労働者の尊厳を犯し、彼/彼女の健康に影響を与え、及び/または敵対的労働環境を生み出す目的または効果をもって、一人または複数の管理者または労働者によって行われるかもしれない。

4 ハラスメント及び暴力の問題の予防、把握及び管理

注意喚起及び管理者及び労働者の適切なトレーニングは、労働におけるハラスメント及び暴力の可能性を減少させることができる。

企業は、ハラスメント及び暴力が黙許されることはないということを概説した明快な声明をもつ必要がある。この声明は、事例が生じた場合にとられるべき手続を明記する。手続には、経営陣及び労働者に信任された一人の人物を助言及び援助を与えるために活用することのできる、非公式の段階を含めることができる。ハラスメント及び暴力に対処するには、事前手続が適切かもしれない。

適切な手続は、以下によって裏打ちされるが、しかし、以下に限定されるものではない。

- 全員の尊厳及びプライバシーを守るために必要な慎重さをもって進めることは全ての関係者の利益にかなう。
- 事例に関わっていない者にはいかなる情報も開示しない。
- 申し立ては遅滞なく調査され、対処される。
- 全ての関係者が公平な聴取及び公正な取り扱いを受けるべきである。

- 申し立ては詳細な情報によって裏付けられるべきである。
- 誣告は黙許されるべきではなく、また懲戒処分をもたらすかもしれない。
- 外部の援助が役立つかもしれない。

ハラスメント及び暴力が起きたことが確認された場合、加害者(たち)に関して適切な措置がとられる。これには、解雇に至るまでの、及び解雇を含む懲戒処分が含まれるかもしれない。

被害者(たち)は支援、必要な場合には復帰の援助を受ける。

使用者は、労働者及び/または労働者代表と協議しながら、問題の予防及び起こった場合の問題への対処の両面において効果的であることを確保するために、それらの手続を確立し、見直し、及び監視する。

適当な場合には、本節の規定を、外部暴力の事例への対処に適用することができる。

5 実行及びフォローアップ

条約第139条に照らして、この自主的な欧州枠組み協定は、BUSINESSEUROPE、UEAPME、CEEP及びETUC(及びEUROCADRES/CEC連絡委員会)のメンバーに、加盟諸国及び欧州経済地域諸国において、労使の所定の手続及び慣行に従って、それを実行することを義務づける。

署名当事者はまた、[EU加盟]候補国のメンバー組織に対して、この協定を実行するよう求める。

本協定の実行は、協定署名日から3年以内に行われる。

メンバー組織は社会対話委員会に対して、本協定の実行に関して報告する。協定署名日から最初の3年の間に、社会対話委員会は、協定の実行状況を要約した年次表を準備し、採択する。4年目に、とられた実行活動に関する完全な報告書が社会対話委員会によって準備され、欧州の社会パートナーによって採択される。

署名当事者は、いずれか1団体から要求があった場合には、署名日から5年間のいずれかの時点で、協定を評価し、見直す。

協定の内容に疑義が生じた場合には、関連するメンバー組織は合同でまたは別個に、署名当事者に照会することができ、署名当事者は合同でまた別個に応答する。

本協定を実行する際に、署名当事者のメンバーは中小企業に対する不必要な負担を避ける。

本協定の実行は、本協定の領域における労働者に与えられる防護の一般的レベルを引き下げることとを正当化する根拠となるものではない。

本協定は、欧州レベルを含め適切なレベルにおいて、関連する社会パートナーの特定の必要性に注目するように、本協定を適合させる及び/または補足する協定を締結する社会パートナーの権利を害するものではない。



- 1 C/2004/5220
- 2 2004年8月12日のCOM(2004)557参照
- 3 欧州社会パートナーの代表性の評価は、COM(93) 600で公式化された3つの基準に基づいている。代表とみなされるためには、社会パートナー組織は、以下を満たさなければならない。
—産業を横断した、または特定の部門または区分に特化したものであって、かつ欧州レベルで

組織されていること

- 加盟諸国の社会パートナー構造の全体及び認知された一部である組織で構成され、協定の交渉をする能力を有し、かつ、可能な限りすべての加盟諸国を代表していること
 - 協議の過程における有効な参加を確保する十分な体制をもっていること
- 4 これには、とりわけ以下の指令が含まれる。
- 人種または民族的事由を問わない均等待遇原則の実施に関する2000年6月29日の指令2000/43/EC
 - 雇用及び職業における均等待遇のための一般的枠組みの確立に関する2000年9月23日の指令2000/78/EC
 - 雇用、職業訓練、昇進及び労働条件へのアクセスに関して男女均等待遇原則の実施に関する理事会指令76/207/EECを改正する2002年9月23日の指令2002/73/EC
 - 労働における安全及び健康の改善を促進する措置の導入に関する指令89/391/EEC
- ※http://ec.europa.eu/employment_social/news/2007/apr/harassment_violence_at_work_en.pdf

交替勤務はがんと関連

国際がん研究機関の新たな発がん分類

2007年12月10日—ETUC-REHS(欧州労働組合研究所・調査研究・教育・安全衛生)

交替勤務が公式に「おそらく」がんの原因であると認知された。世界保健機関のがん部門である国際がん研究機関(IARC)は、専門家の会合で証拠が検討されたことを踏まえて、夜間交替勤務をおそらく発がん性があると分類すると発表した。いくつかの研究が、長年にわたる女性の夜間労働

が胸部がんを引き起こす傾向があることを示してきた。またいくつかの調査も、男性の夜間労働が前立腺がんの率を高めることを示唆している。「この問題はあなたの身体の時計をリセットしている」と、交替勤務の証拠を検討したIARCの10月の会合の議長を務めた、アメリカ国立がん研究所のアロン・ブレアは語る。「夜間に働き、それを長年続けるならば、しょっちゅうシフトを交替する場合よりも破壊性

は少ないだろう」。労働組合は、今回の結論は、企業が交替勤務に関するよりよいガイドラインを確立する必要性を強化するものと考えている。IARCの専門家はまた、塗装工としての職業曝露をヒトに対

する発がん性に、また、消防士としての職業曝露をおそらくヒトに対する発がん性にランクした。



※<http://hesa.etui-rehs.org/uk/newsevents/newsfiche.asp?pk=963>

IARCモノグラフ・プログラムは交替勤務、塗装及び消防に関連するがんの危険性を確認

2007年12月10日

刊行された科学的証拠の徹底的レビューと討論の後、IARCモノグラフ・プログラムにより召集された専門家ワーキング・グループは、以下の結論を下した。

- ・ 24時間周期を攪乱する交替勤務は、ヒトに対しておそらく発がん性がある(グループ2A)。
- ・ 塗装工としての職業曝露は、ヒトに対して発がん性がある(グループ1)。
- ・ 消防士としての職業曝露は、ヒトに対して発がん性の可能性がある(グループ2B)。

これらの結論のサマリーは、ランセット・オンコロジー12月号に掲載される。完全な結果は来年、IARCモノグラフ第98巻として刊行される。

24時間周期を攪乱する交替勤務は「ヒトに対しておそらく発がん性がある」

疫学研究は、長期間の夜間交替勤務が、夜間に労働しない女性よりも高い胸部がんリスクをもつことを示している。これらの研究は主として看護師及び航空機添乗員に関するものである。これらの研究は、恒常的明かり、ほのかな明かり、または模擬長期ジェットラグ(時差ぼけ)が腫瘍の発達を実質的に増加させる可能性があることを示した、動物実験の結果と一致している。他の実証研究は、夜間におけるメラトニン・レベルの減少が腫瘍の発生または成長を増加させることを示している。

「欧州及び北米における労働力人口の20%近くが交替労働に従事しており、保健衛生、工業、運

輸業、通信業及び接客部門でもっとも広く行き渡っている。これまで、ほとんどの研究が、看護師及び航空機添乗員における胸部がんに焦点をあててきた。他の職業における、及び他のがんについての潜在的リスクを検証する、さらなる研究が必要とされている」と、IARCモノグラフ・プログラム責任者コリアンス博士は言っている。

塗装工としての職業曝露は「ヒトに対して発がん性がある」

塗装工の疫学研究は首尾一貫して、肺がん及び膀胱がんのリスクの小さな、しかし実質的に意味のある増加を示してきた。加えて、いくつかの塗装工の研究が、遺伝子の損傷レベルの増加を見出している。

5つのケースコントロール研究のうちの4つが、塗装工本人のリンパ及び造血系がんに関しては結果一致しないものの、妊娠前または妊娠中の母親の曝露に関連した小児白血病の実質的な増加を示した。

塗装工は、多数の化学溶媒、顔料及び添加剤に曝露する。彼らはまた、アスベストや結晶質シリカなどの他の職場ハザードにも曝露する。入手可能な情報は、過剰肺がん及び膀胱がんの原因として特定の要因を確認するのに十分ではない。塗料に使用される溶媒、顔料及び添加剤の変更によって、がんリスクが増加または減少したかどうかを判定することもできない。

消防士としての職業曝露は
「ヒトに対して発がん性の可能性がある」

消防士の疫学研究は、一般人口と比較して過剰がんリスクを認めてきた。火災の種類や消防士の様々なグループにより曝露に大きなバリエーションがあることから、首尾一貫したパターンを識別することは困難である。しかしながら、睾丸がん、前立腺がん、及び非ホジキンリンパ腫の3種類のがんについて、相対リスクは首尾一貫して増加している。

消防士における急性及び慢性の炎症性の呼吸器への影響が認められてきており、このことは妥当と思われる呼吸器への発がんメカニズムを提供するだろう。消防士は、発がん物質であることが知られ、または疑われているものを多数含む、多数の有毒化学物質に曝露する。このような間欠的曝露は強度である可能性があり、吸入性粒子状物質及びとくにベンゼン、ベンゾピレン、1-3ブタジエン及びホルムアルデヒドなどの発がん物質についての短時間曝露レベルが高くなる可能性がある

これらの結果は何が新しく

どんな意味を持つのか

「これらは交替勤務及び消防についてのIARCの初めての評価である。これらの職業をがんリスクの増加と結び付ける信頼できる証拠がないことから、かかるリスクを回避する予防措置を実行できるようにするために、がんリスクを増加させる可能性のある職業に関する事柄をよりよく確認するためのさらなる研究が行われることが重要である」と、国際がん研究機関ディレクターのピーター・ボイル博士は語る。

塗装工としての職業曝露は、1989年以来ヒトに対する発がん性に分類されてきており、今回の新たな評価は、塗装と肺がん及び膀胱がんを関連づけた。今回の新たな評価はまた、母親の曝露が小児性白血病と関連しているかもしれないと示唆している。このリスクが真実であるかどうかを確かめ、検討に値する予防措置を確認するために、この分野においてさらなる研究が行われることが重要である。



※<http://monographs.iarc.fr/ENG/Meetings/vol98-pressrelease.pdf>

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

- 購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)
- 見本誌を請求してください。

安全 センター 情報

10月 ロンドン・11月 釜山 訪問記

石綿訴訟に関する国際会議に参加

ロンドンの被災労働者記念モニュメント

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

弁護士中心の国際会議

10月にロンドンを訪問した。直接のきっかけは、レクシスネクシス (LexisNexis) が10月17-18日に開催する第3回国際アスベスト会議に招待されたこと。同社は、弁護士や保険専門家を主な対象としたミレイ訴訟レポート (Mealey's Litigation Report) を、アスベスト、アスベスト破産、タバコ、鉛等々の課題別に、いまでは56種類も出版している。また、各々の課題別に、討論とネットワーキングの機会を提供する会議のスポンサーにもなっている。

数年前から、「国際アスベスト訴訟レポート」も出版するようになり、毎年、国際アスベスト会議も開催するようになったらしい。今回の会議のタイトルは「世界の最新の訴訟状況 (Global Litigation Update)」で、案内文に以下のように書かれている。

「当初は理想の難燃剤とみなされたこの物質は、皮肉にも最も長期にわたる、そしておそらく最も費用のかかる集団不法行為訴訟となるであろう、世界的な野火のように広がる訴訟の火をつけた—アメリカ合衆国だけでアスベスト訴訟の総費用は最終的に2千億ドルにのぼると予想されている。

国際的に、請求が増大し続け—イギリスにおけるアスベスト訴訟は、『ロイド保険協会の存在にとって最大の単一の脅威』と言われた—補償金額は大きくばらついている—例えば、スコットランドの家族はイングランドやウェールズより数万以上多く受け

取る。アスベスト訴訟の現状を考えると、その広大な影響は今後どうなっていくのだろうか?」

会議の概要だけざっと紹介しておこう。初日の最初のセッションは、「2007年における世界のアスベスト曝露及び訴訟の状況」で、アメリカの弁護士 Kirk Hartleyの座長のもと、同じくAlbert Parnell 弁護士に続いて、筆者のほか、フランスの弁護士でパリ大学で労働法の講師もしているJean-Marc Albiolと、イギリスの民間部門最大の労働組合 Amicusの安全衛生部長のRob Miguelが発表。

第2セッションは、「多国籍訴訟—企業は海外のアスベスト責任をどのように管理しているか?」。有名な『奇跡の鉱物から殺人粉じんへ』の著者でもあるマンチェスター・メトロポリタン大学のGeoffrey Tweedale、破産と集団訴訟に詳しいアメリカの弁護士Robert Phillips、製造物責任からの企業の防衛を専門にしているアメリカの弁護士Mark Goodman、GMB労組の顧問もしているイギリスの弁護士Tom Jonesが報告を行った。

第3セッションは、「補償可能なアスベスト疾患及び損害」。アメリカのMarc Weingarten、Michael RozenとイギリスのPaula Jeffersonの各弁護士が共同でイギリスとアメリカの比較を試みた。

第4セッションは、「アメリカ及びイギリスの司法的側面」。イギリスの「Master Steven Whitaker」とアメリカ・ペンシルバニア州西部地区破産裁判所裁判長のHon. Judith Fitzgeraldが登場。

第5セッションは、「リスクに焦点をあてる：保険

・再保険業界に対するアスベスト訴訟の世界的影響の検証」。アメリカのJohn Heintz、James SottileとイギリスのMichael Cook、3人の弁護士が、日英を中心に最近の訴訟情勢をまとめた。

2日目の最初は、第6セッション「インハウス・ラウンドテーブル：アスベスト訴訟を抱える企業はその責任をどのように解決しようとしているか?」。これは内輪の議論ばかりだったので、欠席した。

第7セッションは、「大西洋をまたがって：アメリカとイギリスの司法システムの類似性と相違」。アメリカのMarc Weingarten、William Mahoney、イギリスのFrank Maguire、James Gleave、4弁護士が発表している。

最後の第8セッションは、「世界的なアスベスト訴訟の特徴：原告、被告及び保険業者に対する究極の影響は?」。国際アスベスト禁止書記局のLaurie Kazan-Allen、Tillinghast-Towers Perrin社の上級顧問保険数理士Matthew Ball、イギリスのIrwin Mitchell法律事務所のパートナーでロンドン・アスベスト疾患チームを率いるGuy Darlaston、アメリカNavigant Capital Advisors社の保険投資銀行部門の責任者であるLeslie Fentonが発表した。

英米のアスベスト訴訟事情

もともとこの会議にはLaurieとアメリカのBarry Castleman、オランダのYvonne Watermanが参加する予定だったので、旅費は主催者持ちで11月の横浜での国際会議の打ち合わせができるのは好都合と考えたもので、Barryは参加しなかったものの、この目的はもちろん達成できた。

会議初日の10月17日に、イギリス貴族院が、「胸膜プラークは病気ではない」として、20年間も確立されてきた補償を受ける権利を奪う判決を下した(<http://www.publications.parliament.uk/80/pa/ld200607/ldjudgmt/jd071017/johns-1.htm>)。これによって、イギリスの企業と保険業界は、2千億円以上の賠償を免れることができるだろうと、会議の出席者にも衝撃を与えたようであった。

また、「Master Whitaker」という言葉が国際

会議のためにLaurieから送られた資料中に出てきて、翻訳チームからイギリス滞在中にこれが何のことか（役職か個人名か?）確認してほしいというメールを受信したところに、本人にお目にかかるという偶然もあった。女王座部（Queen's Bench Division）に配属されたイングランド・ウェールズ最高裁判所のSenior Masterで、ロンドンの王立裁判所における中皮腫及び他のアスベスト関連訴訟の専門家リストを管理している、と説明された。くだんのLaurieの文章は国際会議の資料集に収録できなかったので、別途紹介したいと考えている。

アメリカでは、非悪性がん以外の事例の訴訟が大幅減少。これは、テキサス、フロリダ、オハイオで石綿関連疾患の医学的基準が制定されたことの影響が大きい。中皮腫事例は減少していない。以前にアスベスト訴訟の被告になったことがない、または少なかった企業も訴えられている（ポンプ・バルブ製造業、タルクなどアスベストに汚染された鉱物関係）等々、法律用語についていけない面もあるのだが、最新の情報も入手することができた。

しかし、それ以上に、言わば「ビジネスとしてのアスベスト訴訟」がこのように議論されていることをそろそろ恐ろしくも感じ、日本がこうなって欲しくはないというのが正直な感想だった。

「ハザーズ」誌のインタビュー

2日間の会議を終えると、ロンドンのホテル代があまりに高いことから、あらかじめロンドン・ハザーズ・センターのMick Holderらと相談して、ホームステイをお願いしていたEve Barkerのお宅に、Laurieに連れて行ってもらった。

『ハザーズ』誌 (<http://www.hazards.org/>) のデザイナーをしているEveとは、お連れ合いの故Alan Daltonともども、1999年9月にスコットランド・エジンバラで開催された第7回ヨーロッパ・ワークハザーズ会議(1999年12月号参照)で会っている。

もっと元をたどれば、1998年に石綿対策全国連絡会議がイギリスから代表を招いて国際会議を開催しようと決定したとき、ロンドン大学公衆衛生学・熱帯医学大学院に留学中の友人にロンドン・ハ



Eve Barker(右)の自宅の前で、左はLaurie Kazan-Allen



ロンドン塔前の建設労働者記念碑とMick Holder

ザーズ・センターを訪問してもらい、そこで出会ったのがAlanとMickの二人だった。結局、同年11月にはMickが来日することとなったが（1998年12月号参照）、Alanは、それがもとで名誉毀損で訴えられ自身と『ハザード』誌を破産させられた1979年の自著『アスベスト 殺人粉じん』や、当時安全衛生環境コーディネーターを務めていたTGWU（運輸一般労働組合）の資料等を送り続けてくれた。

残念なことにAlanは2003年末に亡くなった。『ハザード』が、追悼文を掲載しているのので、ぜひご覧になっていただきたい（<http://www.hazards.org/alandalton/>）。

この記事にも、「Alanが30年間パートナーのEveとシェアしたケンティッシュ・タウンの自宅は、国際労働運動のサーキット上の世界的な立ち寄り場所だった」と書かれているが、遅ればせながら彼の死後4年目にして私もゲストにもらったわけである。私の数週間後には、BWI（建設労働者インターナシヨ

ナル）のFiona Murieが滞在するとのことだった。

Eveはちょうど『ハザード』第100号の編集作業中だったが、ころよく泊めてくれ、毎朝違ったスタイルの朝食をサービスしてくれたたばかりでなく、毎夜？フィッシュ・アンド・チップスの名店あるいは昔は山賊が出たという峠のパブで、ビールを飲みながらAlanやEve自身（オーストリアから避難してきたユダヤ人一族）のことも含めてたくさん話もした。

この日は、一休みして女性陣と近くのパブに出かけ、夕方Mick Holderが合流すると、『ハザード』編集長のRory O'Neilから頼まれた仕事だと言って、その場で全国安全センターの活動に関するインタビューがはじめられた。第101号の、主に写真で構成する見開き頁特集に掲載するから、正月までに10枚くらい写真を送ることを仰せつかった次第。

ロンドンの労働者記念碑

ロンドン・釜山 訪問記



25歳で死亡した労働者のモニュメント、左上に碑文の拡大

翌日はMickが、1日ロンドン観光案内を買って出してくれた。自ら元建設労働者（カーペンター）で、一緒に働いた兄弟や友人をアスベスト被害等で亡くしているMickは、1998年の初来日のときも、観光で連れていった姫路城の細かい造作について案内役の筆者にあれこれレクチャーしたものだったが、今回もガイドブックには載っていないロンドン観光を体験させてくれた。

最初に観光客定番のロンドン塔に向かったものの、見せてくれたのは、労働災害で亡くなった建設労働者を記念するモニュメント（前頁右写真）。2年前の4.28（ワーカーズ・メモリアルデー）のときにUCATT（建設・関連産業・技術者組合）が建立したものとのこと。地下鉄のタワー・ヒル/ゲートウェイ駅からロンドン塔に向かってすぐのところにある。

ロンドン塔もロンドン・ブリッジも、「これがそうだ」と眺めて終わって、南東地区方面に向かうー東京で言えば湾岸地区ーは、再開発ラッシュで、新築ビル



カナダ大使館前にて（筆者）

が建ち並んでいる。カナリー・ワーフ駅一だったと思うがーで降りて、ビルの谷間をしばらく歩くと、芝生の中にモニュメントが現われた（左写真）。

転落事故で25歳で死亡した建設労働者の遺族が会社と交渉して設置させたもので、3週間前に完成したばかり。Mickも来たのは初めてと、写真に収めていた。つまり、取材を兼ねた案内だった？

そのままグリニッジまで出かけた。保存展示されている帆船カティサーク号は、5月に火災で全焼してしまったために、目下修理中。この日唯一の観光施設見学となったグリニッジ天文台では、Mickから、マリンクロノメーター開発をめぐる職人たちのドラマについて蘊蓄を聞かされた。

グリニッジからは遊覧船に乗って、国会議事堂手前のウェストミンスター桟橋までテムズ川クルーズ。道路を挟んでビッグベンの向かい側のチャーチルの銅像のある公園前は抗議活動の定番の場所とのことで、この日も反戦平和を訴える座り込み

が行われていた。この日は結局、1日で6軒ほどのパブで(全てイングランドの)ビールを飲んだ。

翌日は今度はLaurieに案内をしてもらう。バッキンガム宮殿はじめ観光名所は皆口をそろえて、「わざわざ行くことはない」。Eveの家からそれほど遠くないところからカナル(運河)クルーズができるということになってカムデン・ロックへ。ここからパデントン駅近くの高級住宅街まで優雅な船旅を楽しんだ。

そこから散歩しながら、ピカデリー・サーカス、トラファルガー広場へ。同広場脇にあるカナダ大使館(高等弁務官事務所)前でLaurieが、「ここがカナダのアスベスト輸出に対するいつもの抗議行動の場所」と、記念撮影(前頁右写真)。ニューヨーカー

のLaurieはイングランド・ビールだけにこだわらないので、この日はベルギー・ビールにしようと、4~5種類を楽しみながら、世界アスベスト会議(GAC)やアジア・アスベスト会議(AAC)のことを含めた今後の展開についても話し合った。

翌日には帰国という、決してゆったりとは言えない日程だったが、そこは、10月15日に石綿対策全国連絡会議の運営委員会を開いて国際会議を含めた11月の結成20周年行動の内容を詰めた翌日に出発し、27-28日には群馬(伊香保・榛名湖温泉)で全国安全センターの第18回総会という強行軍であるからいたしかたなし。初めてのロンドンを堪能させていただいた。



韓国産業医学会の石綿シンポに参加 釜山のアスベスト紡織工場被害現地調査

ロンドンから帰国した翌23日にLaurieから、11月初めに韓国・釜山でアスベスト・シンポジウムが開かれるという知らせがもたらされた。

韓国の友人たちに問い合わせると、大韓産業医学会の第39期秋期学術大会が11月10-11日に釜山で開催され、そのプログラムの一環として11日午後、同学会と市民環境研究所(CIES、韓国環境運動連合(KFEM))の研究機関)の主催、環境部、源進労働環境健康研究所、ソウル地下鉄労組後援によるシンポジウム「韓国のアスベスト曝露実態と対策」が企画されているのだという。この場で、「世界のアスベスト追放運動と韓国の課題」について報告する予定の市民環境研究所のチェ・エヨン研究委員が、最新の国際情勢をLaurieに問い合わせてきたものだった。

5月の日韓共同シンポジウム(2007年7月号参照)の後、7月にはSBC(ソウル文化放送)の来日取材と1時間のドキュメンタリー放送、さらに、釜山MBC(文化放送)が釜山の石綿紡織工場周辺地域住民の中皮腫発症率が高いことを報じ(2007年10月

号58頁参照)、その調査を行った釜山国立大学のカン・トンク(姜東黙)教授を11月23-24日の横浜での国際アスベスト会議に招くことに(9月)という経過の中で、筆者も含めて何人かがこれに参加したくなったことは言うまでもない。

労働健康連帯の鈴木明さんもパネラーに予定されていたらしいが、別の用件で参加できなくなったという。通訳が確保できなくては無理かとあきらめかけたが、ウルサン(蔚山)大学のキムヤンホ(金良昊)教授に相談すると、彼も学会に参加するので、通訳を引き受けてもよいとのこと。他方、11月の国際会議の準備も佳境を迎えつつあったが、筆者が3日ほどいなくなっても大丈夫と許してくれた。GAC2004開催の経験をもつ優秀な準備チームが存在してこそその話である。

実はカン教授が今回の大会の事務局長役であり、日本からの参加は歓迎、ホテルの宿泊も確保できとのこと。その後参加できることが確定すると、日本の状況を発表してほしいという話にもなった。

かくして、筆者と、患者と家族の会の古川和子

ロンドン・釜山 訪問記



さん、関西労働者安全センターの片岡明彦事務局次長、毎日新聞の大島秀利記者の4人で、11月10-12日の最短日程で釜山を訪れることになった。

夕方に釜山のホテルで集合し、ソウルから乗り込んできた活動家メンバー—チェ・エヨンとお連れ合いのイム・シンヒさん、ソウル地下鉄労組のチェ・ハクス(崔学洙)さん々と打ち合わせ(翌日、江南西草環境運動連合のキム・ヨンラン(金英蘭)さんも合流した)。後のおふたりには日韓共同シンポジウムで発表をしてもらっており、とくにキムさんとは、8月24-25日に東京で開催された「環境被害救済に関する日中韓国際ワークショップ」(日本弁護士連合会、日本環境会議、東京経済大学の主催)でも報告をするというので、筆者は参加してその場でも会っている。一方、前のご両名は、2006年9月の「環境被害に関する国際フォーラム—水俣50年の教訓は活かされたか」(2007年1・2月号参照)に韓国環境運動連合代表団の一員として参加していたという。筆者も話しているうちに思い出した。

同フォーラムの報告記事にも書いたように、「今後アスベスト問題に取り組む可能性のありそうな人材をリクルート?することも、今回のフォーラム参加にあたっての個人的な関心事のひとつだったが、この面では新たな成果はあまりなかった」—おふたりとは話していなかったが、このとき話をした韓国からの参加者の反応もいまひとつだった。

しかし、その後2006年末には、「アスベスト・フリー」なる小さな(メンバーは3人と言ったが、イムさんが「私もメンバーよ」と言ったので、上記の4名の)グループを結成して韓国でアスベスト問題の草の

根の取り組みを広げることを誓い合ったのだという。

2007年7月の釜山MBCの放送の後、8月9日には、ソウルから環境運動連合、源進労働環境健康研究所、労働健康連帯の関係者らが釜山を訪れて現地調査と、民主労総釜山地域本部労安委員会、地元の3つの大学病院関係者らとともにワークショップが開催された。そして同月末には、韓国最大のアスベスト紡織企業・ジェイル(第一)社が釜山の工場を閉鎖した後の海外移転先と目されるジェイルFARJARインドネシアの工場(インドネシア・チビノン)をエヨン氏らが訪れて調査を行っている。環境運動連合が地球の友の韓国支部であることの利点を生かして、地球の友インドネシア(WALHI)と協力しての行動だったという。

5月の日韓共同シンポジウムには参加できなかったペク・トミョン(白道明)・ソウル大学教授もドイツから帰国して釜山での集会に参加したことも含めて、これらの動きは伝わってはいた。実は筆者とペク・トミョン、キム・ヤンホ両教授は同じ年齢なのだが、エヨンはペク教授の学生だった、さらにお連れ合いも現在同教授の社会人教室の学生であるという。これまでに何人、ペク教授の学生に会ったことになるだろうか(社会人教室も含めると10人は下らない)。

ともあれ基本的な情報の交換と翌日の日程調整をしてから、産業医学会の懇親会に合流。これまでの日韓交流で知り合った何人かの学会員(大学や研究所の研究者)の全てから、朝鮮日報で「おまえの顔を見た」と冷やかされた。石綿対策全国連絡会議が受賞した日韓環境賞(2007年12月号51頁参照)のニュースで、筆者へのイ



インタビュー記事が顔写真入りで掲載されていたのだった (<http://www.chosunonline.com/article/20071104000023>)。余談だが、12月にはこの記事を見た韓国のある中堅企業の会長さんの訪問も受けた。会社の経営は次男に譲って、ホームレスへの炊き出し支援などの活動をしているこの方は、国会議員として元大統領の保健政策補佐の役割もしていたという。アスベスト対策について韓国で何か役割をしたいとのことであった。

懇親会後もエヨン氏らと情報交換を継続。話を重ねるにつれて、日韓各々が持っていた情報の隙間―パズルの空白が次々と埋まっていくような刺激的な体験であった。

翌日午前中は、釜山環境運動連合に車と運転手を出してもらい、エヨン氏らの案内で、現在も稼働中の工場と前述の韓国最大のアスベスト紡織工場の跡地をまわった。

前者は、現在はアスベスト紡織品は製造していないが、いまでも中国からの輸入製品を取り扱っているとのこと。彼らが問題提起してから、同工場は排気システムを新設したそうで、ピカピカの屋上排気口やパイプが見えた(前頁左写真)。

後者の跡地は現在高層マンションになっている(前頁右写真)。上の階にのぼってみると、直下の狭い道路を挟んだ向かい側の小学校が見渡せる(左写真、左下が小学校のグラウンド)。周囲は再開発のまったなかで、古い建物は取り壊されているので、かつての近隣住民のかなりが別の場所に移転してしまっているものと想像される。飛び込みで小学校を訪問して、校長から各年の卒業生の数



などの話を聞いた。

その後、産業医学会の会場に戻って、カン教授や地元釜山環境運動連合のスタッフらと交えたスモール・ディスカッション(右写真)。前日の情報交換も踏まえて、日韓のアスベスト公害の状況や両国のアスベスト産業の関係等についてわかっていること等を話し合った。時間不足だったが、これが今回の訪問の本当のクライマックスで、お互いの今後の課題と協力の必要性が痛感できたと思う。ここまでは、通訳なしでの奮闘でもあった。

午後は15時から18時まで(実際には19時すぎまでかかった)、メイン会場を使って、シンポジウム「韓国におけるアスベスト問題」が行われた(次頁写真は発表者+日本からの参加者の記念撮影)。以下に内容のみ紹介しておこう。

テーマ①：石綿被害の疫学調査事例研究

発表1：「釜山石綿紡織工場の環境性石綿曝露と健康問題」カン・トンムク教授(釜山大)

発表2：「石綿取扱業種の職業性石綿曝露と健康問題」イム・サンヒョク所長(源進労働環境健康研究所)

パネラー：アン・ヨンスン教授(東国大)、チェ・ハクス部長(ソウル地下鉄労働組合)、チェ・スヨン局長(釜山環境運動連合)

テーマ②：石綿問題の過去と未来

発表3：「石綿の過去曝露評価」チョ・サンジュン(源進労働環境健康研究所)

発表4：「石綿問題の今後の展望」ペクトミョン教授(ソウル大)

パネラー：ノ・ヨンマン教授(漢陽大)、キム・ヒョンニョ



ン教授(カトリック大)、キム・ヨンナン局長(江南ソ
 チョ環境運動連合)

テーマ③: 石綿公害追放運動の活性化

発表5: 「世界の石綿追放運動と韓国の課題」
 チョ・エヨン委員(市民環境研究所)

発表6: 「アスベスト禁止に向けた取り組み: 日本の
 経験とアジアにおける進展」 古谷杉郎

発表7: 「韓国での石綿被害救済訴訟」 イ・ホチュ
 ル弁護士(テグ民弁)

パネラー: イ・サンユン(労働健康連帯)、ソ・トドク(釜
 山環境と自治研究所)、アン・ビョンギョ(釜山第
 一化学中皮腫被害者遺族)

テーマ4④政府の石綿政策点検および改善方向

発表8: 「環境性石綿曝露関連政策」 イ・ジョンヨン
 事務官(環境部)

発表8: 「職業性石綿曝露関連政策」 クォン・ホアン
 チーム長(労働部)

パネラー: イ・ジョンテ教授(漢陽大)、イム・ジエ局長
 (環境運動連合)

私の発表は、前述のとおり、キム・ヤンホ教授に通
 訳していただいたが、国際会議でもない韓国語での
 (非常に早口の) 会議の発表をその場で通訳して
 もらうのはさすがに不可能だった。

残念ながら、アン・ビョンギョさんは体調不良のた
 め参加できなかったようだが、1971年にニチアスの
 技術・資本援助で設立された第一化学との合併企
 業・第一アスベストで働き、一緒に働いた妻を石
 綿肺で亡くしたパク・ヨンクさんが参加。大島記者
 は早速、会議終了後にインタビューを行っていた。
 (筆者は釜山MBCからインタビューを受けた。)

エヨン氏を11月の横浜・国際会議にという話も
 あったのだが、それよりも別途、直接関西方面に
 来てもらった方がよいだろうと話して帰国した。し
 かし、今回のこともまた起爆剤となったのか、韓国
 側の動きも急になって一韓国石綿追放全国ネット
 ワーク(仮称)設立に向けて、Laurieに横浜訪問の前
 後に韓国に寄れないか依頼がいったり、2008年6
 月29-7月2日にソウルで開催される世界労働安全衛
 生会議への対応も話題になる(この件については
 ロンドンでLaurieとも話し合っていた) など一急遽、
 エヨン氏も横浜に呼ぶことになった。

国際会議後、彼は関西に移動して、王寺・斑鳩、
 泉南、尼崎、河内長野と日本のホットスポットを訪
 れ、濃密な交流や情報交換を重ねることとなった。

帰国後の12月4日には、釜山のアスベスト紡織工
 場に1976年から2年間働き、中皮腫により2006年
 に46歳で死亡した女性労働者の事件で、テグ(大
 邱) 地方裁判所が、会社に1億3千万ウォン支払う
 よう命じた判決を下した。韓国における初めての
 アスベスト訴訟判決である。エヨン氏は、テレビ・
 ニュースに生出演したという。

12月28日には、釜山でアスベスト被害者・家族の
 会の初めての集まりがもたれた。1月には、韓国政
 府が釜山第一化学アスベスト被害の現地調査を
 実施することになり、日韓関係者の相互訪問の日
 程調整も行われているところである。

本報告でほとんど具体的に書かなかった釜山
 の状況や日韓のつながり等についても、あらためて
 報告できるものと考えている。



ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



EUの石綿禁止：塩素電解隔膜の例外は維持

EU作業委員会の結論

危険な物質及び製品の流通及び使用の制限
(理事会指令76/769/EEC)に関する
作業委員会委員に対する覚書
クリソタイル・アスベスト隔膜の特例の見直し

欧州委員会企業・産業総局
ブリュッセル・2007年7月3日
Doc.7-WG-limitations-03-07-07

アスベスト繊維及びそれらが意図的に加えられた製品の流通及び使用は、指令1999/77/ECによって、加盟諸国による塩素アルカリ産業における既存の電解装置に使用されるクリソタイル・アスベスト含有隔膜(ダイヤフラム)を免除する選択肢付きで禁止され、この特例は2008年1月1日までに委員会によって見直されなければならないこととされた。何の措置も講じられなければ、現行の特例はそれらの装置が稼働寿命を終えるまで継続されることになる。この問題は2006年7月12日の作業委員会の会議で最初に討議された。

現 状

EU内で3つの装置がなおアスベスト隔膜を使用している。これらの工場は約1万人の直接及び間接雇用を提供している。2つはドイツに、1つはポーランドにある。シュターデ(ドイツ)にあるダウの工場は1,000以上の電解槽を稼働し、年約100万トンの塩素を製造している。ラインベルク(ドイツ)のソルバーの工場は約120の電解槽を動かし、ビドゴシュチ(ポーランド)にあるツァハムは約170である。この3つの工場の電解槽内の隔膜は合計約300トンのアスベストを含有している。これら3つの装置は、全て比較的古く、低電圧タイプのもので、相当数の調査研究プログラムが行われたにも関わらず、利用可能な隔膜の代替物がない。対照的に、高電圧装置は代替物で首尾よく操業することができ、EU内のいくつかの装置はすでに転換されている。

低電圧及び高電圧の装置の技術的特性

産業側は、低電圧で稼働する装置は電力消費を最小化し(電力が製品コストの60%を占める)、酸化プロピレンと(エポキシ樹脂用)エピクロロヒドリンを合成する下流のクロロヒドリン・プロセスで直接使用できる10%苛性ソーダ溶液を産出できるよう

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

に設計されていると報告している。とりわけ重要なエネルギー節約ステップであるこれらのプロセスでは、濃度50%以下の苛性ソーダは避けなければならない。低電圧設計は、高電圧装置で 사용되는ものよりも大きな隔膜によって特徴づけられる。隔膜は、高反応性電解質、すなわち塩素や苛性ソーダを分解させる働きをし、大きな隔膜面積はより大きな隔膜物質の分解能力を必要とする。高電圧装置に適当な代替物は、低電圧装置では安全問題、すなわち水素を伴う塩素の強い発熱反応特性による爆発のリスクを引き起こす程度の、電解製品の混和を許容する。

装置の物理的レイアウトの違いも、低電圧装置の高電圧装置への経済的転換を妨げている。高電圧装置による低電圧装置の交換は、事実上工場の立て直しを必要とし、問題の3つの工場にとつては経済的に実行可能とは思われない。

産業側の立場

産業側は、200人・年の尽力と3,700万ユーロをかけた、潜在的な代替物、すなわちポリマーや鉱物についての1975年から2004年にわたる調査は、63の内部報告書と29の特許を生み、また、1990～1998年の間の多数の実物大試験をもたらしたと報告している。しかし、低電圧装置で十分に機能した新物質はなかった。事前の情報提供に基づく同意(PIC) 手続に関するロッテルダム条約の暫定化学物質検討委員会は、可能性のあるアスベスト代替物として24の物質を挙げている。産業側はそれらの隔膜材としての技術的使用可能性を評価し、22物質は電解槽環境内では化学的に不安定であり、残る2物質、ポリテトラフルオロエチレンとグラファイトは、それらの湿潤または熱伝導特性のために適当でないとした。全ての潜在的に適当な隔膜材候補をスクリーンし、それら全ての可能性を効果的にあますところなく研究し尽くすための研究プログラムが検討されている。

今後の技術開発の見通しが乏しいことを踏まえて、産業側は、高電圧装置よりもエネルギー効率が良い低電圧装置の使用の継続と、それらへのアスベスト隔膜の使用がリスクを生じさせないということ

を主張している。

アスベスト隔膜の使用継続によるリスク

最終的廃棄を含めた、アスベスト隔膜のそのライフサイクル全体を通じた取り扱いは、現行の諸法令、すなわち労働者のアスベスト繊維への曝露に関するものに従ったやり方でなされなければならない。実際に、電解槽は塩素ガスを封じ込めるため稼働中密閉されていることから、労働者曝露の可能性は、隔膜を交換するとき(寿命は10年以内)だけに存在している。産業側は、クリソタイルに関する労働者の曝露限界に十分適合できると報告している。例えば、ドイツでは、大気中のアスベスト繊維濃度は自然界のバックグラウンド・レベルを超えなかったし、ポーランドでの当局による隔年毎の監視結果は粉じん及び繊維濃度の許容限界以下の値を記録している。これら2か国の当局は、3つの装置の稼働継続を許しており、委員会に対してそれらの安全性に関する懸念を何ら表明していない。

要約及び企業総局の評価

産業側は代替隔膜材を開発するために相当の努力をしてきたように思われる。代替物は高電圧装置ではうまくいくことを証明したが、低電圧装置ではそうではない。また、これ以上の代替隔膜材の開発の今後の見通しはかなり乏しいようである。

低電圧から高電圧稼働への既存装置の転換は高価にみえ、既存装置がより大規模な統合施設の一部として稼働していることから経済的に実行可能でない。委員会は、アスベスト隔膜の使用継続がリスクとなることを示す情報は何ら受け取っていない。

アスベスト代替の技術的困難性は、特例が認められた当時と同じであり、当該装置の稼働がリスクをもたらしてはいなさそうであることから、この特例を撤廃する根拠はなさそうである。



EUのアスベスト禁止からの免除

Kartika Tamara Liotard (GUE/NGL) からの
委員会に対する書面による質問

2007年9月27日

2007年7月3日に、企業・産業総局の作業委員会が、白石綿(クリソタイル)を含有する隔膜の使用に対する適用に関する、EUのアスベスト禁止(指令1999/77/EC)からの免除措置に関する見解を公表した。作業委員会は、2008年1月1日に期限満了になる、この免除措置をさらに延長するよう勧告した。

1. この決定に至るまでに作業委員会は、患者団体、労働組合や保健・環境団体などの関連するNGOと協議を行っていないことを、委員会は確認することができるか? すでに行っているのであれば、どの団体と協議し、どのような意見だったのか?
2. アスベスト含有隔膜の代替品は、蛍光分析によるポリマーとジルコンからつくられる物質であるPolymerixというかたちで利用可能であり、それらはすでに塩素の電気分解に使用されていることを知っているか? そのような代替品が存在することを踏まえれば、免除措置の継続は指令1999/77/ECに違反しはしないか?
3. 作業委員会が、水素を製造する1企業が同様に白石綿含有隔膜を使用していることを、委員会は確認できるか? そうであれば、これはどこの企業か? これは、塩素の電解製造向けの隔膜についてのみ免除を許している指令1999/77/ECに違反しはしないか?
4. アスベスト含有隔膜の使用は労働者及び環境にとって安全であるとする作業委員会に、委員会は同意するのか? そうであれば、委員会の立場はどのような調査研究に基づいているのか?
5. 委員会は、作業委員会の見解を承認する意向なのか? 委員会は、さらなる調査研究が必要とは思えないのか? そうであれば、なぜ



※<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+WQ+E-2007-4631+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN>

委員会を代表してのMr. Verheugenの回答

2007年11月8日 E-4631/07EN

指令1999/77/EC¹は、クリソタイル繊維及び同繊維を意図的に含有させた製品の市場への流通及び使用を禁止している。この制限は2005年1月1日に発効した。1999年8月15日より前に現存している電解装置について例外が設けられ、加盟国は、同装置が耐用年数に達するか、または適当なアスベスト・フリーの代替品が利用可能になるまで、クリソタイル隔膜の使用を許すことができる。この免除措置は、2008年1月1日までに委員会によって見直されなければならないこととされている。

この免除措置については、指令の管理に責任を持つ委員会の作業委員会の会合の場で、加盟諸国及び産業界と議論された。最初の討議は2006年7月12日に行われ、産業界はこの免除措置の継続を支持する主張をした。委員会は関連する企業に、代替物を見つけるためになされた努力、労働者の安全を確保するために適用される措置、及びアスベスト含有廃棄物の処分に関する情報を提供するように求めた。提出された包括的な資料の分析が、その後の2007年7月3日の作業委員会の会合で議論された。

その評価結果は、高電圧電解装置についてはアスベスト・フリーの代替品が入手可能であるが、低電圧装置についてはそうではないこと、後者の装置の稼働はリスクを生じさせないこと、したがって免除措置の終了を正当化する根拠はないというものであった。加盟諸国と産業界は委員会の評価に同意し、それゆえ見直しの結論は、免除措置を維持するということだった。名誉議員から提出された具体的問題についての回答は、以下のとおりである。

1. 電解装置の隔膜に対する免除を正当化する根拠は、2つの点に基づいている。すなわち、適当なアスベスト・フリーの代替品がないこと及びリスクの不存在である。そのため作業委員会の討論には、これらの問題に関する情報を提供す

ることのできる専門家、すなわちアスベスト・フリーの代替品の入手可能性に関連する産業界の代表、及び同装置の健康及び環境に対するリスクを評価したことのある加盟国の代表を必要とした。委員会に提出された資料の評価は、欧州労働組合連合(ETUC)及び欧州消費者機構(BEUC)の双方が入手できるようにし、また、両者を作業委員会に出席するよう招いたが、どちらの組織もそうせず、何の意見も寄せられなかった。作業委員会による評価報告書²は、意見を提出できるように公にされている。

2. 委員会は、Polymerix隔膜が高電圧電解装置での塩素の製造に使用されていることに気付いている。Polymerix隔膜は、低電圧塩素アルカリ装置で試みられてきたが、適当であるとみなされなかった。後者の装置に対して免除措置を継続することは、したがって指令1999/77/ECに違反するものではない。
3. 2007年7月の作業委員会の会合で、スウェーデンは、1企業が、水素の製造にクリソタイル・アスベスト隔膜をいまだ使用していることを報告した。委員会はスウェーデンに詳細を報告するよう求めた。いくつかの情報がすでに届けられ、さらに追加を求めている。指令1999/77/ECは加盟諸国に、いかなる種類の電解装置に対しても免除することを認めている—除外措置は塩素アルカリ装置に限定されてはいない。
4. 委員会には、免除を与えることが人間の健康または環境にリスクをもたらすと考える理由はない。加盟諸国の能力ある機関が、労働者保護及びアスベストに関連する有害廃棄物規制の遵守を確保するため、とりわけ、潜在的に労働者がアスベストに曝露する可能性のある作業に関して使用者が厳格に従わなければならない義務を定めた指令91/382/EEC⁴、指令98/24/EC⁵及び指令2003/18/EC⁶によって改訂された指令83/477/EEC³の諸規定に関して、隔膜が設置されているこれら装置の監督を行っている。許容レベルを超える曝露事例は報告されていない。アスベストの有害性はよく知られており、特定の施設におけるアスベストによるリスクは、リサー-

チではなく、現場での曝露レベルの監視を求められている。

5. スウェーデンの装置に関しては今後解明することを条件として、2007年末までに反対の証拠を受け取っていないことから、委員会は、免除措置の終了を提案しようとは考えていない。上述した見直しの経過に関する報告は、アスベスト・フリーの代替品を見付け出すためになされてきた調査研究の努力の詳細を提供している。潜在的な適当な代替隔膜物質は、すべて産業側によって確かめられ、短期的には適当なアスベスト・フリーの代替品が開発される見通しはわずかであると考えられた。



1. 一定の有害物質及び調整品の流通及び使用の制限に関する加盟諸国の法令及び行政規定の接近に関する理事会指令76/769/EEC付録に第6回目の技術的進歩への適合をさせる(アスベスト) 1999年7月26日の委員会指令1999/77/EC、OJ L 207, 1999年8月6日。
2. http://ec.europa.eu/enterprise/chemicals/legislation/markrestr/deiOgation_chrysotile_asbestos_diaphragms.pdf
3. 労働におけるアスベストへの曝露からの労働者の防護に関する1983年9月19日の理事会指令83/47/EEC、OJ L 263, 1983年9月24日。
4. 労働におけるアスベストへの曝露からの労働者の防護に関する指令83/47/EECを改正する1991年6月25日の理事会指令91/382/EEC、OJ L 206, 1991年7月29日。
5. 労働における科学的因子に関連するリスクからの労働者の健康及び安全の防護に関する1998年4月7日の理事会指令98/24/EC、OJ L 131, 1998年5月5日。
6. 労働におけるアスベストへの曝露からの労働者の防護に関する指令83/47/EECを改正する2003年3月27日の議会及び理事会指令2003/18/EC、OJ L 97, 2003年4月15日。

※<http://www.europarl.europa.eu/sides/getAllAnswers.do?reference=E-2007-4631&language=EN>

くも膜下出血の労災認定

東京●過労労災は「自己責任」ではない!

石油会社のJOMO（ジャパンエナジー）の子会社で、殺人的な長時間労働の末に障害を負った労働者とその家族が、私たち全国一般東京東部労組とともに取り組んでいる「過労労災」の闘いを報告する。

過労労災にあったのは、JOMOのガソリンスタンドを関東一円で展開する「アジア商事」（東京都新宿区）で働いていた橋直彦さん（38歳）。2006年11月、研修中にくも膜下出血で倒れ病院に運ばれた。当初は、「生存率20%」と言われたほどの生死の境をさまよった。幸いにも一命はとりとめたが、「高次脳機能障害」という重い障害でいまでも入院したままだ。

橋さんには、社内で「チーフスーパーバイザー」という肩書きがついていた。連日早朝から深夜まで本社での資料づくりや会議のほか、スタンドまわりなどの仕事に追われていた。

橋さんの妻、美智代さんは帰りの遅い夫を心配して、倒れる7か月前に生まれた長男の「育児手帳」に、直彦さんの毎日の出社・帰宅の時間をメモしていた。それによると、朝8時までには出社し、日付が変わってから帰宅する日も多くあった。1日20時間を超

える長時間労働の日もあった。1年間で休日は、正月の1日しかなかった。

夫が倒れたのは過重労働による労災と感じた美智代さんは、2007年1月、すかいら一く過労死遺族が設立した「過労死をなくそう! 龍基金」に相談し、夫婦で東部労組に加入した。

組合は、会社との団体交渉を重ねた。労災認定を優先課題とし、団交では、会社側から橋さんの長時間労働を裏付ける資料を提出させることに力を注いだ。会社側は、使用者に課せられている労働時間の把握、管理をやっていなかったことを認めた。代わりに組合側は、通勤に使っていたETC（高速道路の料金収受システム）の記録やパソコンのログインの記録などの開示を求めて、部分的に引き出すことができた。

団交と並行して、新宿労働基準監督署との話し合いを重ねた結果、橋さんは2007年6月に、「過労労災」と認定された。タイムカードなど正確な労働時間の記録がない中でも、美智代さんが克明に記していたメモのほか、長時間労働を推定できる客観的資料を得られたことが認定の決め手になった。

許しがたいのは、長時間労働を認めて謝罪してほしい、という美智代さんの訴えに対して、会社側は、「どれぐらい働いていたか、証拠がないのでわからない」などと、自らの責任を一切認めない姿勢に終始している点である。

「本人には休めと言ったのに休まなかった」と平然と家族に語り、あたかも橋さんが倒れたのは「自己責任だ」と言わんばかりの対応を示している。

現在、組合と家族は、「過労労災」について会社側に謝罪させ、責任をとらせるための闘いを進めている。親会社のJOMOの責任も追及していきたいと考えている。みなさまの支援・協力をお願いします。



（全国一般東京東部労組
須田光照）

労基署が不支給決定を撤回

神奈川●決定後にみつかった医証もとに

昨年、鶴見労働基準監督署から、不支給の決定通知を受け

取ったとき、遺族のIさんには、大きな疑念が生じた。通知書には

「中皮腫とは認められない。肺がんだったとしても、石綿曝露作業従事期間が10年に満たず認定基準に該当しない」旨が記されていた。3年前に亡くなった夫の死亡診断書には、「悪性胸膜中皮腫」とあった。なぜそれが「肺がん」に?それとも肺がんでもないの?夫の病気は何だったの?役所が決定したからには然るべき理由があるはずだ。Iさんから相談を受けた神奈川労災職業病センターは、鶴見労基署に説明を求めた。

Q なぜ、中皮腫ではないのか?

A 主治医の意見書は「中皮腫の疑い」となっているが、局医は「確定診断されているわけではなく、検査成績からも中皮腫とは断定できない」という意見だ。

Q 確かに確定診断はされていないが、ヒアルロンサン値が異常に高いこと、末期症状に激痛があることなど、明らかに中皮腫の症状と考えられる。

A 本省協議でも、中皮腫と診断するものではないという結果だった。

Q では、肺がんと診断する医学的根拠はあるのか?

A …

Q 医学的根拠なく、なぜ肺がんと診断するのか?

A …

Q それとも、別の病気だと言うのか?

A …

Iさんの夫は、自動車部品製造(株)鶴見工場に3年間在籍していた。現在は厚木にある同社

の調査によると、リアクスル組立の工程で、プレーキシューというプレーキドラムの接触する部分にアスベストが含まれていたという。中皮腫であれば、「石綿ばく露作業への従事期間が1年以上」という認定基準を満たすが、肺がんであれば、「10年以上」という基準に満たない。死亡診断書の病名を単に否定するだけで、肺がんなのか、まったく違う病気なのか。病名を確定することも、その医学的根拠も示さずに済ますことは、補償を受けられないばかりか、遺族をいたずらに不安と混乱に陥れるだけである。

労働局の監察官立ち会いのもと鶴見労基署に再度説明を求めたが、回答は変わらなかった。Iさんは、不服審査請求を行った。1年経っても審査決定が下りず、不審に思っていたところ、審査官でなく、鶴見労基署から呼び出された。署の説明は、「不支給決定後、前医の調査で肺切片をプレパラートにしたものが見つかり、検査したところ、石綿繊維が見つかった。これは新たな医学的事実であり、評価に値す

る。したがって自庁取り消し扱いとします、云々」。Iさんは、専門的なことはよくわからないが、とにかく不支給決定は取り消すということだけはわかった。

「自庁取り消し」とは、署の決定に重大なミスがあったり、決定後にそれを覆す新たな事実が確認されたときに、署が自ら下した決定を取り消すもので、通常あまり例がない。本省協議中にもわからなかったものを審査官が、前医にまで足を運び、プレパラートがあることを指摘したことが、最終的に自庁取り消しの決め手になったようだ。この事例に限っては、審査官による公正な審査が働いたという点は評価できる。

しかしながら、被災者が通院した医療機関の医学的資料を調べるのは、労働基準監督署が当然行なうべきこと。しかも鶴見署は、旧朝日石綿や日本鋼管など石綿被害事例を多数扱っているの、比較的調査には慣れているはず。それが、審査請求をしないと適切な決定ができないようでは困る。猛省を促したい。

(神奈川労災職業病センター)

クロス職人の中皮腫逆転認定 北海道●4年越しの再審査請求

Hさんは、中学卒業後の1962年から、30数年にわたって、表具・内装の職人として作業に従事し、札幌で暮らしてこられた。

2003年1月、胸に水がたまり病院を受診したHさんは、3月、悪性胸膜中皮腫と診断された。妻であるT子さんは、看病の合間を

縫って労災請求をしたものの、10月、労災の決定を待ちながら、Hさんは亡くなられた(享年54歳)。残されたT子さんは、遺族補償給付の労災請求もしたが、2004年9月、札幌中央労働基準監督署は、不支給の決定を下した。

T子さんからの相談を受け、急遽、東京労働安全衛生センターも札幌に飛び、労基署に不支給決定の理由を確認した。署の回答は、「関係者の申述から作業による石綿曝露が明確ではない」「中皮腫との診断ではあるものの、レントゲン、CTで石綿肺を示唆する所見なし。胸膜プラークなし。病理標本中、石綿小体、石綿繊維認められず(当時)」というものだった。

10月、中皮腫・じん肺・アスベストセンターと東京労働安全衛生センター事務局は、連携してT子さんの北海道局への審査請求をサポートすることになり、元同僚に一同に集まってもらうなどして、署側の聴取状況を確認した。すると、署の調査の問題点が明らかになった。

確かに職業曝露調査は、「精力的」に行われていたが、その視点はあくまでクロス作業、もしくはクロス材に関するアスベスト含有に関連した聞き取りに集中しており、いわゆるクロス職人たちが仕事をする際、周辺で行われている別業種(サイディング等)と同じ場所での間接曝露については、ほとんど検証されることはなかったのである。2003年当時、サイディング等、代表的なアスベスト建材の情報そのものが、建設

関係者に十分に行き届いていなかった。ましてアスベスト建材を常に使用する立場にない表具工が、石綿含有建材について詳しくなくても決して不思議ではなかったし、知らないこと自体は彼らの責任でもない。一方の労基署の調査官は、アスベスト製品の情報が十分公表されていないなか、「自分たちより詳しいだろう」と思われるHさんの同僚、関係者たちの証言に頼っていた。その結果、「職業性石綿曝露なし」と「判断」したのだった。

同僚たちにアスベスト建材について説明しつつ、現場の実態と照らし合わせ、サイディング切断作業などとの混在作業による間接曝露を理解してもらい、あらためて聞き取りを行うと、見事にHさんの石綿曝露状況が浮かび上がってきた。

2005年1月、同僚3名の新たな証言、アスベストセンター所長・名取医師の診断書、代理人・東京労働安全衛生センターの要望書により、①再度の同僚証言者への聴取、②可能な追加検査法の実施、③職歴・曝露実態重視の判断と本省との十分な協議を求めたが、審査官は、これを全く無視したかたちで同月のうちに請求を棄却してしまった。

しかし、T子さんはあきらめることなく再審査請求の手続きを取り、主張の場は東京の労働保険審査会に移った。この間、Tさんは体調も崩してしまっていたが、2006年6月、闘病中の身体を押して公開審理の場で夫の無念を訴えた。そして、2007年10月、つ

いに取り消し決定=業務上認定を勝ちとった。

裁決書は、「被災者の従事していた作業は、認定基準に石綿曝露作業として示されている『石綿製品の切断等の作業』、『石綿製品が被覆材又は建材として用いられる建物、その附属施設等の補修又は解体作業』あるいは『石綿曝露作業の周辺等において、間接的な曝露を受ける作業』に該当するものと認められ、石綿曝露作業に従事していたものと判断される」とした。

自ら従事する作業上で、直接アスベスト製品に係わるのが少ないとされる表具・内装(クロス工)の人たちは、「建設現場のどこに・どんな石綿含有建材が存在するのか」という情報を与られてこそ、自らの石綿曝露の可能性をはじめ理解できた。

Hさんと妻・T子さんの4年に及ぶ認定への闘いに私たちが教えられるのは、必要な知識や情報が不足していることの恐ろしさである。こうした苦難を繰り返さないためにも、最盛期には3,000種類にも及んで生産されていたというアスベスト製品についての全面的な調査を国が実施するとともに、クボタショックが起こった時点で行った中皮腫・肺がんの労災認定が出ている事業所名の公開を、平成17年度、18年度とその後さらに続けていくことが必要不可欠である。救われるはずの被災者が自らの救済の機会を失ってしまわないよ



(東京労働安全衛生センター)

「時間の壁」に阻まれる曝露確認

大阪●審査請求で中皮腫労災認定

砂川清美さんから私の携帯に電話があったのは、2007年2月のはじめだった。

最初は、砂川さんの娘婿であるY氏からだった。患者と家族の会のホームページを見て、関西支部集会の案内から私の携帯番号を知ったようだ。そして、数日後の休日、関西安全センターの事務所に砂川清美さんと娘さん夫妻が相談に訪れた。

ご主人の故砂川久夫氏は、1957年に木村工機という空調機器の会社に就職して、当時は大阪市中央区上本町にあった本社・工場の二階の寮に住みながら、溶接などの仕事を行っていた。その後工場は1961年に八尾市に移転し、やがて第一・第二工場が設立された。そして、砂川氏は、第二工場長などを歴任して、定年退職を迎えた。

定年退職後は、奈良県立医大の空調コントロール室に勤務し、砂川氏が体調異変の後に中皮腫と診断されて死亡したのは1999年。クボタショックのニュースで、これは労災だと知ったご家族は、石綿新法の制定直後に近隣の社会保険労務士に時効労災の申請を依頼した。

社労士に依頼して安心していただけた妻の清美さんは、2007年1月に

驚くことになった。労災認定の決定を信じて疑わなかった清美さんのもとに、東大阪労働基準監督署から「不支給決定通知」が届いたのだ。その直前の12月中旬、清美さんは同労基署の聞き取り調査に応じていた。その聞き取りから間もなくの決定書に不信感を抱いた清美さんが事の真相を正すと、労災申請の書類は社労士のもとでストップしていて、監督署への提出が遅れていたのだ。さらには、清美さんからの聞き取り直後の決定書。あまりのことに娘婿Y氏は、ホームページから私の携帯番号にたどり着き、相談にこられたのだ。

その後、木村工機と同僚の聞き取り作業を始めた。東大阪労基署では、同僚聞き取りなどの調査は全く行わず、木村工機の「アスベストは使用していない」という申し立てのみを採用していた。そこで、証言者探しを始めたのだ。最初はKY氏という古くからの知人が職場の状況を説明してくれた。そして、徳島市在住のKT氏にも話を聞きに走った。古い記憶の中で必死に手がかりを求める私に、KT氏は、泉南の染色工場に行った話をしてくれた。染色工場では、染めた反物を乾かすために、ケーシングという長

さ10m位の鉄の箱の中を通過させる。箱の中は熱風が出ていて、その断熱材としてアスベスト使用されていた。熱風を送るコイルが故障すると溶接担当だった砂川氏たちが修理をしていたという。仕事が終わって会社に帰る途中、あまりにも体中がイガイガと痛痒いので、泉州の海の中で体を洗ったことがあったという。

しかし、そのような証言をいくら提出しても、大阪労働局の審査官には理解してもらえなかった。「アスベスト曝露したという決定的なものが無い」というのが理由だった。確かに、当時の状況はなかなか把握できなかったこともあるが、空調機器の会社では断熱材と無縁であるはずがない…そのような歯がゆさを、私達は感じた。時間が経過していき、「そろそろ結論を出さないといけない」という労働局側。良い結論が出ることは期待できそうにない中で、片岡さんは木村工機の組合の方と会う段取りをしてくれた。そして、組合の方の話の中から「コイルにアスベスト布を巻いていた」という話も出てきた。そして、機械の据付に行き天井裏にあるアスベストを吸引した可能性も出てきた。

審査請求を出して10か月後の11月中頃、やっと「取り消し通知」が届いた。喜ぶ妻の清美さんだったが、啞然とする事実が…。清美さんが社労士に依頼したのは、2006年3月の石綿新法制定時だった。しかし、社労士から監督署に請求書類が提出されたのは2006年10月。この数か月間

の遺族年金は逸失してしまっていた。それでも、認定通知に安堵する清美さんだった。

いつものことながら、今回のケースも「時間の壁」に阻まれて大変に難航した。30年、40年も前のことを掘り起こしながら進める作業には限界がある。当時を

知る同僚は限られている中での聞き取りは至難の業だ。中皮腫であるという確実な診断でも、時空の壁は越えられないものか、とあらためて問題の深さを実感したケースだった。

(古川和子 
関西労働者安全センター)

新たな医証検討せずに棄却

兵庫●保管肺組織の検査等求める

Sさんは、三菱重工神戸造船所において電気溶接作業員として、約44年間にわたり溶接作業に従事してきた。1990年に同社を退職し、その後1998年に「食道がん、右肺がん」と診断され、1999年5月に、直接死因「胸部食道がん」で亡くなられた。

遺族は、石綿救済法に基づき請求を行ったが、神戸西労働基準監督署は不支給決定を行い、審査請求についても棄却の決定が行われた。その理由は、「死亡労働者について、石綿曝露の事実認められるものの、医学的な所見から業務上の疾病とは認められない」とするものだった。

被災者のSさんは、1998年、「食道がん、右肺がん」と診断されたが、その約1年前に、神戸大学病院において左肺腫瘍の切除術を受けていた。審査請求に際し収集した神戸大学病院の病理組織検査によると、「血管気管支鞘に高度の粉じんの沈着

がみられる。鉄と炭粉が主たるもので、芯が黒色、まわりが鉄さび入りの溶接工肺で典型的にみられる粒状物質も多く見られる。結節性病変のほとんどが凝固壊死で、粉塵の沈着あり…」と記されていた。

しかし、調査復命書を見ると、神戸西署においては、神戸大学病院への調査がまったく行われていなかった。左肺の部分切除を行った後の胸部X線写真及び胸部CT写真を読影しても、正確な医学的な所見が得られるとは考えられない。

そこで審査請求に際しては、神戸大学病院の組織診断書等の証拠を提出し、保存されていることが判明した肺組織の検査を審査官に依頼した。ところが、審査請求の決定書を見ると、請求人が新たに提出した証拠書に関する検討がまったく行われておらず、神戸大学病院の保管されている肺組織の検査も行われて

いない。

審査請求の決定に際して、どの証拠を採用するのかは審査官の裁量であると思う。しかし、原処分庁においてまったく調査が行われていない医学的な証拠書を提出しているにも関わらず、労災医院に意見を求めることもせず、医学的な所見を検討するに際して大変貴重な肺組織の検査も行われていない。

これでは、決定書の内容は原処分庁の提出した資料のみを使って作文をしたのではないかと疑いたくなる。担当審査官は、「業務上の事由によって発症した疾病とは求めることはできない」と判断しているが、判断を行う以前に調査がし尽くされていないことが大問題なのである。

今春、兵庫労働局において審査官の文章偽造及び徴収文章の紛失事件が発覚したが、本件の担当官はその当事者だ。

現在、本件については、労働保険審査会での審理が進められている。

被災者は約44年間にわたり溶接作業に従事し、石綿粉塵に曝露したことは明らかであり、このことは原処分庁も認めている。神戸大学病院に残された肺組織を検査し石綿小体及び石綿繊維の本数を数えれば、より科学的な石綿曝露の医学的判断が出るものと考ええる。ずさんな審査により被災者が切り捨てられることがないよう、審査会の慎重な審議を期待したい。



(ひょうご労働安全衛生センター)

非正規労働者の死亡労災2倍

韓国●安全保険研究動向書で指摘

作業場で仕事をして事故に遭って死亡する比率が、正規職に比べて非正規職が2倍以上も多いという調査結果が、昨日公開された。2千か所余りの事業場を標本にして、2～5月の労災事故を調べて見ると、34人が労災で亡くなったが、このうちの21人が非正規職だった。慶南(キョンナム) 巨済(コジェ) の大宇造船海洋では、今年に入って事故が起こったり過労などで亡くなった労働者が7人で、すべて非正規職だったという。非正規職労働者がどれくらい産業災害の崖っぷちに追い込まれているのかがよく分かる数値である。

災害対策は正確な実態把握を基礎にする。しかし我が国の労災統計は依然としてでたらめである。今回の調査も既存の労災統計が現実を正しく反映できていないという指摘によって労働部、経済人総連と二大労総などが一緒になって構成した、労災統計改善委員会が出したものである。委員会は、勤労福祉公団の労災承認統計を単純に合算した既存のやり方と違い、事業場の管理者が労災発生記録表を作成するように、調査員が毎月訪問してこれを集計するやり方をするようにした。この結果、2

～5月の災害率は今年の公式統計では0.13%であったが、今回の調査では災害率が0.22%となった。隠蔽された労災事故が調査方式の小さな変化で赤裸々にあらわれたのである。こういう隠蔽は非正規職の労災事故ではもっと横行している。事業主が労災件数が多いことにともなう不利益を避けるために、報償金や病院費などで間に合わせる、いわゆる「公傷」で処理するケースが多く、その対象者は無力な非正規職であることが常である。

非正規職の労災対策で急がれるのは、これらの労働環境に合った法と制度の改善である。

現行の産業安全保健法には、派遣・下請け業者の労働者に問題が発生すれば、元請け業者が連帯責任を負うようになっている。不渡りを出したり支払い能力がない下請け業者の被災労働者を保護するための装置であるのに、現実には元請け業者が連帯責任を負うことはほとんどない。したがって元請け業者に連帯責任が厳格に問われるように、制度を補完しなければならない。また産業部門別、雇用形態別に細かい規定が作られる必要がある。例えば労災事故の隠蔽の可能性が大きい建設業に対しては、格別の監督体系を作るのである。関連企業などが業種あるいは地域別に連帯して、労働者の健康基金を共同で設置して、対処する方案も模索する必要がある。非正規職労働者の基本権を強化するのも、またひとつの労災対策である。



2007.10.21 ハンギョレ新聞社説

韓国タイヤで相次ぐ突然死

韓国●労働強度が直接的な原因?

労働部は(11月)1日から「韓国タイヤ特別対策班」を構成して本格的な原因調査と対策作りを始める。しかしマスコミ報道以後、9月1か月間だけで何と4人の労働者が死亡したことが確認され、労働部の緩慢な対応がさらに事態を大きくしたという非難を

免れるのは難しいと見られる。

地域新聞の<大田日報>の最初の報道に続き、8月に<毎日労働ニュース>が、民主労働党大田地域委員会の情報提供によって、「韓国タイヤで6人の労働者が心臓麻痺で突然死するなど、8人の労働者が次々に亡くなっ

た」として、有害な作業環境について疑惑を提起した。

マスコミ報道の後も、心臓麻痺で1人、がんで3人の労働者が相次いで死亡した。9月2日に生産管理チームの権某氏（44歳）が急性心臓麻痺で亡くなり、6日後には同じチームの安某氏（51歳）氏が脳髄膜腫瘍で亡くなった。3日後の9月12日にはLTRsubチームの崔某（47歳）が肺がんで、9月29日にはPCR1subチームの許某氏（47歳）氏が食道がんで死亡した。心臓疾患で死亡した権氏を除いた残りの3人は、昨年と今年の間にがんの判定を受け、療養期間が1年経たずに死亡した。また、錦山工場の品質管理チーム所属の李某氏（44歳）氏が8月から急性脳出血で忠南大病院に入院中で、また死亡者が出てくる可能性も排除できない。

韓国タイヤの事業場に指導監督責任がある大田地方労働庁は、マスコミ報道が出た以後にあたふたと事態の状況把握を始め、労働部は先月から韓国安全公団に疫学調査を要請して調査に着手した。この間韓国タイヤの作業環境に対する調査は

労使が自主的に実施した安全点検が唯一で、これさえも具体的な内容と結果は明らかにされず、遺族から怨みを買っている。

労働界の一部は「韓国タイヤの死亡者が次々と増えるのには、指導監督と初期対応を粗雑にした労働当局にも責任がある」として、強い不満を表明している。

2007.11.12 マル誌

韓国タイヤの大田工場で、脳心血管系疾患で昨年5月以後に労働者5人が亡くなったのは、キツイ労働と会社の健康管理のずさんなどが直接的な影響を及ぼしたという調査結果が出た。

大田乙支大病院の呉チャンギョン教授（産業医学科）が30日、大田の韓国タイヤ中央研究所で行われた「脳心血管疾患予防に関する保健管理体系および職務ストレス評価と死亡、7人の業務関連性」説明会で明らかにした。呉教授は韓国タイヤの労使と大田地方労働庁の依頼で、9月から「韓国タイヤの労働者保健管理実態」を調査してきた。

呉教授はこの日の説明会で、脳心血管系疾患で昨年5月以後

に亡くなった工場労働者5人は、△長期間の交代勤務、△キツイ労働、△会社の健康管理のずさんなどを体験したことが確認されたとした。彼は「これらは4組3交代勤務と延長勤務をしながら、5～14kgのタイヤを一日最大350回も持ち上げたり、摂氏70度以上の工場に投入されて激しい労働をした」とし、「反復的な高強度な労働は病状を悪化させ、死因に直接的な影響を与えたもの」と説明した。呉教授はまた「職業病に注意しなければならない『病気有所見者管理実態』を調べたところ、大田工場の事後管理は34%にとどまり、それさえも一回だけのケースがほとんどだった」。「特に亡くなった労働者のうち2人は、会社が持続的な管理さえしておれば死亡は防げただろう」と指摘した。

しかし呉教授は「研究員として働いていて亡くなった労働者2人は、身体的な労働強度や精神的なストレスがいずれも高くなかった」として、「彼らの死因と業務の間には関連性がないものと見られる」とも話した。



2007.11.30 ハンギョレ新聞

たたけよ、さらば開かれん、そして何をなすべきか

国の振動障害検査指針批判から

学会振動障害研究会ワーキンググループへの参加へ

決して誉められたことではないが、産業衛生学会にはここ10

数年出ることはできなかった。その一因として、振動障害の診療

に従事する傍ら、労災患者に対するゆすりやたかりを陰で画策

する勢力との対峙が長期間強いられていたためである。(大本営発表ばかり聞いていたのでは、世の中の実相はわからない!)

さて、本誌(『労働者住民医療』)でもすでに四国勤労クリニックの近藤院長をはじめとして国の振動障害検査指針についての問題点や批判が明らかにされている。私も労働者住民医療機関連絡会議の一員として、2006年5月、仙台にて産業衛生学会に久々に出席した。このとき、国の労災認定対策室長、只野氏と遭遇し、場外論戦もあえて行った)。同年8月の国との直接交渉で検査指針の批判をしながら、指針を精読し、統計学的な不十分点や医学的な基本的誤りについても学会の場で指摘してきた。「連帯を求めて孤立せず」、の感覚で心ある人たちにも働きかけてきた。

国との交渉の中で国側の運用基準にいわゆる宮下基準なるもの(和歌山医科大学学長・宮下和久教授の論文が根拠となっている。このInd Healthに掲載された英文の論文を私は何回読んだことだろう)があり、四国で振動障害の業務上外を問う事例において、検査指針が先行して実質化されており、いわゆる「宮下基準」の独り歩きも散見されていることも知った。

こうして、2006年秋の産業衛生学会秋の振動障害研究会が大阪で開催された。10℃10分冷水浸漬テスト判定基準ワーキンググループ座長(ほかに名古屋大学・榊原教授がメンバー)北

海道勤医協・佐藤修二医博の医学文献情報の報告があり、また先の只野室長より、同テストの判定基準についての学会としての見解作成を1年程度を目途として欲しいとの要請があった。山口大学教授・原田規章世話人の呼びかけに応じるかたちで、批判だけではなく建設的に参加すべきと、周囲に相談することなく、私はワーキンググループに新たに参加することを申し出た。手を上げてから考えよう、よがつくからよそう!?いや、たたけよ、さらば開かれん。それは、医学知識と体力と時間の3つの次元における限界突破を自らに強いることになった。そして、第1回の会議に参加する直前までと終了直後に最初の試練が待っていた。

時間がないばかりでなく、失うものもほとんどない中で、例年、冬季は振動障害の検診と定期報告などの書類作りだけでも忙殺されるのだが、インフルエンザの流行もあり、2007年1月より3月にかけて時間、気力、体力の減少は深まっていった。第1回の会議を控えた3月23日、列車出発直前まで、診察の間のこまざれ時間で文章づくりをしていった。診察室と医局の往復をしながらの意見書づくり、これが相当きつく、第一の試練だった。

24日の会議で、私が提起した課題(これは最後の第5回会議まで持ち越した)が「振動障害診断の黄金律をどうするか」だ。黄金律が明確でないため、検査の診断における位置づけが限定されざるを得ない。症例群や対

照群の選択の仕方や、検査の指標ごとに受信動作特性曲線(これが検査の意味合いを明らかにする)を描いていくなど作業の大まかな方向性を確認した。会議を終え、両手に持ちなれない書類を抱えてカーブのついた階段をおりる途中で、不覚にも足元を誤ってしまった。幸いにも軽度の打撲で終わったが、これが第2の試練となった!?

試練ばかりではない。学問研究をされている諸先生は、大変多忙であるということを知った。また、限られた条件の中で非常に真剣に真面目に仕事をされており、新幹線の中でも寸暇を惜しんで仕事され、締め切りぎりぎりまでがんばっていた。座長の佐藤修二先生は前日午後11時まで文章の手直しをし、最終報告日は午前4時から10時まで報告書の校正と印刷に尽力された。困難なまとめをなしとげた姿勢は敬服に値する。

そのほか台風に追われながら、列車にとびのった神戸会場での会議も忘れられないし、10月27日の研究会での学者先生との論戦もあるが割愛する。

ワーキンググループの活動成果は報告書に成文化されたが、私見では、10℃10分冷水浸漬検査法の判定基準が約束どおり提案され、研究会として採択されたこと。また、その意義が国が導入しようとしている手指動脈圧(FSBP%)に遜色のない敏感度、特異度を有するものであること。国が重視している負荷前値からの回復率(5分回復率、10分

回復率)は相対的に意義が低いことが明らかになったことなどがある。10月27日大阪での研究会の最後に、世話人の原田教授が「久しぶりに緊張感のある研究会だった」とコメントされ、参加者一同どっとどよめいたことが研究会の雰囲気物語っていたと思われる。

現在の認定基準は、比較的予防的見地から定められていると私は思う。それは国の方策に抗し、裏木曾の林業の労働者や

山田信也先生をはじめとする、先進的医学研究者により病態の解明、治療や生活権の保障、予防策の確立が追求されてきたことに大きくよっているためであろう。(武谷三男編『安全性の考え方』岩波書店1967年)

今の厚生労働省の行財政改革は、労働者の保護よりも、財政支出の削減を究極の目標として、財界、財務省の期待に添えている。この動向にみあって、検査主義、他覚的所見主義におちいり、

認定基準を後退させてはならないと考える。

最後に、医学の理論的指南をして頂いた、畏友、久繁哲徳医博(医療テクノロジー・アセスメント研究所所長欧州WHO・健康エビデンス顧問)に深謝したい。理論なくして実践はありえない。未だ道は遠い。しかし、なせば



大分県勤労者医療生協
佐伯診療所 所長 久米 行則
『労働者住民医療』誌から転載

表1. 振動障害診断のための冷水浸漬皮膚温検査法の評価基準等に関する調査研究の概要(H18年度厚労省委託研究)の結論部分

[結論]

- 1 冷水浸漬手指皮膚温検査は12℃5分法/10℃5分法ともに冷水浸漬直後値を除いて、前値・5分後値・10分後値ともに、白指有症者群は健常対照群に対して統計学的に有意に低値を示した。しかし、夫々の検査法は白指有症者と健常者との判別にある程度寄与するが、これらの検査法単独での診断には限界があると推測された。
- 2 冷却負荷手指血圧検査(FSBP%)では白指有症者群の各指における中央値は15℃・10℃ともに健常者群に比較して低値で、15℃ではⅢ・Ⅳ指が、10℃ではⅡ・Ⅲ・Ⅳ指で統計学的な有意差が認められた。FSBP%は白指有症者で振動障害の診断に寄与するが、白指症状があっても低値を示さない偽陰性者が一定の割合で存在すると推測された。
- 3 指先振動感覚閾値検査ではISO方式(31.5Hz、125Hz、4Hz)およびRION方式(125Hz)とともに振動障害者群と健常者群との間に統計学的な有意差が認められ、何れの検査でも振動障害者と健常者との間に高い判

別性を持つことが示唆された。

表2. 振動障害における10℃10分法冷水浸漬手指皮膚温検査判定(評価)基準に関する報告書のまとめ部分

3-3-5.まとめ

冷水浸漬検査における手指皮膚温の6指標について複数のカットオフ値を設定して、敏感度と特異度を求めたが、直後値、5分回復率、10分回復率で特異度を考慮した場合に敏感度が十分でないことが認められた。また、直前値が低い場合でも、回復率の指標で正常と判断される場合があり、回復率を使用する場合に注意を要することが確認された。判定基準として、3案が提示されたが、それぞれの敏感度と特異度の比較のように、第2案と第3案で敏感度がやや高い程度で大きな差はないと判断される。しかし上述のように、第1案では前値が低い場合に矛盾する判定結果が出る回復率とカットオフ値が検査水温の範囲内になる直後値を含んでおり、第2案、第3案の方がより望ましいと考えられる。また、第1案、第2案の判定基準におけるスコアの重み付け便宜的に点数化されたものである。それに比べて第3案は判定基準が論理的でかつ容易であり、敏感度や特異度が他の案と同等に得られたことから判定基準として最も有用



爆発！ 拡大するアスベスト被害 クボタショックから2年、そして、これから…

格差と隙間のない補償と救済、
アスベストのない社会の実現をめざし、
被害者と支援者の思いが繋がった集会報告集。



編著
アスベスト被害尼崎集会実行委員会
定価 1470円（本体1400円＋税）
A5判・200ページ・ソフトカバー
ISBN 978-4-939042-33-1

アスベストショック クボタショックから2年 写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会

主な内容

アスベスト公害の原点 クボタショック
アスベスト被害 各地の状況
兵庫県尼崎市／横浜市鶴見区／大阪府泉南地域／大阪府河内長野市
奈良県斑鳩町・王寺町／岐阜県羽島市
アスベスト被害をめぐる医療・法律・補償の現状

発行 株式会社 アットワークス

大阪市中央区谷町-1-7-3 天満橋千代田ビル8階
TEL:06-6920-8626 FAX:06-6944-9807
<http://www.atworx.co.jp/works/pub/33.html>



【特別価格 1,260円（本体1,200円＋税、送料込。但し、代金振込手数料別）】での購入申込書

- ①中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 ②中皮腫・じん肺・アスベストセンター、
③全国安全センター及び各地域センター の各会員向け

（ファックスの場合上記のいずれかに○をつけていただき、以下の＜お届け先＞各項目にご記入の上、ご注文下さい。電話、電子メールでのご注文の場合は、上記会員である旨をお知らせ下さい。）

＜お届け先＞

氏名又は団体名：

住 所：〒

電話： — — FAX： — —

注文冊数： 冊 ※本書送付の際に請求書、振込用紙を同送いたします。

FAX:06-6944-9807

- 東 京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東 京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東 京 ● 三多摩労働職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群 馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 新 潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 228-2127 / FAX (025) 224-8825
- 静 岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889
- 愛 知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 E-mail roushokukuen@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三 重 ● 三重安全センター準備会
〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内 E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 225-4088 / FAX (059) 225-4402
- 京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御堂町64-1 アンビシス梅垣ビル1F E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大 阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区本町1-2-13 ばんらいビル602 E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲中通1-7-6 E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵 庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0802 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL (078) 251-1172 / FAX (078) 251-1172
- 広 島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳 島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛 媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 E-mail npo eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 34-0900 / FAX (0897) 34-5667
- 愛 媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 931-8001 / FAX (089) 941-6079
- 高 知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大 分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 503-9833
- 宮 崎 ● 旧松尾鉾山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403 有明ビル2F E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖 縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒900-0036 那覇市西3-8-14 TEL (098) 866-8906 / FAX (098) 866-8955
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432



SHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC JOSHRC

安全センター情報 2008年1・2月号 (通巻第346号) 2008年1月15日発行 (毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL: 3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

JOSHRC
 報2008年1・2月号(通巻第346号) 2008年12月28日第三種郵便物認可
 1979年12月28日第三種郵便物認可
 0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生
 TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>